

第2次

さつま町総合振興計画 後期基本計画



鹿児島県さつま町



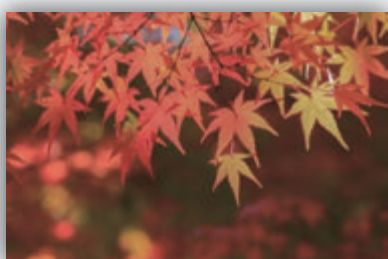
さつま町町民憲章（平成17年11月18日制定）

わたくしたちさつま町民は、先人たちが築いてきた歴史と山紫水明の豊かな自然に感謝し、健康で明るく住みよいまちづくりへの誓いをこめて、ここに町民憲章を定め、その実践に努めます。

- 思いやりと温もりで育む 心豊かなまちをつくります
- 豊かな地域資源をいかした 活力あるまちをつくります
- 人と自然が共生する 美しいまちをつくります
- 生きがいをもとめ楽しく学び 文化の薫るまちをつくります
- 元気で笑顔にあふれ 互いに支えあうまちをつくります



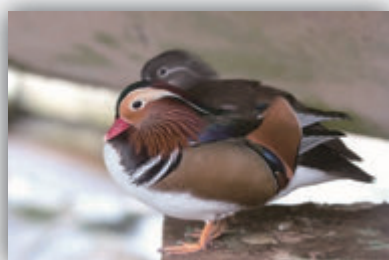
町の木・花・鳥・昆虫・竹



町の木【モミジ】



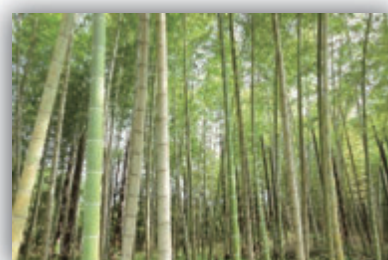
町の花【薩摩寒蘭】



町の鳥【オシドリ】



町の昆虫【ホタル】



町の竹【孟宗竹】

夢と希望の持てる元気なさつま町



本町は、平成28年度から令和7年度を計画期間とする「第2次さつま町総合振興計画」に基づいて、「ひと」、「まち」、「自然」、「みんなで紡ぐ」を基本方針に、「ひと」のふれあいと「まち」のにぎわい、「自然」のうるおいを掛け合わせ、オールさつまの魅力とパワーを結集した、「みんなで紡ぐ さつま町」を目指して、協働のまちづくりを進めてまいりました。

前期計画（平成28年度から令和2年度）の5年間では、人口減少問題を最重要課題として捉え、子ども・子育て支援、生きがい・健康づくり、移住・定住の推進、農商工の振興、観光交流の活性化、地域づくり支援など、各種施策を積極的に進めてまいりましたが、人口減少から生じる諸課題の克服に至っていないことから、令和2年3月に「第2期さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、更なる取組を進めております。

こうした状況を踏まえ、後期基本計画の策定にあたりましては、前期計画の成果等について検証を行うとともに、「第2期さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置づけた、「子育て支援」、「産業基盤の強化」、「移住・定住」などの人口減少対策を引き続き最重要課題として捉え、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として策定いたしました。

本計画においては、人口減少と少子高齢化の影響による、各種産業の労働力不足や地域コミュニティの担い手確保が大きな課題であることから、重点プロジェクトの一つに、「未来の人材確保プロジェクト」として位置づけ、次世代を担う若者や子ども達が活躍し、将来にわたって持続可能な社会を構築するための、さつま町を支える人材育成に取り組んでまいります。

今後、まちの将来像の実現に向け、「まちづくりは自分ごと」の意識の醸成を図り、町民と行政がそれぞれの役割を担い、互いに協力する協働のまちづくりと、生涯幸福度の高いまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、まちづくりアンケート調査や計画案に対する意見募集により、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました振興計画審議会委員の皆様、並びに関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和3年（2021年）3月

さつま町長 日高 政勝

目 次

第1章 序論

1 総合振興計画の概要	2
2 まちの概要及び特徴	5
3 さつま町を取り巻く社会状況	7

第2章 基本構想（平成28年度～令和7年度）

1 将来像	12
2 基本方針	12

第3章 後期基本計画（令和3年度～令和7年度）

1 計画施策体系・施策別基本計画の見方	14
2 施策別基本計画	18
(1) 《まちづくりの姿勢》『みんなで紡ぐ』	18
(2) 《基本方針》『ひと』ふれあう	25
【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち	26
【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち	36
【基本目標Ⅲ】 とともに認めあい、支えあうまち	49
【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち	54
(3) 《基本方針》『まち』にぎわう	61
【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち	62
【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち	73
【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち	82
(4) 《基本方針》『自然』うるおう	90
【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち	91
【基本目標Ⅸ】 ふるさつを見直し、資源を大切にするまち	96
3 重点プロジェクト	100

資料編

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定経過	106
第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定体制	107
さつま町振興計画審議会	108
持続可能な開発目標（SDGs）の詳細	112

第1章 序論

序 論

- 1 総合振興計画の概要
- 2 まちの概要及び特徴
- 3 さつま町を取り巻く社会状況

1 総合振興計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成28年3月に策定した「第2次 さつま町総合振興計画」の基本構想に示されている「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」を実現するため、前期基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）に基づき各種政策・施策を実施してきました。

計画策定後、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。少子高齢化や過疎化の進行に伴い、集落機能や活力の低下など、地域コミュニティをめぐる様々な問題を克服するために、多様な主体がそれぞれの役割のもとに連携し、積極的に語らいを深めるなど、共生・協働によるまちづくりが必要となっています。

この度、前期基本計画の5年間の計画期間が令和2年度をもって終了することから、引き続き基本構想を実現するため、新たに後期基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定しました。

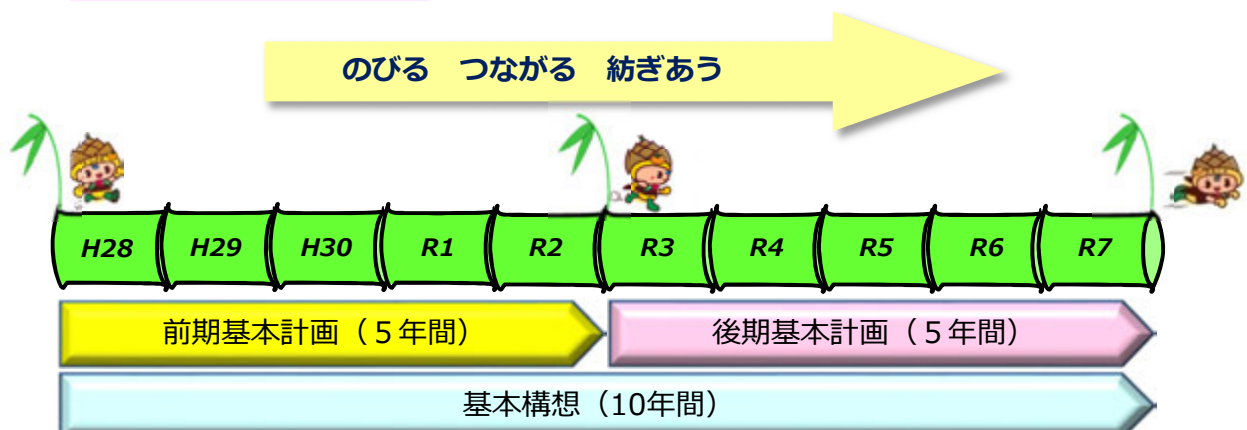
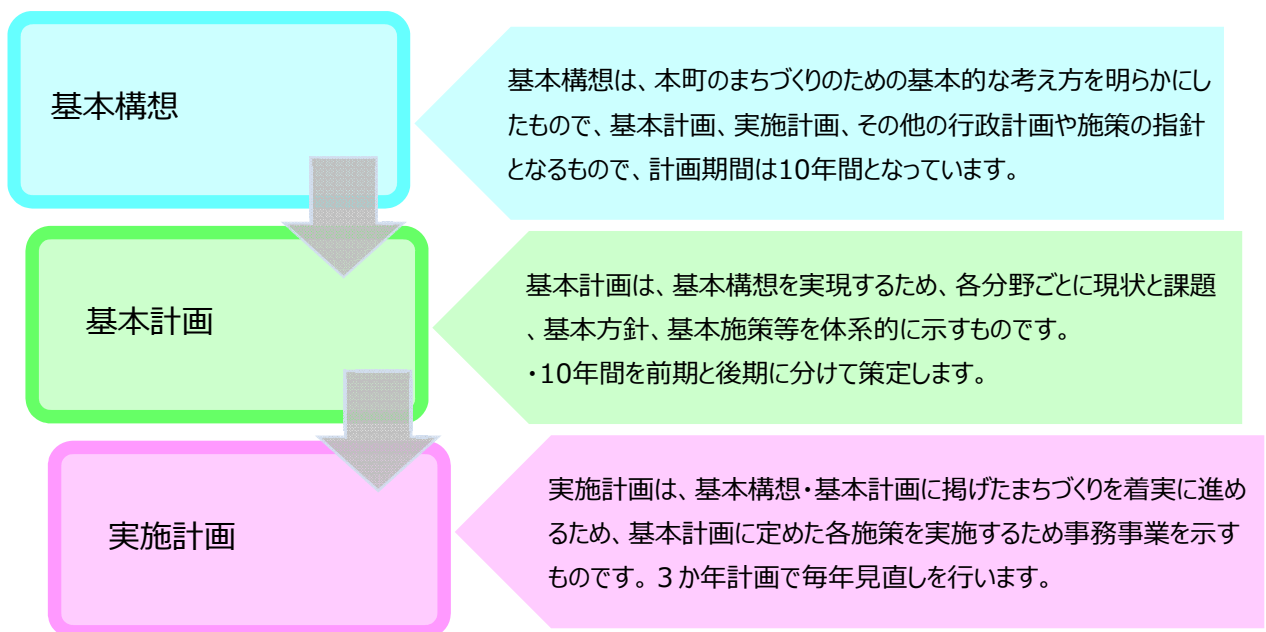
(2) 計画の位置付け

この計画は、本町の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、町民と行政がともに考え、ともに行動し、協働してまちづくりを進めるための計画です。

また、この計画は、個別計画等の最上位計画として各分野の政策の方向性を示すものです。

(3) 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つの計画で構成されます。



(4) 計画策定の視点

① 実現性を重視した計画づくり

本町の財政状況は、高齢化に伴う社会保障費の増加や少子化の影響による将来的な生産年齢人口の減少に伴う税収減に加え、地方交付税の合併算定替による加算措置がなくなるなど、合併時と比較しても状況は厳しさを増しています。更に、施設の老朽化に伴う維持管理に係る経費の増加や社会情勢の変化など、将来を見据えたまちづくりの重要性が求められています。

このようなことから、前期基本計画の成果を的確に把握・整理し、「町民アンケート調査」「地域づくり活性化計画」「将来推計人口」などを踏まえた数値目標を設定し、10年後20年後につながる実効性のある計画とします。

また、各分野別の施策、進行状況を踏まえつつ、関連計画における新たな課題なども位置付けた計画とします。

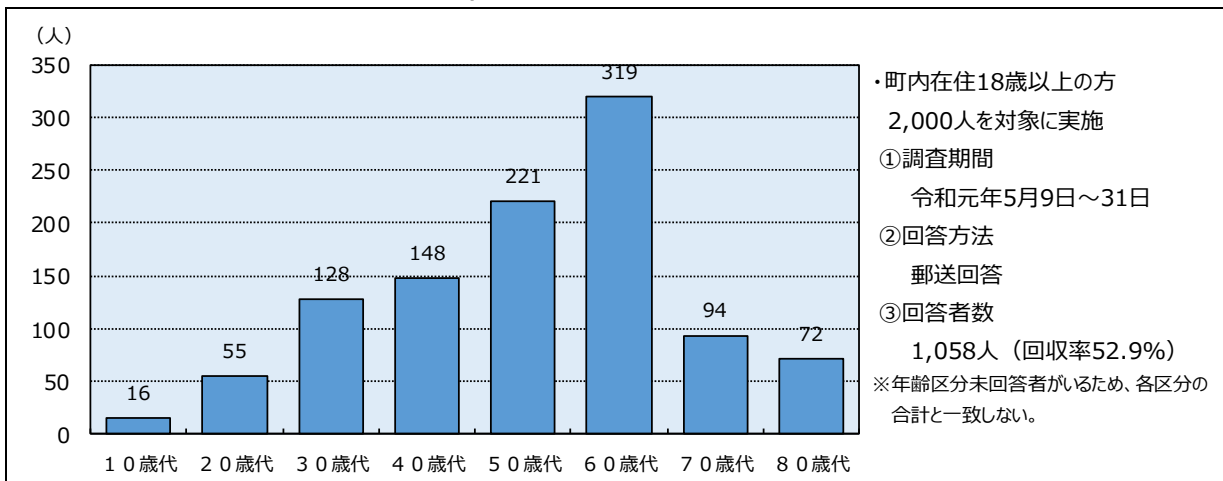
② 参加と協働の機会を拡充する計画づくり

町民と行政のそれぞれの役割と責任のもと、より多くの町民の参画を得て、互いに協力する協働のまちづくりを更に推進するためには、わかりやすい行政経営の指針が必要です。そのため、町民参画による策定体制を構築するとともに、様々な議論を通じて、町民の方々の視点や感覚に立った計画とします。

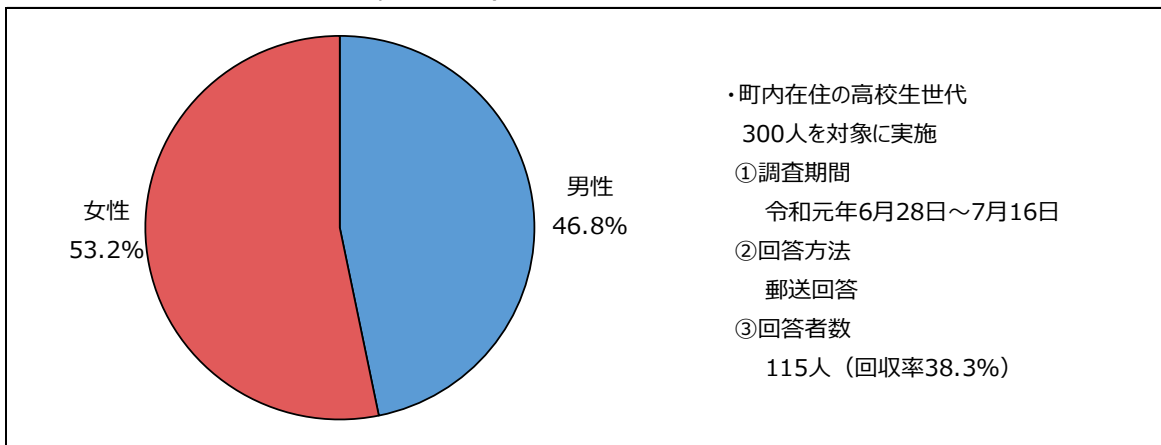
《まちづくりアンケート調査》

後期基本計画の策定にあたり、近年の多様化している住民ニーズを反映し、町民と行政の協働による計画づくりを進めるため、次のとおり「まちづくりアンケート」を実施し、住民ニーズの把握に努めました。

■まちづくりアンケート調査（18歳以上）



■まちづくりアンケート調査（高校生世代）



第1章 序論

③ さつま町らしさを生かした計画づくり

本町の特徴と魅力を高めるため、自然・歴史・文化などの地域資源を活用し、各種の施策・政策を総合的・計画的に推進していきます。更に、人の活動と自然が調和し、いきいきと賑わいのある町として発展することを目指し、さつま町らしさを打ち出したまちづくりを進めるため、重点プロジェクトや総合的な施策などを連携させた計画とします。

④ 持続可能性を追求する計画づくり

世界規模での社会・環境問題、そして、我が国における人口減少や少子高齢化の進行などに対応し、多様性と包摂性のある持続可能な世界を実現するという壮大なチャレンジとして掲げられたSDGs※1の達成のために、企業や地方自治体、住民社会で取組んでいくための指針としての役割を担います。

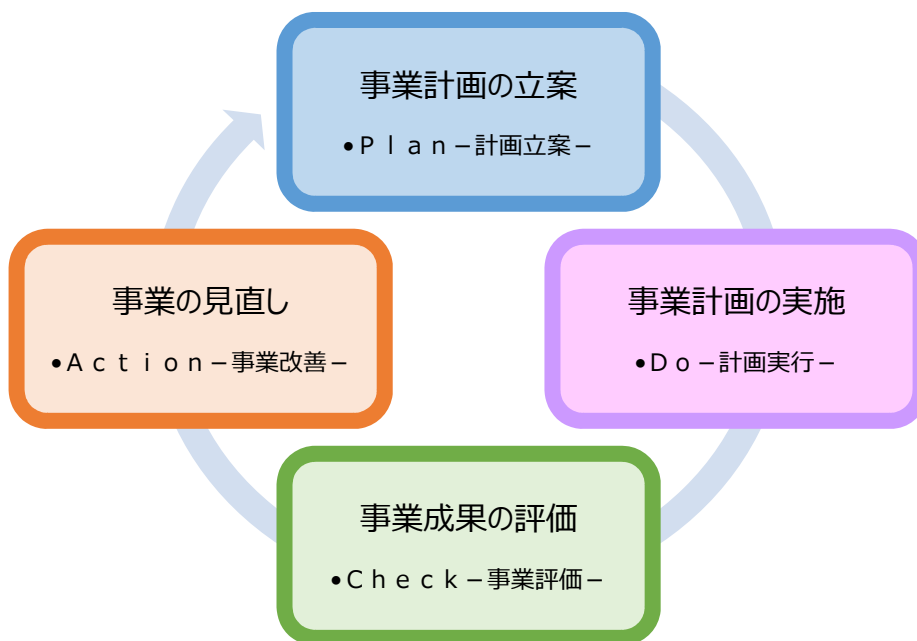
そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められている点が大きな特徴です。

このSDGsの達成のカギは、一人ひとりにできることをしっかりと考え、行動することが求められています。



(5) 計画の実効性の確保

本計画で描いたまちの将来像が実現できるよう、本計画に位置付けられた事業をPDCAサイクル※2に基づいて円滑に推進するとともに、適正な予算の執行に努め、計画の実効性を高めます。



※1 **SDGsとは**、開発途上国だけではなく先進国も含め、すべての国が取組むべきユニバーサル（普遍的）な17のゴールと169のターゲットから構成される目標となっています。

※2 **PDCAサイクルとは**、事業を流れて捉え、評価を次の計画に生かすために、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組み

2 まちの概要及び特徴

(1) まちの歴史

明治22年4月の市制・町村制の施行により、本地域では24村が6村となり、その後も幾多の変遷を経て、昭和29年12月1日に薩摩町が、昭和30年4月1日に宮之城町が誕生し、昭和38年4月1日に鶴田町が町制を施行しました。

この3町が、ともに手を取り合い、地方分権の時代に町民の期待に応える新しいまちを創り上げることを目的に、平成17年3月22日にさつま町として誕生し、令和2年3月には合併15周年を迎えました。

(2) 位置・自然

本町は、鹿児島県北西部に位置し、北部には紫尾山（標高1,067m）があり、山頂からは東シナ海や天草諸島、霧島連山や桜島などを一望できます。ここから分岐する山々に囲まれた盆地で、東西27.3km、南北22kmの範囲に及び、総面積は303.90km²となっており、県全体の面積の3.3%を占めています。

また、町のほぼ中心を南九州一の大河である川内川が貫流しており、5月から6月にかけて数多くのホテルを目にすることができます。また、温泉や田園・竹林など緑豊かな自然あふれる町です。



(3) 気候

本町の気候は、太平洋気候区に属しており、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸性の気候となっています。

年間の降水量は、10年間の平均で2,900mmを超え、6月の平均雨量は約700mmと年間を通じて最も多く、年間の平均気温は約16℃で、冬は紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもあります。

■ 気象状況/気温・降水量（年別）（単位：℃,mm）

年次	気温			降水量	
	最高	最低	平均	最大日量	総量
2010	35.1	-5.5	16.4	229	3,680
2011	34.9	-6.3	15.8	241	2,842
2012	34.9	-7.4	15.6	192	3,246
2013	36.5	-6.5	16.1	166	2,605
2014	35.2	-5.9	16.0	185	2,789
2015	35.8	-4.8	16.4	136	3,433
2016	36.5	-10.8	17.2	132	3,366
2017	37.1	-6.7	16.1	233	2,359
2018	36.8	-5.8	16.7	198	3,039
2019	36.1	-4.8	16.9	176	2,346

資料：気象庁 アメダス（さつま柏原観測地点）

第1章 序論

(4) 交通

本町は、国道の3路線（国道267号・328号・504号）が町の中心部で交差しており、多くの車両の往来があります。

東に鹿児島空港や九州縦貫自動車道横川IC、西に九州新幹線の川内駅・出水駅等があり、県都鹿児島市など主要拠点地に1時間以内で行くことができる恵まれた位置にあります。

更には、地域高規格道路「北薩横断道路」の一部開通に伴い、県北部の広域的な交流を支える道路としての機能を有するなど、交通の利便性は高い地域となっています。

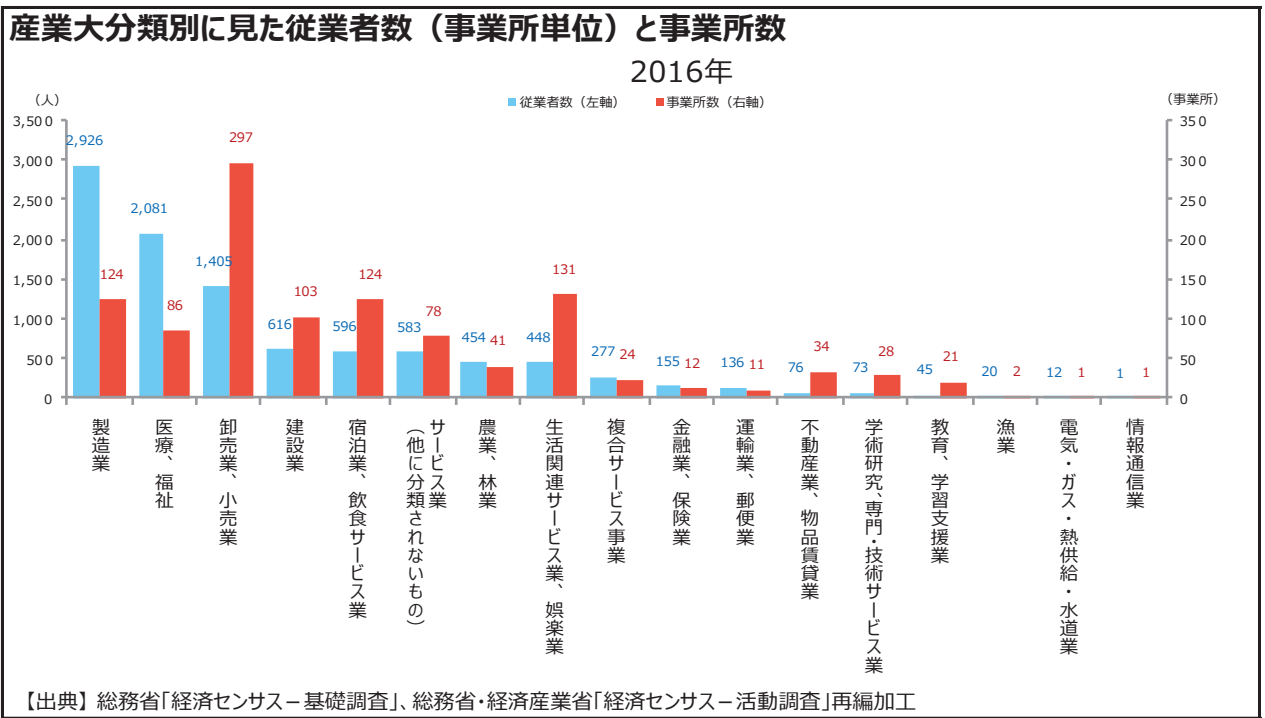
(5) 産業（農林水産業、商工業、観光業）

本町の農林水産業は、川に沿って広大な田園風景が広がっており、盆地状の地形で昼夜の寒暖差が大きく、おいしい米や茶の育つ産地として知られています。野菜・果樹などの栽培も盛んで、生産品目はトマト・さといも・かぼちゃ・いちご・梅・なし・ぶどう・マンゴー・柑橘類など多彩です。畜産においては、子牛の生産が盛んで、薩摩中央家畜市場の子牛取引価格は全国上位にランクされています。また、竹林が多い本町では、早掘りたけのこの産地でもあります。

商工業においては、市街地を中心に商業エリアが広がっています。また、特産品直売所などを中心に、町内で生産される農林水産物が販売されるなど地産地消も活発に行われています。

工業分野では、企業誘致を積極的に行っており、特に自動車エンジン用スパークプラグの生産では、世界的に大きなシェアを占めています。

観光業においては、町内のあちこちに温泉が湧く、県内でも有数の温泉地です。特に宮之城温泉と紫尾温泉は古くから湯治場として知られています。また、宗功寺跡や虎居城跡、紫尾温泉周辺の遺跡群、永野金山関連遺構などの歴史的遺産も重要な観光資源となっています。



3 さつま町を取り巻く社会状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行、ポストコロナ時代の新しい未来

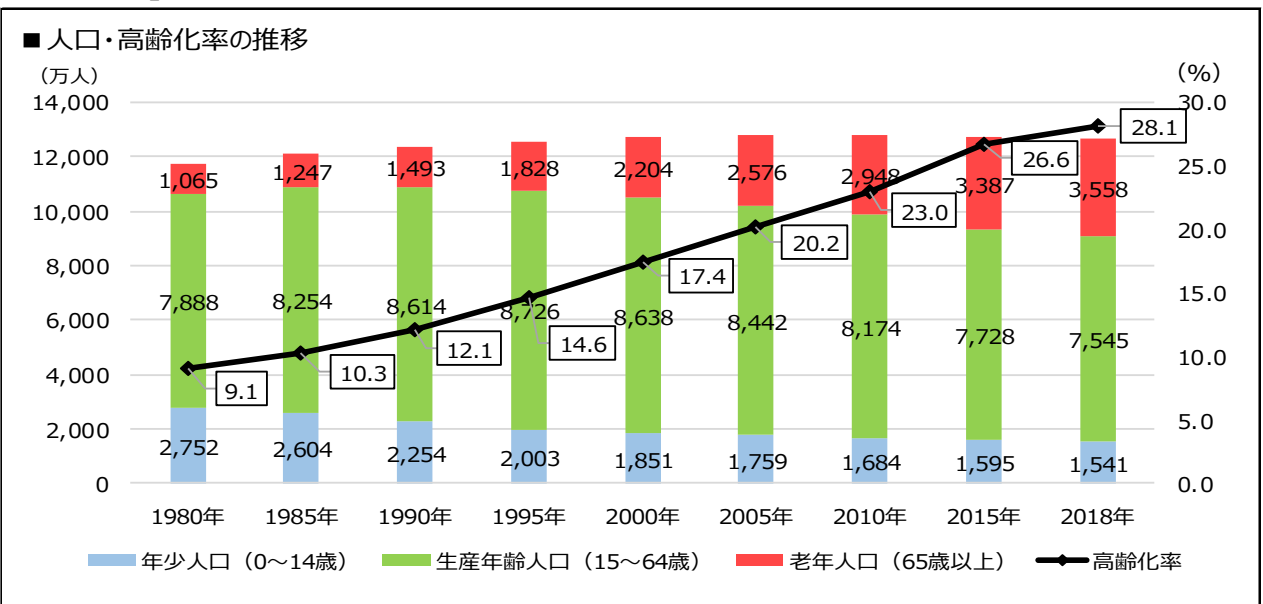
日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,800万人をピークに減少に転じており、少子高齢化と相まって、これまで国を支えてきた社会経済システムの持続可能性が危惧されています。

また、近年の景気の低迷や人口減少に伴う国内消費の縮小に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国の経済への影響は甚大となっており、今後の回復の見通しも不透明な状況にあります。

こうした人口減少と少子高齢化は、消費・経済規模の縮小、労働人口の減少、医療・介護等の社会保障関連経費の増大、地域コミュニティの活力低下、公共施設の維持困難、税収の減少等、多方面に影響を与え、地域活力の低下を招くことが懸念されています。

このような中、生産年齢人口減少への対応策や交流人口の増加に向けた取組などにより、まちの活力を創出するとともに、地域社会における連帯感の希薄化を踏まえ、地域コミュニティの活性化を図る必要がこれまで以上に高まっています。

また、国・地方ともに厳しい財政状況にある中で、社会保障費などの財政負担は増加が見込まれるほか、新型コロナウイルス感染症の影響による町民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くとともに、「新たな日常」を通じた「質」の高い社会生活の実現が求められています。



さつま町の状況

本町の総人口は、昭和50年の31,589人から減少を続け、平成27年には22,400人と昭和50年からの40年間で約9,200人減少しています。

本町は、国よりも早い時期に人口の減少が始まっており、高齢化による自然減の拡大は今後も続く予測されるため、本格的な人口減少社会に突入していると考えられます。

《さつま町の人口推移》

(単位：人)

年代	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
総人口	31,589	30,650	30,284	29,063	28,141	27,331	25,688	24,109	22,400
年少人口	6,602	5,761	5,508	5,000	4,455	3,846	3,253	2,848	2,592
生産年齢人口	20,359	19,666	18,869	17,239	15,598	14,666	13,509	12,737	11,300
老年人口	4,628	5,223	5,907	6,820	8,088	8,819	8,926	8,524	8,472
高齢化率	14.65	17.04	19.51	23.47	28.74	32.27	34.75	35.36	37.82

※【出展】総務省「国勢調査」

※年齢不詳の者がいるため、年齢3区分人口の合計は必ずしも総人口と一致しない。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

近年、巨大地震、台風の大規模化、局地的な集中豪雨や干ばつの発生など、全国的に自然災害が頻発し、住民の生活基盤を揺るがす深刻な問題となっています。

このため、被害を未然に防ぐとともに、最小限に食い止めるための施設・設備の整備や、訓練等の実施、防災意識の向上、地域における助け合いや支え合いなど、ハード・ソフトの両面から災害に強い地域づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加、子ども、高齢者、障がい者への虐待、犯罪の低年齢化など、住民を脅かす事案が増えており、安全・安心の確保が一層強く求められています。

新型コロナウイルス感染症対策については、国において感染者の急増化に備えた医療提供体制の整備とともに、治療薬・ワクチンの開発等が進められておりますが、国民一人ひとりに対しても、3密や大声をあげる環境の回避、マスクの着用、手指消毒や換気の徹底など基本的な感染対策を行うといった「新しい生活様式」の実践が呼びかけられています。

さつま町の状況

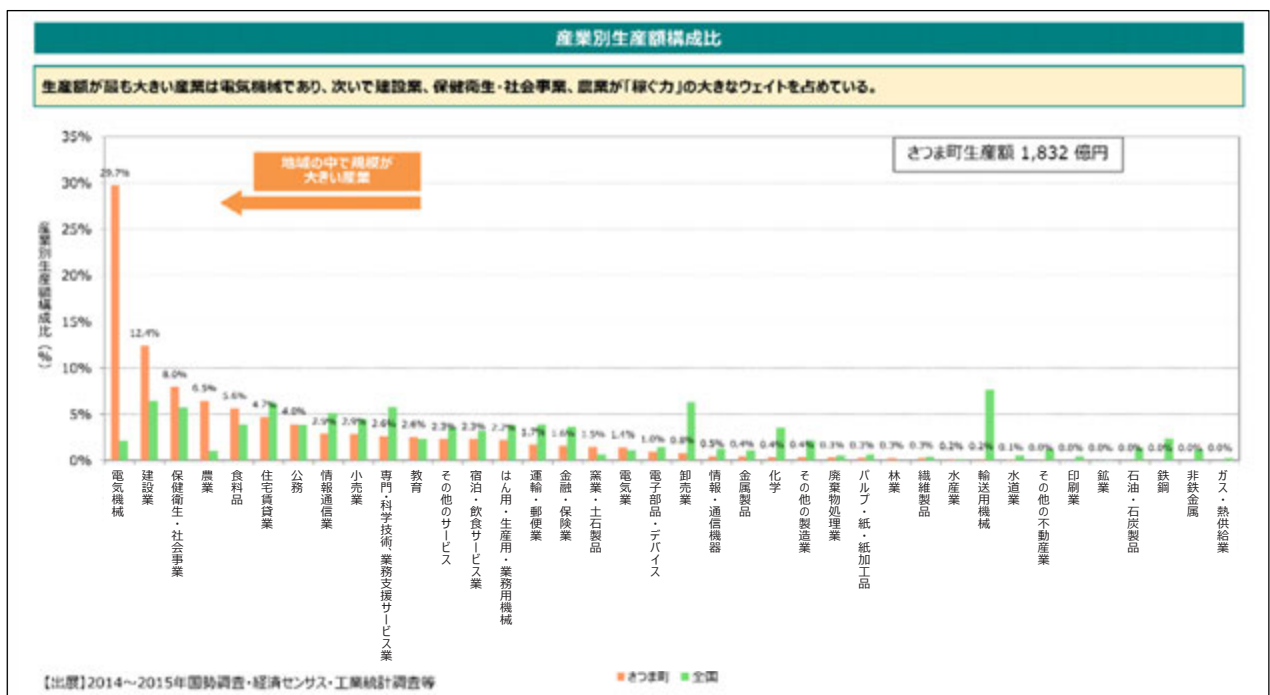
過去における大規模な地震災害や川内川の氾濫による水害の経験により、災害が発生した際の避難所に対する意識が高くなっていますが、高齢化が進む中で、災害時の避難行動要支援者等の避難体制の構築には、行政が行う支援に限界があることから、地域全体で取組む共助の精神が重要性を増しています。

(3) 経済情勢や産業構造の変化

社会・経済の国際化が著しく進展し、市場の拡大、貿易の自由化、インバウンド※1 観光の拡大など、人流・物流・交流が拡張し、国はもちろん、地域においても経済や企業の活動、産業構造に大きなインパクトを与えています。

第1次産業を基幹産業とする地域では貿易自由化の影響が、第2次産業では生産拠点の海外移転に伴う雇用への影響が、第3次産業では物流や情報などのネットワークの拡張により場所を選ばないサービスの展開や外国人観光客を中心とする新たな観光事業の発展等が見込まれ、地域経済に及ぼす影響は多方面にわたるものと予想されます。

ネットワークの拡張と国際化がもたらすこうした経済情勢や産業構造の変化に柔軟に対応し、地域独自の産業基盤を構築することが求められます。



※1 インバウンドとは、一般的に外国人の「訪日旅行」あるいは「訪日外国人観光客」などの意味で用いられる用語

さつま町の状況

人口の減少と人口構造の変化に伴って、町内の購買力が低下し、店舗の撤退や企業・事業所の縮小など、地域経済の活力低下が懸念されます。

このため、農林水産業や商工業などの産業の振興、外貨を稼ぐ観光の振興、町内での起業の促進等を図り、競争力と高い付加価値を有し、「稼ぐ産業」を育成・強化し、人口減少の中でも力強い地域経済の確立を図ることが必要です。

(4) 人生100年時代への対応

わが国は、健康寿命が世界2位の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待されています。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、すべての国民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を構築することが求められています。

場所や時間にとらわれない柔軟な働き方、女性が活躍できる社会、高齢者や障がい者が健康で生きがいを持って暮らせる環境、世代、性別、境遇にとらわれず、多様な価値観が尊重され、個性や能力を発揮できる社会を構築し、「人生100年時代」を更り多いものにする必要があります。

さつま町の状況

超高齢社会によって、保健・医療・介護・福祉に係る社会保障経費の負担の増加に加え、人口減少の影響に伴う介護・福祉人材の担い手の不足が現在でも顕著であり、今後は更に深刻な状況になると懸念されることから、質の高い人材を安定的に確保するとともに人材の育成が求められています。

(5) 高度情報化社会

インターネットが急速に普及し、今や年齢を問わず、多くの国民が携帯電話やスマートフォンからインターネットにアクセスする時代となりました。これにより、必要な時に必要な情報を自ら取得できる環境が整い、コミュニケーションの方法も劇的に変化しています。

更に、AI（人工知能）※1、ICT（情報通信技術）※2、IoT（モノのインターネット）※3、ロボット技術、ビッグデータ※4の活用が飛躍的に進歩しつつあり、これらが産業のありようを大きく変化させるだけでなく、日常生活や暮らし方など、社会全体に大きな変化をもたらす「第4次産業革命」が到来し、大きな注目を集めています。

こうした変化をチャンスと捉え、新たなビジネスやサービスの創出、新たな技術やサービスをまちづくりに生かす手法の実践等、意欲的な取組が必要です。

さつま町の状況

光ブロードバンド基盤の未整備地域へ光ケーブルを敷設し、企業や一般家庭におけるインターネット通信の遅延等解消や新規加入の促進により、情報格差の解消に取り組んでいます。

また、AI等の新技術を用いたシステム導入やRPA※5ソフトを用いた業務の軽減化により、安定的な町民サービスの提供と更なるサービスの向上を図ることで、町民生活の質が更に向上すると期待されます。

※1 **AI（人工知能）**とは、Artificial Intelligenceの略。人間の知的ふるまいの一部をコンピュータで人工的に再現したもの

※2 **ICT**とは、Information and Communication Technologyの略。通信技術を活用したコミュニケーションをさします。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称です。

※3 **IoT**とは、Internet of Thingsの略。身の回りのあらゆるモノがインターネット経由でつながる仕組みです。

※4 **ビッグデータ**とは、一般的なデータ管理・処理を行うソフトウェアでは扱うことが困難な大量で複雑なデータの集合を表します。

※5 **RPA**とは、Robotic Process Automationの略。コンピューター上で行っている一連の定型作業を、自動化できる「ソフトウェアロボット」のことです。（別名「仮装知的労働者（デジタルレイバー）」と呼ばれています。）

(6) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化の進行等に伴う地球規模での気温上昇や異常気象の発生、生態系の破壊など、深刻な影響が懸念されており、環境負荷の少ない社会の構築が急がれています。

環境保全は、身近なところから、日常的な取組の積み重ねが重要であり、このため、地球温暖化対策、自然環境や生物多様性の保全、脱炭素・循環型社会※1の構築に向けた取組を地域ぐるみで進めていくことが必要です。

さつま町の状況

本町では、可燃ごみや資源ごみなど22品目の分別を行っています。平成30年度からは生ごみ分別を開始し、可燃ごみの排出量は減少しているものの、分別に対する意識の差が見られることから、更なる分別意識の向上に努め、循環型社会形成に向けた取組を進める必要があります。

(7) 地域コミュニティ

人口の減少と高齢化の進行は、地域コミュニティの活力の低下を招くことが懸念されています。同様に、人々の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化等の進行も地域や人とのつながりの希薄化を助長する傾向にあります。

こうした中で、子どもの健全育成、子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合い、障がい者や高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせる環境づくりなどのために、地域コミュニティの果たす役割は重要性を増しています。あわせて、人の多様性を理解し、受け入れる社会の実現が求められており、寛容な地域であることが必要とされています。

このように、寛容で、地域における人のつながり、ふれあい、支え合いを基本としたコミュニティの活力向上が重要となっています。

さつま町の状況

地域コミュニティは、高齢者や子どもの見守り、児童生徒の健全育成、防犯・防災・交通安全、環境美化等、身近な活動の中心となる主体であり、そうした活動は人同士のつながりを基本としています。

人口減少と少子高齢化の進行や、個人の時間を優先する人の増加により、公民会等を中心とする地域コミュニティの担い手不足が誘発され、地域活力の低下につながっています。

(8) 持続可能な地域経営

人口減少と都市への人口集中により、地方では一層の人口減少に拍車がかかるという悪循環が全国規模で起こっており、地域活力の低下や財政状況の悪化が懸念されています。将来にわたって持続的に地域を維持していくためには、計画的・効率的な行政・財政運営を徹底させ、「地域経営」という視点でまちづくりを進めていくことが必要です。

町民参加や町民の協働によるまちづくり、広域行政※2の促進、政策目的を明確化し戦略性のある行政施策、施策の評価・見直し・改革の促進等、持続可能な地域経営に向けた対応が求められています。

更に、地方分権の進展により、市町村の役割や権限も拡大傾向にあることから、自主自立のまちづくりを志向していくことが重要となっています。

さつま町の状況

今後の行政運営は、これまで以上に厳しさを増していく財政状況の下で運営していく必要があります。

そのためには、効率的な行政運営を第一とした上で、町民の主体的な取組を促進し、町民と行政が互いに役割分担を図りながら連携することが必要です。

※1 脱炭素・循環型社会とは、温室効果ガスの排出量実質ゼロや資源・エネルギーの再生利用・再資源化を進めて廃棄物の削減を目指す社会

※2 広域行政とは、複数の市町村が区域を越えて共同で行う行政

基本構想

(平成28年度～令和7年度)

1 将来像

2 基本方針

1 将来像

ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町

2 基本方針



～ 竹から連想されるイメージ ～

- ☆伸びる（町が成長する，人が増えていく）⇒ **まちの発展**
- ☆つながる（竹の根っこのように，地中（見えない所）でつながっている）⇒ **共生・協働**
- ☆紡ぎあう（地域の魅力ある豊富な資源を活用し，人の手で紡ぎあう）⇒ **あるものを活かす**

後期基本計画
(令和3年度～令和7年度)

- 1 第2次さつま町総合振興計画後期基本計画施策体系図
- 2 施策別基本計画
- 3 重点プロジェクト

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画施策体系図

基本構想

将来像

基本方針

基本目標

みんなで
紡ぐ

《まちづくりの姿勢》
語らいで育む、
連携と役割を担うまち

『ひと』
ふれあう

まちぐるみで育む、
I 子どもの笑顔が輝くま
ち

II 希望に満ちて、生涯を
いきいきと暮らせるまち

III ともに認めあい、
支えあうまち

IV 安全・安心の輪を広げ
るまち

『まち』
にぎわう

V 価値ある資源が
活かされるまち

VI さつま学の推進による
人間性豊かなまち

VII みんなに優しく魅力
あふれるまち

『自然』
うるおう

VIII 豊かな自然を守り、
水と緑に癒されるまち

IX ふるさとを見直し、
資源を大切にするまち

基本計画 (基本施策)

- 1 町民と行政が協働するまちづくり
- 2 戦略的な経営を意識したまちづくり
- 3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり
- 4 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり
- 5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり
- 6 みんなが主役、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり
- 7 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり
- 8 住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり
- 9 いつまでも健康で暮らせるまちづくり
- 10 人権を尊重するまちづくり
- 11 互いに支えあい参画できる多文化共生のまちづくり
- 12 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- 13 防犯・交通安全対策充実のまちづくり
- 14 豊かな消費生活を実現するまちづくり
- 15 新たな時代を切り拓く、活力ある農林水産業のまちづくり
- 16 地域の活力につながる商工業のまちづくり
- 17 魅力的な観光資源を活用したおもてなしのまちづくり
- 18 未来につなぐ生涯学習推進のまちづくり
- 19 生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツ振興のまちづくり
- 20 歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛を醸成するまちづくり
- 21 地域をつなぐ交通環境の整備と機能的なまちづくり
- 22 居住環境が整備されたまちづくり
- 23 安心・安全な水が安定供給されるまちづくり
- 24 自然と調和した暮らしと環境を守るまちづくり
- 25 水や緑など自然にふれあうまちづくり
- 26 循環型社会形成を推進するまちづくり
- 27 環境美化に積極的なまちづくり

ひと・まち・自然

みんなで紡ぐ さつま町

基本計画 (基本項目)	重点プロジェクト(総合戦略)					ページ
	人材 確保	産業 雇用	観光 移住 定住	結婚 出産 子育て	地域 づくり	
(1)町民参加・参画の推進、(2)地域コミュニティ活動の維持・活性化、 (3)広報・広聴機能の充実	○		○		○	19
(1)将来を見据えた持続可能な財政運営の推進、(2)組織の活性化と職員資質の向上、 (3)信頼される行政運営の推進とサービスの向上					○	22
(1)子育て環境の充実、(2)保護者の経済的負担軽減、(3)きめ細やかな子育て支援				○		26
(1)子育てを支援する地域づくり、(2)子どもが健やかに成長する環境の整備				○		29
(1)幼児教育の充実、(2)教育行政の推進、(3)学校教育の充実、 (4)薩摩中央高等学校との連携、(5)学校給食の充実	○			○		31
(1)お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり、 (2)だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり、(3)地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり	○					36
(1)生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進、(2)住み慣れた地域で安全・安心 に暮らせるまちづくりの推進、(3)高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保	○				○	39
(1)差別解消に向けた啓発・広報活動の推進、(2)相談支援体制の充実、 (3)日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実、 (4)雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援、(5)生活環境基盤の整備充実	○					42
(1)健康づくりの推進、(2)こころの健康づくりの推進、 (3)医療の確保、(4)安定した国保事業の推進					○	45
(1)差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進、(2)人権相談・支援体制の推進、 (3)同和問題対策の啓発推進						49
(1)男女共同参画の推進、(2)多文化共生の推進					○	51
(1)危機管理・防災の充実、(2)常備消防体制の充実、(3)消防団体制の充実						54
(1)交通安全対策の充実、(2)防犯力の向上						57
(1)消費生活に関する情報提供と意識啓発、(2)消費者相談・支援体制の充実						59
(1)農林業を支える多様な担い手の育成・確保、(2)6次産業化や農商工連携の推進とブランド 化による攻めの販売戦略、(3)環境に配慮した農業生産と安全・安心な農林水産物の供給、 (4)生産性のある農林水産物の基盤づくり	○	○				62
(1)消費者ニーズに対応した魅力ある商工業の振興、 (2)地場産品の高付加価値化と販路拡大、(3)企業支援と雇用の確保	○	○				67
(1)地域特性を活かした観光振興、(2)広域連携・広域観光の推進			○			70
(1)家庭教育の推進、(2)青少年の健全育成、(3)生涯学習の推進				○	○	73
(1)スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進、(2)競技力の向上と団体等の育成・支援、 (3)スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進、 (4)社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の推進					○	77
(1)芸術文化の創造と郷土文化の継承				○		80
(1)道路交通網の整備・充実、(2)公共交通網の維持と強化、(3)地域と地域を結ぶ拠点づくり						82
(1)公営住宅等の整備、(2)移住・定住対策の充実、(3)都市公園等の整備・充実、(4)町営墓 地等の整備・充実、(5)空き家・空き地対策の推進、(6)適正な土地利用の推進		○	○			85
(1)良質な水道の安定供給、(2)災害に強いライフライン、(3)水道事業の健全運営						88
(1)美しい景観の継承、(2)地球環境保全の推進、(3)水辺環境保全の推進、 (4)公害防止対策の充実					○	91
(1)公園・緑地の整備、(2)親水護岸施設の環境整備、 (3)野生動植物の生息・生育環境の保全			○			94
(1)ごみ減量化及び資源化の推進、(2)廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進						96
(1)環境教育・環境学習の推進						98

施策別基本計画の見方

施策別基本計画では、基本構想に掲げたまちづくりの姿勢と9つの基本目標に含まれる27の基本施策の内容を示しています。

基本構想に掲げたまちづくりの姿勢と9つの基本目標の中のどの基本目標に含まれるものを記載しています。

SDGsの17のゴール目標を記載しています。

基本施策の番号・名称を記載しています。

「現状と課題」と「施策の方向性」、「施策体系」が、同じ番号・名称で内容が対応しています。

この基本施策における本町の現状と課題、主なデータを記載しています。

《まちづくりの姿勢》 語らいで育む、連携と役割を担うまち

基本施策 - 1 町民と行政が協働するまちづくり



現状と課題

(1) 町民参加・参画の推進

- ◆ 協働のまちづくりを推進していくためには、町民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協力していくことが重要であり、そのためには、協働への理解を深めるとともに、町民自らが主体的に取組む機運を高めていくための取組が必要になります。
- ◆ まちづくりは、町民と行政の双方が主役となって進められていくべきであり、町政全般において町民の参加・参画を促進し、町民の意向を幅広く捉え、ともに考えまちづくりに反映させていく仕組みづくりが必要になります。

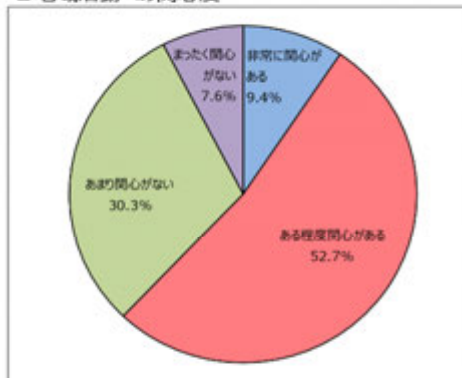
(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化

- ◆ 少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化、ライフスタイルの変化等により、集落の機能や活力の低下が避けられない状況にある中、地域コミュニティ活動の維持や活性化を図るために、地域における連帯感の創出や活動しやすい雰囲気づくりが求められています。
- ◆ 地域コミュニティ活動に必要な組織における担い手不足や高齢化が進行していることから、後継者の確保や育成を図ることが必要になります。

■ 公民会加入世帯数・加入率の推移（5月31日現在）

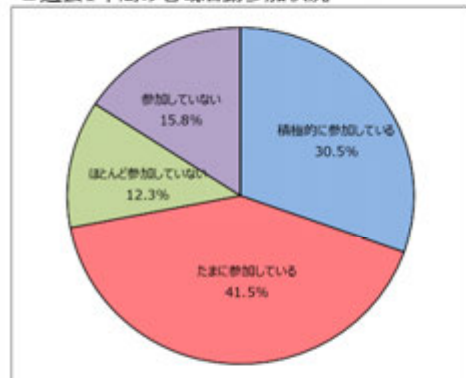
区分	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯数	10,171世帯	10,197世帯	10,195世帯
公民会加入世帯数	7,816世帯	7,715世帯	7,647世帯
加入率	76.8%	75.6%	75.0%

■ 地域活動への関心度



《まちづくりアンケート 問14》

■ 過去1年間の地域活動参加状況



《まちづくりアンケート 問15》

(3) 広報・広聴機能の充実

- ◆ 町政への関心を高めるため、年齢や国籍、居住地を問わず、町民が求める情報や旬な話題を多様な手法により、わかりやすく、スピーディーに提供する必要があります。
- ◆ 多くの町民が登場するような企画やシリーズにより、町民が主役となるような広報紙づくりに努める必要があります。
- ◆ 町内はもとより、町外への情報発信により、町の魅力を全国に発信するためには、町ホームページの内容更新は欠かせないことから、常にフレッシュな状態を保ち続けることが求められています。

施策の方向性

(1) 町民参加・参画の推進

- ◆ 町民の参加・参画を積極的に推進し、多くの意見の中から実効性のある施策を取り入れ、町民と行政の双方の役割分担を明確にしながら、協働でまちづくりを進めていく意識の醸成に努めます。
- ◆ 町の政策形成過程に町民の意見を反映させるため、ワークショップなどの町民との直接対話やパブリックコメント制度の活用、審議会等への公募委員の登用など、町民の幅広い参加・参画を得るための具体的な方策についての検討を行い、導入に向けた取組を推進します。
- ◆ 町民、NPOやボランティア、事業者、大学など多様な主体による積極的な社会参画を推進するため、WEB会議などの導入により情報共有を図り、協働によるまちづくりの推進に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化

- ◆ あらゆる機会を通じて地域コミュニティ活動の意義についての啓発に努め、基盤となる公民会組織への加入を促進します。
- ◆ 各地区における地域づくり活性化計画に基づく取組について、地域担当職員との連携による活動支援体制を強化し、地域の特性を活かしながら、一体となって地域づくりを進める機運の醸成に努めます。
- ◆ 各区公民館・団体等の地域間交流や地域連携の促進、情報交換・情報共有を行うネットワークづくりの支援に努めます。

現状と課題を踏まえた、今後の基本的方向を記載しています。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
町協働と する政 ま ち づ く り	(1) 町民参加・参画の推進	① 町民参加・参画の機会拡充 ② 各種委員会等における公募枠の設定 ③ 町民意見募集手続の整備
	(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化	① 地域の活性化につながる自主的な事業への支援による共生・協働の地域づくりの推進 ② 公民館や公民会施設整備への支援 ③ 地域づくり活性化計画に基づく活動への支援
	(3) 広報・広聴機能の充実	① 町ホームページを活用した町のPRと命とくらしを守る情報発信 ② 行政や生活情報の多言語化 ③ 身近な広聴機会の確保

この施策を推進するための「基本項目」と、その基本項目を進めるための「基本項目の展開」を記載しています。

目標・指標

成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
地域活動に関心がある住民の割合	62.1%	70%以上
主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
委員等公募枠の設定人数	-	10人
まちづくりアンケート回収率	52.9%	65%以上
公民会加入率	75.6%	77%以上
町ホームページユーザー数	177,669人	227,000人
町公式SNSフォロワー数※ (フェイスブック、インスタグラム、Twitter)	2,183人	11,000人

※SNSフォロワー数については、令和2年8月3日現在

この施策によって目指すまちの目標を示しています。「成果目標」では、この施策についての住民の「満足度」を掲げています。「主な指標」では、成果目標を中間で検証できるよう数値目標を中心に主なものを掲げています。

役割分担

町民	◆ 自分たちの地域は自分たちでつくるという意識をもち、地域や町の行事・会合等に積極的に参加しましょう。 ◆ 町からの配布物や情報に関心を持ちましょう。
地域	◆ 地域特性や課題に関心を持ち、お互いに助け合う気持ちの醸成に努めましょう。
事業者	◆ 地域活動に理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。
行政	◆ 自分の住んでいる、まちの情報ツールの1番のよりどころとなる情報発信に努めます。 ◆ 公民会加入の促進に努めます。 ◆ 職員は地域の一員として、地域活動に積極的に参加・協力します。

この施策について、町民や地域・事業者・行政におけるそれぞれの役割を記載しています。

施策別基本計画

～みんなで紡ぐ～

《まちづくりの姿勢》 語らいで育む、連携と役割を担うまち

基本施策－1 町民と行政が協働するまちづくり	19
基本施策－2 戦略的な経営を意識したまちづくり	22



現状と課題

(1) 町民参加・参画の推進

- ◆ 協働のまちづくりを推進していくためには、町民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協力していくことが重要であり、そのためには、協働への理解を深めるとともに、町民自らが主体的に取り組む機運を高めていくための取組が必要になります。
- ◆ まちづくりは、町民と行政の双方が主役となって進められていくべきであり、町政全般において町民の参加・参画を促進し、町民の意向を幅広く捉え、ともに考えまちづくりに反映させていく仕組みづくりが必要になります。

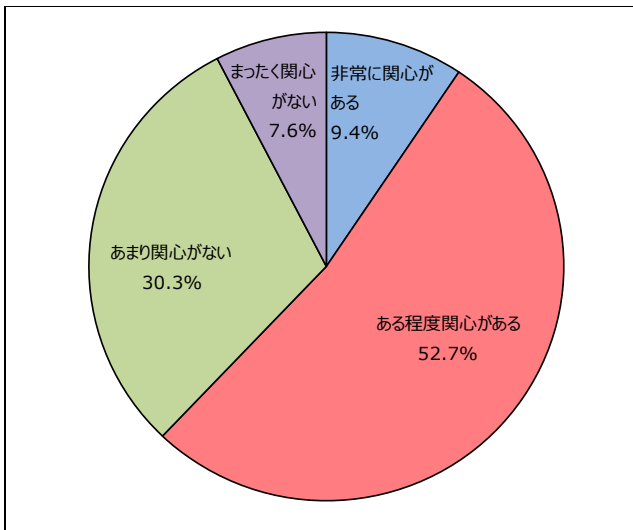
(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化

- ◆ 少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化、ライフスタイルの変化等により、集落の機能や活力の低下が避けられない状況にある中、地域コミュニティ活動の維持や活性化を図るために、地域における連帯感の創出や活動しやすい雰囲気づくりが求められています。
- ◆ 地域コミュニティ活動に必要な組織における担い手不足や高齢化が進行していることから、後継者の確保や育成を図ることが必要になります。

■ 公民会加入世帯数・加入率の推移（5月31日現在）

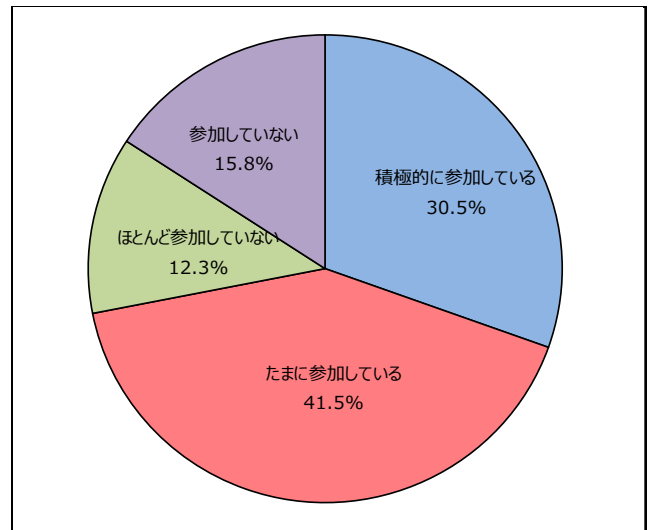
区 分	平成30年	令和元年	令和2年
総世帯数	10,171 世帯	10,197 世帯	10,195 世帯
公民会加入世帯数	7,816 世帯	7,715 世帯	7,647 世帯
加入率	76.8%	75.6%	75.0%

■ 地域活動への関心度



《まちづくりアンケート 問14》

■ 過去1年間の地域活動参加状況



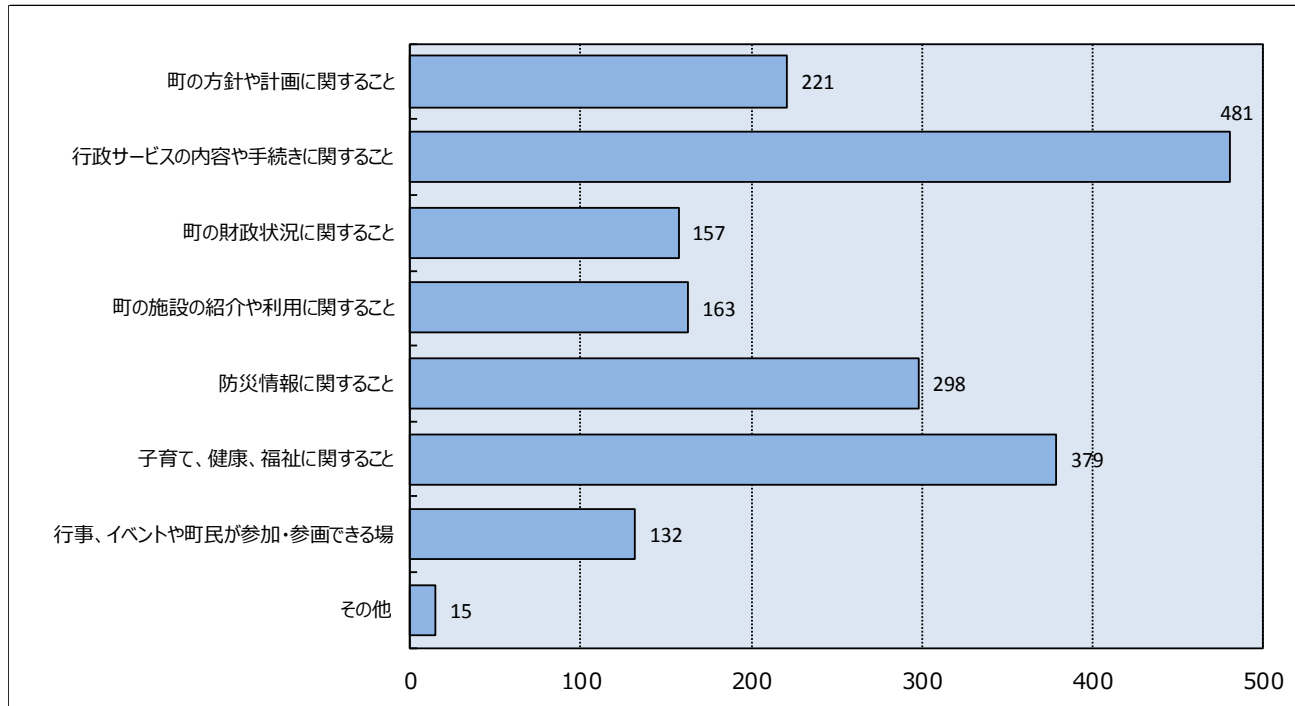
《まちづくりアンケート 問15》

(3) 広報・広聴機能の充実

- ◆ 町政への関心を高めるため、年齢や国籍、居住地を問わず、町民が求める情報や旬な話題を多様な手法により、わかりやすく、スピーディーに提供する必要があります。
- ◆ 多くの町民が登場するような企画やシリーズにより、町民が主役となるような広報紙づくりに努める必要があります。
- ◆ 町内はもとより、町外への情報発信により、町の魅力を全国に発信するためには、町ホームページの内容更新は欠かせないことから、常にフレッシュな状態を保ち続けることが求められています。

■ 町からの情報で特に何が重要だと考えますか。

《まちづくりアンケート 問12》



施策の方向性

(1) 町民参加・参画の推進

- ◆ 町民の参加・参画を積極的に推進し、多くの意見の中から実効性のある施策を取り入れ、町民と行政の双方の役割分担を明確にしながら、協働でまちづくりを進めていく意識の醸成に努めます。
- ◆ 町の政策形成過程に町民の意見を反映させるため、ワークショップなどの町民との直接対話やパブリックコメント制度の活用、審議会等への公募委員の登用など、町民の幅広い参加・参画を得るための具体的な方策についての検討を行い、導入に向けた取組を推進します。
- ◆ 町民、NPOやボランティア、事業者、大学など多様な主体による積極的な社会参画を推進するため、WEB会議などの導入により情報共有を図り、協働によるまちづくりの推進に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化

- ◆ あらゆる機会を通じて地域コミュニティ活動の意義についての啓発に努め、基盤となる公民会組織への加入を促進します。
- ◆ 各地区における地域づくり活性化計画に基づく取組について、地域担当職員との連携による活動支援体制を強化し、地域の特性を活かしながら、一体となって地域づくりを進める機運の醸成に努めます。
- ◆ 各区公民館・団体等の地域間交流や地域連携の促進、情報交換・情報共有を行うネットワークづくりの支援に努めます。

(3) 広報・広聴機能の充実

- ◆ ホームページの内容充実を図り、町の魅力などのPRに努めるとともに、自然災害等への対応として、命とくらしを守るために必要な情報を、町公式SNS等との連携によりリアルタイムで発信します。
- ◆ 町政の情報発信源としての役割を果たす広報紙は、町民に分かりやすく親しまれる紙面づくりに努めます。また、より多くの方に情報発信ができるよう、広報紙の設置場所の増設や、多言語電子配信ソフトを活用した情報の提供に努めます。
- ◆ インターネット等を活用した広聴制度の検討を行い、町民ニーズや意見・要望等の的確な把握に努めます。

《まちづくりの姿勢》 語らいで育む、連携と役割を担うまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
町協働と 行政が まちづくり	(1) 町民参加・参画の推進	① 町民参加・参画の機会拡充
		② 各種委員会等における公募枠の設定
		③ 町民意見募集手続の整備
	(2) 地域コミュニティ活動の維持・活性化	① 地域の活性化につながる自主的な事業への支援による共生・協働の地域づくりの推進
		② 公民館や公民会施設整備への支援
		③ 地域づくり活性化計画に基づく活動への支援
	(3) 広報・広聴機能の充実	① 町ホームページを活用した町のPRと命とくらしを守る情報発信
		② 行政や生活情報の多言語化
		③ 身近な広聴機会の確保

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
地域活動に関心がある住民の割合	62.1%	70%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
委員等公募枠の設定人数	-	10人
まちづくりアンケート回収率	52.9%	65%以上
公民会加入率	75.6%	77%以上
町ホームページユーザー数	177,669人	227,000人
町公式SNSフォロワー数※ (フェイスブック、インスタグラム、ライン)	2,183人	11,000人

※SNSフォロワー数については、令和2年8月3日現在

役割分担

町民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自分たちの地域は自分たちでつくるという意識をもち、地域や町の行事・会等に積極的に参加しましょう。 ◆ 町からの配布物や情報に関心を持ちましょう。
地域	◆ 地域特性や課題に関心を持ち、お互いに助け合う気持ちの醸成に努めましょう。
事業者	◆ 地域活動に理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自分の住んでいる、まちの情報ツールの1番のよりどころとなる情報発信に努めます。 ◆ 公民会加入の促進に努めます。 ◆ 職員は地域の一員として、地域活動に積極的に参加・協力します。



現状と課題

(1) 将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

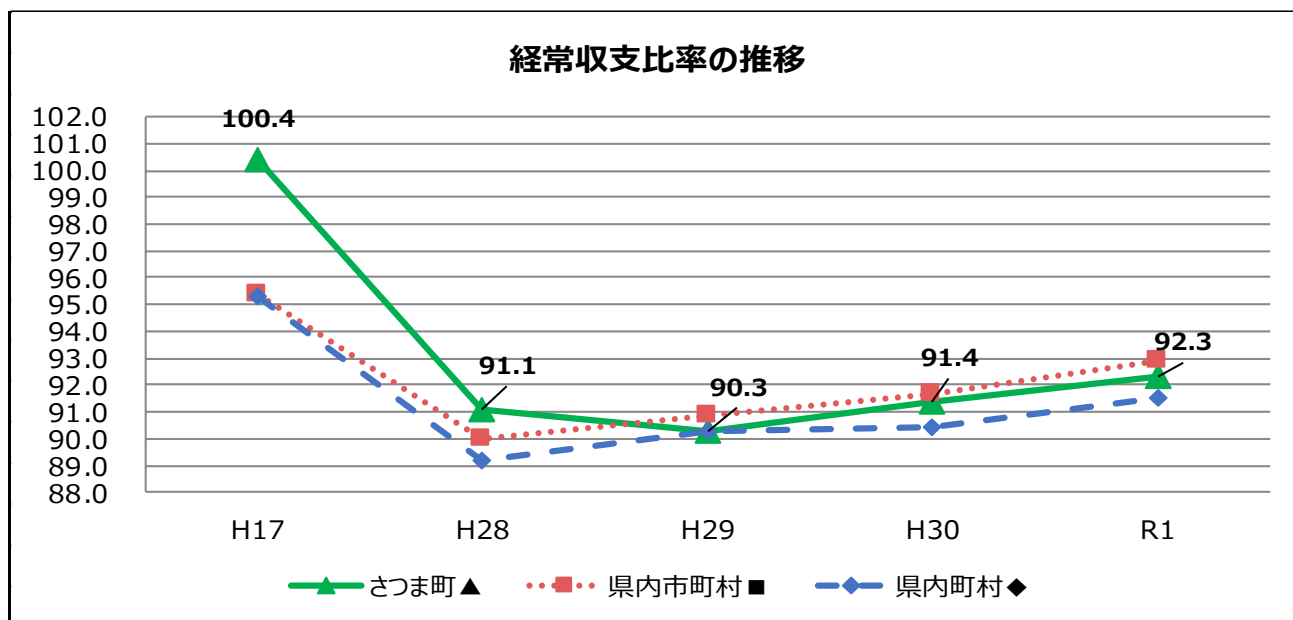
- ◆ 生産年齢人口の減少に伴う、税収入の減少をはじめ、少子高齢化による高齢者医療や介護、子ども・子育て施策の更なる充実など、社会保障経費等の財政負担の増加が見込まれており、本町を取り巻く環境は今後においても厳しい状況にあります。
- ◆ 限られた財源を有効活用するため、施策・事務事業の「選択と集中」など、総合的かつ効率的、効果的な財政運営が重要となっています。

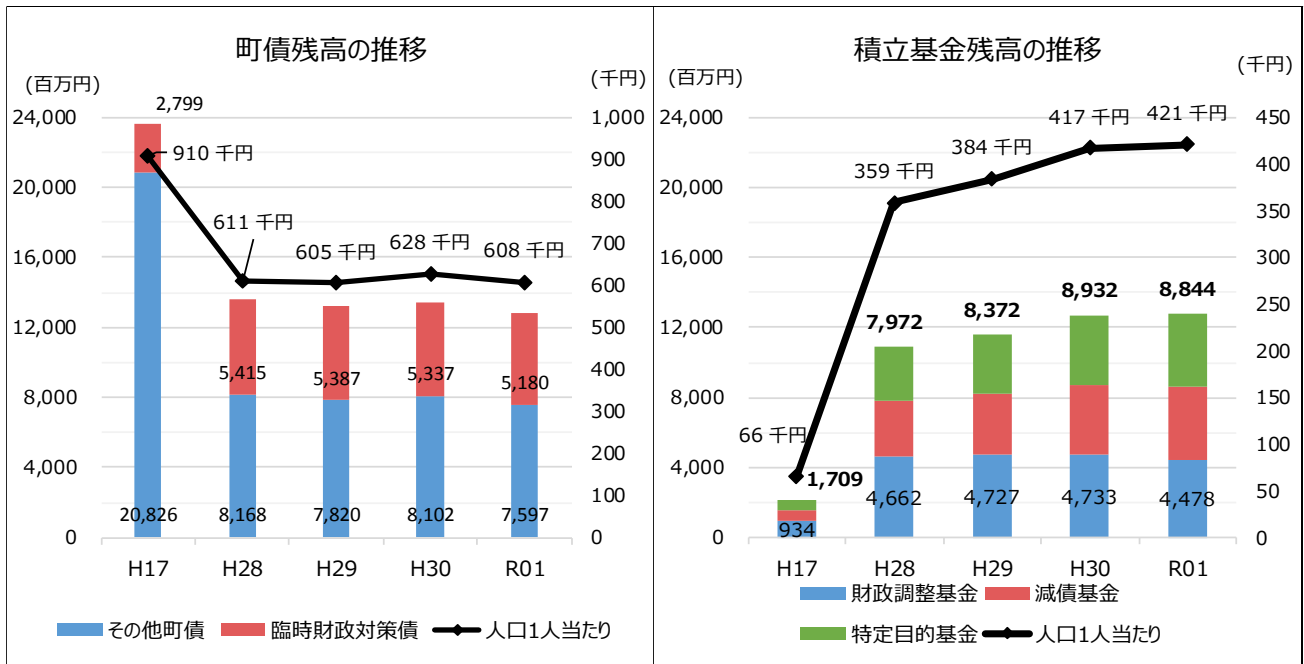
(2) 組織の活性化と職員資質の向上

- ◆ 再任用職員の増加や定年延長等も見込まれる中、会計年度任用職員も含めた職員総数のあり方について見極めていく必要がありますが、基礎自治体における業務量の増加や多様化する町民ニーズへの対応等による職員への負担増は避けられないため、難しく厳しい調整が想定されます。
- ◆ 国の制度改正や新たな行政課題への対応、権限移譲等による事務の増大など、時代の変化に適応した組織の見直しが必要となります。
- ◆ 職員のキャリアアップに研修受講は欠かせないことから、職員が自発的・積極的に望める環境づくりや管理監督者等の理解を深める取組が求められます。

(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上

- ◆ 行政へのニーズが複雑化・多様化する中で、町民ニーズと行政サービスをマッチさせるためには、事務事業評価による効果検証と改善内容や成果の公表などのマネジメントが重要になります。
- ◆ 老朽化に伴う公共施設等の維持管理経費が年々増加しており、譲渡を含めた施設の廃止や統廃合及び類似施設の集約を行い、旧町の行政区域にこだわらず、公共施設等の立地環境を考慮した適切な配置が必要となっています。
- ◆ 多様化する町民ニーズに対応するため、情報セキュリティ対策の更なる強化や情報通信環境の格差解消、情報通信技術を活用した業務の迅速化と効率化によるサービスの構築が求められています。
- ◆ 社会のデジタル化の波は加速しており、国においても新型コロナウイルス感染症流行後の社会に向け「新たな日常」構築の原動力として、デジタル化の環境整備を掲げています。地方自治体においても、デジタル先端技術の積極的な導入により、業務が効率化され町民生活の質が更に向上すると期待されています。





施策の方向性

(1) 将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

- ◆ 財政健全化の体制を整え、町税等収入の安定的な確保はもとより、新たな財源の確保などにより財政基盤を強化するとともに、経常的な経費の縮減により、適正な財政規模への移行に向けた取組を進めながら、社会環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政運営を目指します。

(2) 組織の活性化と職員資質の向上

- ◆ 新たな定員管理計画のもと、各課等における横断的な連携を深めるとともに、基礎自治体としての業務のあり方や、複雑・多様化する町民ニーズを的確にとらえ、真に必要な行政サービスの充実に努めます。
- ◆ 時代の変化に迅速かつ的確に対応できるよう、効果的・効率的な組織の見直しに努めます。
- ◆ 職員の政策形成能力の向上を図るための研修や、専門的知識の習得を目指した取組を充実させ、時代の変化に適応し、町民から常に信頼される職員の育成を図ります。

(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上

- ◆ 主管課における事務事業評価の取組を実施し、職員のコスト意識の向上を図ります。また、これまで固定化・長期化している事務事業等について、評価委員会等において評価を実施し、その結果に基づいた、事業内容の協議・検討と次年度予算へつなげる取組を進めます。
- ◆ 公共施設等の維持管理については、公共施設等総合管理計画に基づき策定された個別施設計画や他の施設の長寿命化計画等により、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・集約などの対策を図ります。
- ◆ 国の施策や他自治体の先進事例等の情報収集を行い、ICTやIoT及びAIの利活用を推進します。
また、災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、情報システムの強化を図ります。
- ◆ 本町におけるデジタル化に関する課題や、Society5.0※1やSDGsなどの新たな時代の到来と社会環境の変化を見据え、更なる行政サービスの向上や行政運営の効率化を目指します。

※1 **Society5.0**とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）と提唱されています。

《まちづくりの姿勢》 語らいで育む、連携と役割を担うまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
戦略意識な経営をまちづくり	(1) 将来を見据えた持続可能な財政運営の推進	① 中長期財政計画の策定
		② 財政状況等の公表と認識の共有化
		③ 特別会計等の経営健全化
		④ 財源確保対策の推進
	(2) 組織の活性化と職員資質の向上	① 行政課題に応じた効率的な組織運営
		② 定員及び給与の適正な管理
		③ 人材の確保と職員の能力開発
		④ 広域行政への取組
	(3) 信頼される行政運営の推進とサービスの向上	① 事務事業評価体制の推進
		② 公有財産の適正な管理
		③ 効果的なICT等の利活用
		④ 本庁と支所を結ぶオンライン窓口の整備検討
⑤ ペーパーレス化の推進		

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
経常収支比率	92.3%	95%以内
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
町債残高	12,777百万円	13,500百万円以内
職員研修受講者延べ数	1,053人	1,000人/年
派遣・人事交流職員数	5人	3人
AI・RPA導入業務数	-	5業務

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設の適切な利用と応分の負担をお願いします。 ◆ 町税等は決められた納期内に納入しましょう。 ◆ 町の財政状況などに関心を持ちましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設を有効に利用しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設等の管理コストを適切に把握し、受益者負担の適正化・公平化に努めます。 ◆ 中長期的な視点で町の財政状況等をわかりやすく公表し、町の将来を考える機会の醸成に努めます。

施策別基本計画

『ひと』ふれあう

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－3	子どもと親が安心して暮らせるまちづくり	26
基本施策－4	まちのみんなで子育てを応援するまちづくり	29
基本施策－5	郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり	31

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－6	みんなが主役、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり	36
基本施策－7	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり	39
基本施策－8	住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり	42
基本施策－9	いつまでも健康で暮らせるまちづくり	45

【基本目標Ⅲ】 とともに認めあい、支えあうまち

基本施策－10	人権を尊重するまちづくり	49
基本施策－11	互いに支えあい参画できる多文化共生のまちづくり	51

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

基本施策－12	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	54
基本施策－13	防犯・交通安全対策充実のまちづくり	57
基本施策－14	豊かな消費生活を実現するまちづくり	59

【基本目標 I】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり



現状と課題

(1) 子育て環境の充実

◆ 産前産後から乳幼児期に健診や相談、訪問活動を実施し切れ目ない支援体制の維持に努めていますが、多様な価値観を持つ保護者に対しては、母子を取り巻く環境や意識の変化への対応が求められています。

また、産後ハイリスク者の早期支援のためには産科医療機関との連携強化を図る必要があります。

◆ 出生児童数は減少傾向にありますが、教育・保育施設への入所時期は1歳前後が増加傾向です。保護者の就労形態の多様化に伴い、求められるサービスも多様化してきています。

また、丁寧な関わりを必要とする児童も増加し、保育士のスキルアップ、教育・保育環境の充実も求められています。

(2) 保護者の経済的負担軽減

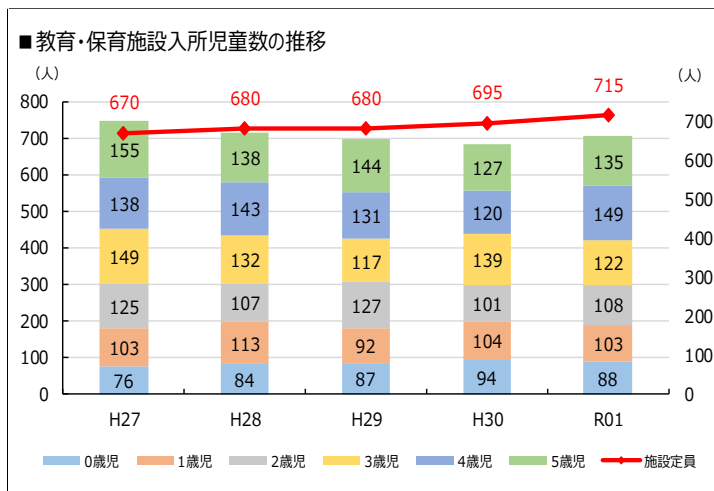
◆ 子どもの幼児教育・保育の無償化の実施により、3歳以上の児童については負担軽減が図られたものの、3歳未満の児童に対する保育料の軽減策が求められています。

また、子ども医療費や予防接種などの、子どもに対する助成制度への関心が高くなっています。

(3) きめ細やかな子育て支援

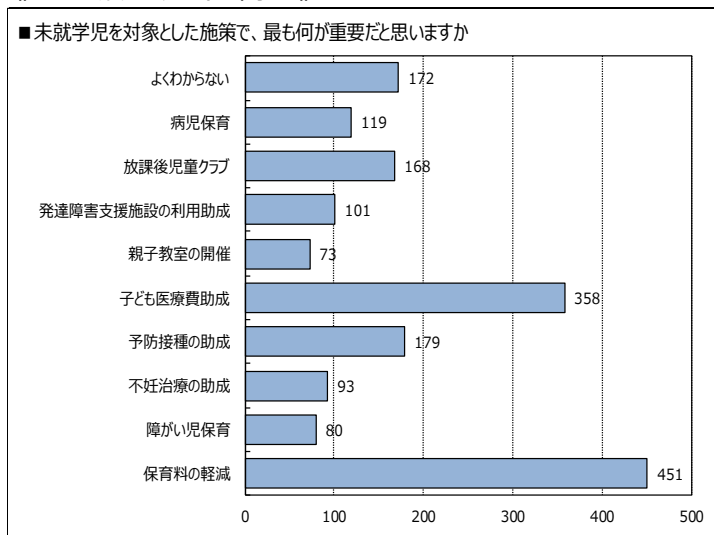
◆ 育児に関する悩みや、ネグレクト等の虐待に関する相談や事案が多くなってきており、関係機関と連携した対策が求められています。

◆ 丁寧な関わりや専門的な支援を必要とする子どもが増加し、保護者も含め個別ケースに応じた専門的な支援が求められています。



※入所児童数は、年度内の最大入所児童数

《まちづくりアンケート 問21》



■児童相談対応件数の推移

(単位：件)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護 相談	児童虐待相談	4	4	4
	その他の相談	12	47	40
保健相談		2	0	0
障害 相談	知的障害	0	0	2
	発達障害	0	1	0
非行相談		0	4	1
育成 相談	性格行動	1	0	0
	不登校	10	12	6
	適性	0	0	2
	育児・しつけ	10	2	1
その他の相談		11	4	21
合計		50	74	77

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

施策の方向性

(1) 子育て環境の充実

- ◆ 産前産後の母親に対して、産科医療機関や助産施設等と連携し、ハイリスク者等の支援に早期介入できる体制づくりに努め、個々の悩みに対応した寄り添い支援に努めます。
- ◆ 妊娠期から子育て期における健康診査や保健指導の充実を図り、妊娠・出産から育児への継続的な相談・指導による支援体制の確保を図ります。
- ◆ 保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育・休日保育・病児保育・一時預かりなどの利用希望が増加しているため、特別保育サービスの充実に努めます。

(2) 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成、予防接種に係る費用の助成を通じて、生活支援等の充実に取組むとともに、教育・保育施設等利用者負担額の軽減などにより、子育てに係る保護者の経済的支援に努めます。また、不妊治療の費用助成により不妊治療を受ける夫婦の支援に努めます。

(3) きめ細やかな子育て支援

- ◆ 全国的に増加しているネグレクト等の児童虐待の防止に努めるため、教育・保育施設、学校、医療機関等と連携し、すべての子どもが虐待を受けずに健やかに成長できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 障がい児や丁寧な関わりや専門的な支援などを必要とする児童について、保健師、教育・保育施設、学校、療育機関、医療機関と連携し、きめ細やかな支援の充実に努めます。
- ◆ 将来の父親・母親になる児童・生徒に対するいのちを育む教育により、家庭・学校・教育委員会等が連携した子育て支援に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
子どもと暮らさせ安心まちづくり	(1) 子育て環境の充実	① 母子保健サービスの充実
		② 保育サービスの充実
	(2) 保護者の経済的負担軽減	① 医療費等の助成
		② 保育料の軽減
	(3) きめ細やかな子育て支援	① 児童虐待防止への取組
		② 地域療育支援体制の構築
		③ いのちを育む教育の充実

【基本目標 I】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
出生者数	123人	107人

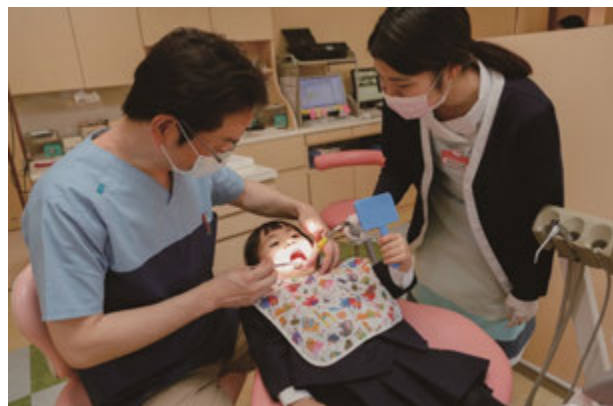
● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
乳幼児健診受診率	97%以上	100%
産後ケア応援券利用率	29.3%	40%以上
教育・保育施設待機児童数	0人	0人
保育士資質向上研修会参加者数※	延べ63人	延べ70人
乳児家庭全戸訪問訪問割合	85.4%	100%

※保育士資質向上研修会はR2年度実績

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 妊娠期から親と子どもの健康維持に努めましょう。 ◆ 子育てに関する情報を積極的に活用しましょう。
地 域	◆ 児童虐待予防・早期発見のため、地域で子どもと子育て家庭を見守りましょう。
事 業 者	◆ 不妊治療や出産・育児に対する理解を深め、出産・子育てのしやすい職場の環境づくりに努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安心して出産・子育てができるよう、子育てに関する情報提供や相談体制の充実、経済的負担軽減等、支援に努めます。 ◆ 関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や対応に努めます。



【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－4

まちのみんなで子育てを応援する
まちづくり



現状と課題

(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 家庭で保育している世帯では、育児についての不安等を相談できず、地域での孤立化が懸念されます。また、家族のあり方の変化により、保護者と子どもの愛着関係の構築や保護者の養育意欲の形成などの支援が必要な世帯もあり、このような世帯に対し、子育てを楽しみと感じられるような支援が必要となっています。
- ◆ 育児についての不安等を、子どもを連れていつでも気軽に相談できる場所が求められています。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 共働き家庭の増加等により学童保育のニーズが高まっています。また、子どもの放課後の安心・安全な居場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題となっています。

■ 放課後児童クラブ利用者数等の推移

(単位：日、人)

施設名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	開所日数	延べ利用者数	開所日数	延べ利用者数	開所日数	延べ利用者数	開所日数	延べ利用者数
えいしん児童クラブ	290	10,115	292	10,121	293	6,416	288	6,851
恵光学童クラブ	290	2,934	252	3,126	253	5,295	256	4,557
錦光保育園こすもす少年クラブ	288	5,123	290	5,719	289	5,858	292	4,917
永野学童クラブ	288	3,397	288	3,397	285	2,706	275	2,097
佐志学童クラブ	256	3,032	293	4,729	292	5,056	288	5,313
つるだ学童クラブ	-	-	259	1,105	267	1,637	242	1,807
山崎学童クラブ	-	-	255	3,426	292	4,539	287	3,593
信教寺児童クラブ	-	-	-	-	289	2,563	287	4,010
太陽学童クラブ	-	-	-	-	292	2,420	289	3,527
計	1,412	24,601	1,929	31,623	2,552	36,490	2,504	36,672

施策の方向性

(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 家庭で保育している世帯について、育児の仲間づくりや親子の交流、育児相談、情報提供を実施し、育児についての孤立感、負担感などの解消を図るため、地域住民や関係機関と連携し、子育て支援拠点事業の充実に努めます。
- ◆ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的支援に努めます。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 放課後児童クラブの設置運営については、教育委員会、学校、地域と連携しながら進め、共働き家庭等の子ども達にとって安全・安心な居場所の確保を図ります。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
子 ま 育 ち の ま を み ち ん づ 援 な く す で り る	(1) 子育てを支援する地域づくり	① 子育て支援拠点事業の充実 ② 子育てに関する情報提供の充実
	(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備	① 放課後児童クラブ等の充実

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
保育や子育て関連サービスが充実していると感じる住民の割合	26.0%	50%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
地域子育て支援センター利用可能数	5,160人	5,000人
相談窓口「さくらんぼ」開設日数	50日	90日
放課後児童クラブ利用可能数	360人	400人

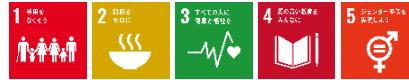
役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭がともに協力し、子育てに取り組みましょう。 ◆ 子育てに関する不安や困りごとを、一人で抱え込まずに相談しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもと親が地域の人たちと交流できる環境づくりに努めましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てに関する制度を利用しやすい職場の環境づくりに努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域や関係機関と連携した、子育てしやすい環境づくりに努めます。 ◆ 子育てに関する制度の周知に努めます。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

基本施策－ 5

郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てる学校教育の充実したまちづくり



現状と課題

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 近年、幼児期の教育がその後の生活等へ与える影響に関する研究が進み、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。
- ◆ 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。
- ◆ 基本的な生活習慣が十分身に付いていないなど、家庭の教育力の低下が大きな課題となっています。

(2) 教育行政の推進

- ◆ 国のICT環境の整備方針等も踏まえ、学校におけるタブレット型コンピュータやデジタル教材などのICT環境の整備を推進するとともに、教科指導等におけるICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や児童生徒の情報活用能力の育成に努める必要があります。
- ◆ 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。そのため、ネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることにについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。
- ◆ 学校規模の標準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされていますが、本町は少子化の進展により児童生徒数の減少や学校の小規模校化が進んできており、今後も更なる少子化が予測されていることを踏まえると、学校規模の適正化について検討が必要になってきます。児童生徒にとって望ましい教育環境はどうあるべきかという観点に立ち、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていくことが必要です。
- ◆ 近年、通学路における交通事故の発生や児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、通学路の安全点検や安全指導の充実、自然災害に備えた避難訓練など児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。
- ◆ 学校施設においては、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要となっています。
- ◆ 学校施設等は築30年以上経過している建物が多く、これまで耐震診断結果に基づき耐震補強・大規模改修工事を実施してきました。しかしながら、建築から長い年数が経過し建物の老朽化が進んでいることや施設設備の不具合もでてきていることから、近い将来において、建替を含めた対策が必要となっています。
更に、防災機能整備、強化やバリアフリー化、環境への配慮など学校施設に求められる時代のニーズに対応するための対策が課題となっています。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

(3) 学校教育の充実

◆ 「さつまの3構え」（身構え・心構え・物構え）を基に、学習の準備・姿勢・態度等の指導が全学校で実施されており、学習に取り組む姿勢は概ね定着しています。

◆ いじめ問題に関しては、「町いじめ防止基本方針」を基に、早期発見・早期対応に努めています。また、年々増加傾向にある不登校児童生徒への対応に関しては、教育委員会・学校・家庭・関係機関等の連携が重要となっています。

◆ 教育基本法等の改正及び学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後求められる学力である基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る必要があります。

◆ 本町の児童生徒の学力の状況は、小学校では全教科、県や地区の平均正答率を下回り、中学校でも、県平均と同等か上回る教科もありますが、全体的には県や地区を下回る傾向にあり、授業の工夫改善と、基礎的・基本的な学習内容をより一層定着させるための取組が必要です。

◆ 学習指導要領の改訂に伴い、英語教育、国際理解教育などの一層の充実が求められています。今後も英語教育指導助手（ALT）等の活用による英語教育や、地域人材を活用した国際理解教育などの取組を更に充実させることが必要です。

◆ 障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

◆ 平成28年4月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務付けられました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、設置者、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していくことが必要です。

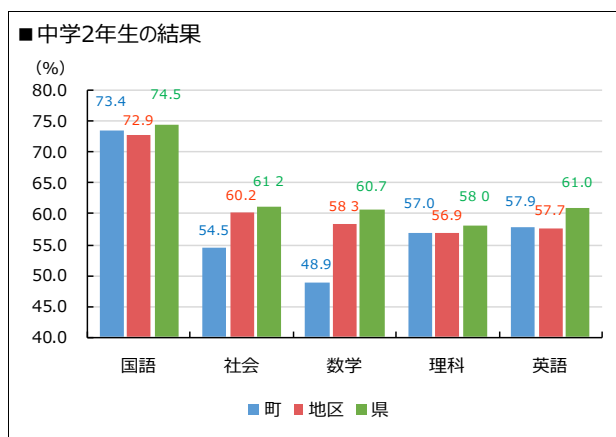
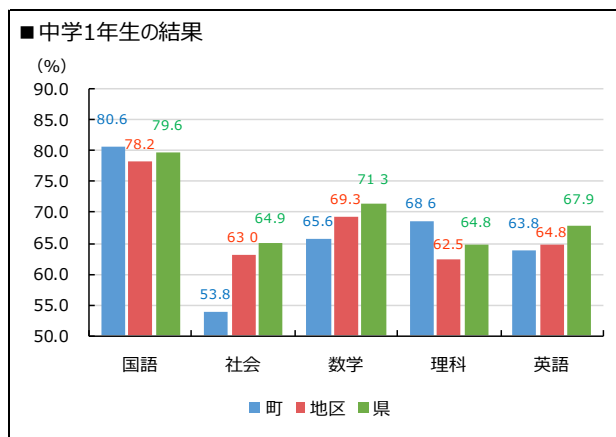
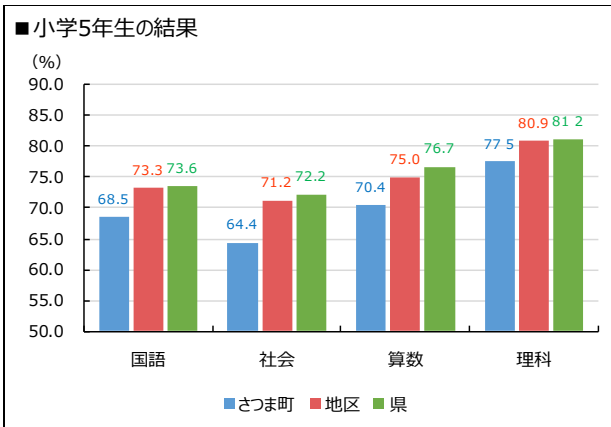
◆ 核家族化や人口減少の影響による地域の伝統行事・イベント等の減少により、多世代間の交流の機会が減少し、このことが郷土を知る（学ぶ）機会の減少にもつながっています。

(4) 薩摩中央高等学校との連携

◆ 小・中学校・高等学校間では、連携した研究会の実施による児童生徒に関する情報交換や学力向上のための授業を通じた研修などが進められていますが、今後、更なる学力向上を目指した連携が求められています。

◆ 長期的な生徒減少が進む中、生徒確保に向けた各種支援体制の強化を図るとともに、高等学校教育としての専門性の確保、教育水準の向上などを働きかけるとともに、町をはじめ、地域・学校が一体となって、魅力ある学校としての積極的な情報発信に努める必要があります。

《県学習定着度調査正答率による比較（令和2年1月実施）》



【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

(5) 学校給食の充実

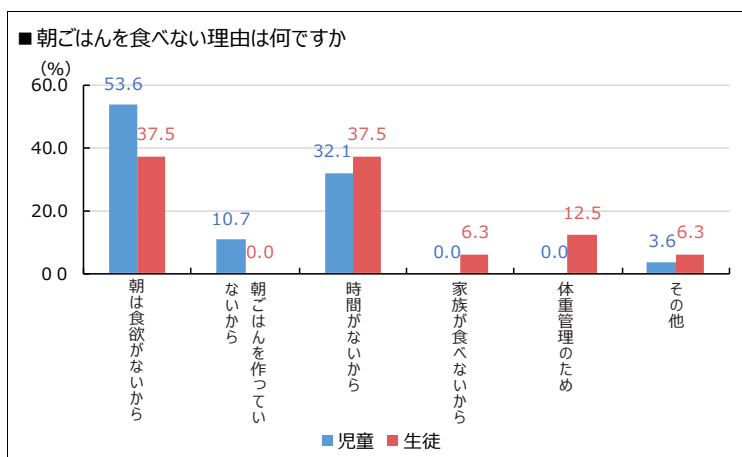
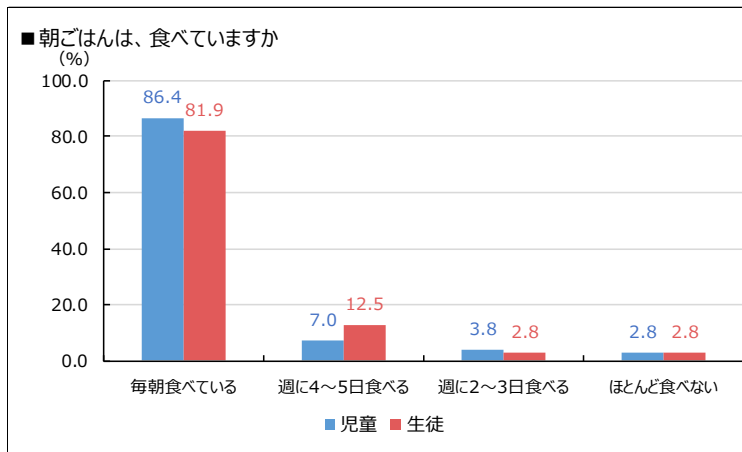
◆ 毎日朝食を食べている児童生徒の割合は8割を超えており全国平均より多い状況にありますが、約2割の児童生徒が朝食を食べないと回答しており、「朝は食欲がない」、「時間がない」などの理由が多くなっています。

◆ 学校給食は、安全・安心な食の提供が求められており、地元産食材の活用にあたっては、生産履歴や残留農薬検査などの確認が必要となっています。

また、少量多品目の作物や特産物を活用したバランスのとれた献立を提供するため収穫時期や収量について関係機関との連携に努め、情報の共有化を図る必要があります。

◆ 学校再編計画の進捗状況を踏まえ、学校給食センターの統廃合を行う必要があります。

《さつま町教育振興計画策定のためのアンケート結果（令和元年度実施）》



施策の方向性

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 思いやりの心や基本的な生活習慣を身に付けさせる教育に努めるとともに、規範意識が培われる指導の充実を図ります。
- ◆ 幼稚園・保育所・小学校と連携し、情報を共有しながら義務教育への円滑な接続を図ります。
- ◆ 子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制による教育・指導に努めます。

(2) 教育行政の推進

- ◆ 子どもたちの「生きる力」を育むため、知識・技能だけでなく、学習意欲や考える力を含む「確かな学力」の向上を図るとともに、安全・安心で快適に学べる環境の整備に努めます。
- ◆ 子どもや保護者の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実と子育てを社会全体で支援する取組を進めるとともに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれに合った適切な支援に努めます。

(3) 学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の学びをより充実させるために、「さつまの3構え」をこれまで以上に推進し、集中して学習に取り組む環境と雰囲気づくりに努めるとともに、夏休み期間等に本町出身の学生や社会人との交流を図る「さつまっ子チャレンジ教室」の実施など、特色のある教育環境づくりに努めます。
- ◆ 学力向上に向けて、問題解決的な学習など教員の指導法の改善等を図り、基礎的・基本的な知識・技能を活かす力を培うとともに、家庭学習の充実を図ります。
- ◆ 不登校児童生徒の解消に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を積極的に活用するとともに、適応指導教室や地域・関係機関等との連携の強化を図ります。
- ◆ 福祉関係部局との連携や特別支援教育支援員の活動強化等により、特別支援教育の充実を図ります。

【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

- ◆ 複式学級の解消や教育環境の充実のため、学校再編計画等を策定し学校規模の適正化を図ります。
- ◆ 学校施設の計画的な整備に努め、教育環境の充実を図ります。
- ◆ これまで地域の人材・自然・産業・伝統文化等を活かした特色ある教育活動「さつま学」の推進の一つとして、小学5・6年生と中学1・2年生を対象に「さつま検定」を実施しています。この「さつま検定」を、親子や地域住民が参加できるプログラムとすることで、多世代間交流の場を創出し、更には郷土愛の醸成が図られる取組を目指します。

(4) 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小中高連携研究会を通じ、教員の情報交換や主に学力向上に向けた研修活動の充実を図ります。
- ◆ 薩摩中央高等学校振興対策協議会を中心に、中学生の進路希望等の現状を把握・分析し募集定員確保のための支援に努めます。

また、奨学資金制度など薩摩中央高等学校に進学する生徒に対する支援に努めます。

更に、農業分野や福祉分野など特色のある学科が設置されていることから、地域との交流や行事への参画など、魅力ある学校づくりを支援し、「行きたい高校」、「目指す進路」となるよう、学校・企業・関係機関等と連携した取組を推進します。

(5) 学校給食の充実

- ◆ 学校給食は、児童生徒が教科等の学習を離れて、教師や級友とともに食事をする「楽しい活動の場」であり、他の教育活動には見られない効果が期待されます。
- ◆ 豊かな心や人間性、社会性を育成する上からも、学校給食を教育活動の中に適切に位置付け、関係機関と連携し、「食育」に関する取組を積極的に推進します。
- ◆ 子どもたちに基本的な食習慣を身に付けさせるため、家庭や学校、地域において、あらゆる機会を通じて、「早ね・早おき・朝ごはん」運動の展開に努めます。
- ◆ 食材購入にあたっては、関係機関との連携を一層強化し、地元産食材を積極的に活用するとともに生産者との交流を深め、安全・安心で近年の食生活、食文化に対応すべくバランスのとれた献立の提供に努めます。
また、食育指導については、栄養教諭等との連携を図りながら、学校の年間指導計画を工夫するなど、より効果的な取組を進めます。
- ◆ 給食センターの運営や調理作業の効率化を図るため、施設の改善を含めた機械設備の計画的な整備に努めるとともに、学校再編計画と合わせた学校給食センターの統廃合や業務委託について検討します。



【基本目標Ⅰ】 まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
郷土学校の誇りをもち、子育てを充実させ、まちづくり	(1) 幼児教育の充実	① 就学前教育の充実
	(2) 教育行政の推進	① 開かれた教育委員会運営の推進
		② 教育行政の計画的で効果的施策等の推進
		③ 学校規模適正化の推進
		④ 再編小・中学校の学校運営におけるフォローアップの強化
⑤ 安全で安心して学べる学校施設及び環境の整備		
(3) 学校教育の充実	① 自己実現を図るための確かな学力の育成	
	② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	
	③ 多様化するニーズや社会の変化に対応した教育の推進	
	④ 信頼される学校づくりの推進	
(4) 薩摩中央高等学校との連携	① 小・中・高連携教育の推進	
	② 高等学校振興対策の強化	
(5) 学校給食の充実	① 安全・安心な学校給食の提供	

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
学校教育が充実していると感じる住民の割合	25.3%	40%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
県学習定着度調査正答率の県平均以上教科数	小学5年	0教科
	中学1年	2教科
	中学2年	0教科
薩摩中央高等学校入学者数	56人	120人
学校給食の地元食材使用比率	41%	50%

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣づくりに取り組みましょう。 ◆ 学校やPTA、地域との連携を密にし、情報を共有し合いましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動等を通じ、子どもの成長を見守る環境づくりに努めましょう。 ◆ 学校教育に対する理解を深め、教育活動を支援しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 未就学児の就学指導等に関して、関係機関と連携を図り、積極的な情報交換に努めましょう。 ◆ 専門分野を活かして学校の教育活動に積極的に関わります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒や保護者等へのきめ細かな支援体制づくりに努めます。 ◆ 幼・保、小・中、高校が連携したネットワークづくりに取り組みます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 6

みんなが主役、ともに支え合い、
安心して暮らせるまちづくり



現状と課題

(1) お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり

- ◆ 「自助・共助・公助」の言葉は、多くの町民に認知されています。住みやすい地域にするためには地域住民が互いに協力し合う環境づくりが大切であり、そのためには「近所付き合い」の活性化が求められています。
- ◆ 地域住民間のつながりの希薄化を解消するため、地域住民が、「ふれあい」や「生きがい」を感じることができ各種サロンの積極的な活動の展開が期待されています。
- ◆ 虐待・差別及び認知症の方の徘徊など地域で起こりうる様々な問題の予防策や、早期発見・早期対応することで被害の拡大を防ぐなど、専門機関にかかる前に解決できる地域づくりが求められています。
- ◆ 災害発生時の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、避難行動要支援者の把握、自主防災組織の設置や防災訓練を行うなど、地域における避難支援体制づくりが求められています。

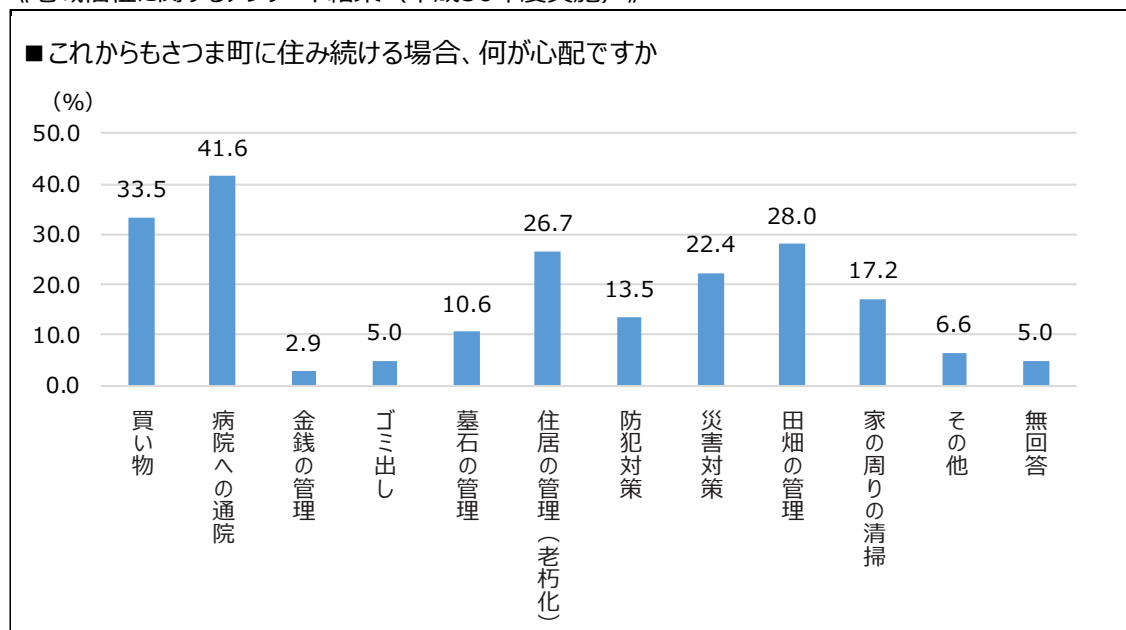
(2) だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり

- ◆ 地域福祉の中心的団体である区公民館・公民会と、民生委員・児童委員や地域支え合い推進員との連携強化を図ることが求められています。
- ◆ 地域において、買い物弱者に対する支援、家屋周辺の草払いやごみ出しなどの困りごとに対応するための支援が求められています。
- ◆ 個人や家族が抱える多様で複合的な課題は、福祉分野だけでなく、医療や保健、産業、都市・環境整備、教育、権利擁護等といった、個別分野を越えた包括的な相談・支援体制づくりが求められています。

(3) 地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり

- ◆ 地域住民間のつながりが希薄化しており、地域に対する関心も薄れてきているため、だれもが地域の一員であるという認識を醸成するための情報発信や活動が必要となっています。
- ◆ 地域福祉を担う、地域支え合い推進員などの公民会役員や民生委員・児童委員などが固定・高齢化しており、次世代の人材確保やボランティア活動に参加する人材の育成が求められています。

《地域福祉に関するアンケート結果（平成30年度実施）》



施策の方向性

(1) お互いが見守り、支え合い、つながる「地域」づくり

- ◆ 本町では、「近所付き合い」を「自助・共助・公助」に続く「近助」として位置付け、これを基本施策の底流におき、地域福祉の推進に努めます。
- ◆ 高齢者・障がい者・子育て世帯などを含むすべての方が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、地域住民が交流できる各種サロンの活動支援に努めます。
- ◆ 虐待・差別、DVなどの被害を拡大させないため、公民会長、民生委員・児童委員、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会、関係団体などの連携により、地域における支え合い・見守り体制の充実・強化に努めます。
- ◆ 災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるため、公民会長、民生委員・児童委員、関係機関などとの連携を強化して、地域の共助に基づく避難支援体制づくりの支援に努めます。

(2) だれもが安心して暮らせる「仕組み」づくり

- ◆ 地域福祉の中心を担う、地域活動団体である、区公民館、公民会、高齢者サロンや子ども会などと民生委員・児童委員との連携強化に努めます。
- ◆ 地域において、買い物弱者に対する支援、家屋周辺の草払いやごみ出しなど高齢者等の困りごとに対応するための団体の設立に向けた情報提供や、団体の取組を住民に周知するなど活動の支援に努めます。
- ◆ 認知症や障がい等の理由により、判断能力の不十分な方が安心して地域で生活できるように、権利擁護センターを中心に権利擁護の普及啓発を進めるとともに、成年後見制度等の利用を促進することで、地域における権利擁護体制の充実に努めます。



(3) 地域に関心を持ち、行動できる「人材」づくり

- ◆ 地域福祉を推進する上で、将来の担い手として期待される若年層の地域福祉への関心を高めるために、地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会づくりに努めます。
- ◆ 固定・高齢化する公民会の役員や民生委員・児童委員、地域支え合い推進員など、地域福祉を担う次世代の人材確保に努めます。
- ◆ 社会や地域に貢献する意識を高める研修・講座等を実施し、福祉課題を解決する地域福祉の担い手としてボランティア人材の育成に努めます。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ち 合 み づ い ん く 、 な り 安 が 心 主 し 役 て 、 暮 と ら も せ に る 支 え ま	(1) お互いが見守り、 支え合い、つながる 「地域」づくり	① 地域と住民主体の地域福祉の推進
		② 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり
		③ 避難行動要支援者の支援体制の強化
	(2) だれもが安心して 暮らせる「仕組み」 づくり	① 地域活動団体と関係機関等の連携
		② だれもが地域に出やすい環境づくり
		③ 包括的な相談・支援体制の推進
	(3) 地域に関心を持ち、 行動できる「人材」づ くり	① 地域福祉の普及・啓発
		② ボランティア育成と地域活動への参加促進
		③ 地域福祉を支える人材の確保・育成

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
住んでいる地域が安心して暮らせると思う住民の割合	75.8%	80%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
ボランティア登録団体数	36団体	45団体
ボランティア登録者数	1,055人	1,200人
おたすけ隊設置状況	3団体	6団体

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日頃からの近所付き合いを大切にしましょう。 ◆ 地域への関心を持ち、地域活動へ積極的に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など互いに連携・協働しながら、地域の福祉活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。 ◆ 地域コミュニティ組織における福祉活動を推進しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉協議会をはじめとする関係団体との情報共有と連携を図りましょう。 ◆ 地域活動団体と関係機関との連携を図りましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域課題の把握と地域活動の促進に努めます。 ◆ 地域活動団体と関係機関等の連携に努めます。 ◆ 地域福祉に関する情報提供や学習する機会の提供に努めます。 ◆ 専門性の高い福祉人材を育成するための支援に努めます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 7

高齢者が生きがいを持ち、
安心して暮らせるまちづくり



現状と課題

(1) 生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進

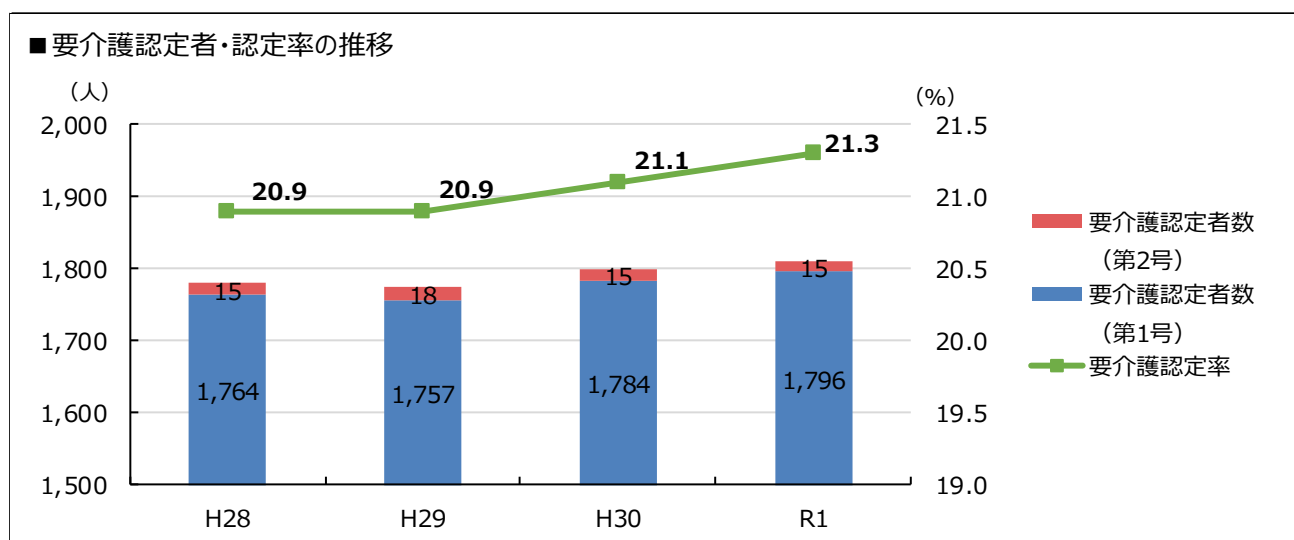
- ◆ 超高齢社会を迎えた本町では、いつまでも元気で、できる限り自立した生活を続けるため、生活習慣病等の発症・重症化予防対策等により、可能な限り自立をめざすための健康づくりに取り組む必要があります。
- ◆ 高齢者の精神・身体・社会の各層における活動性を維持・向上させる取組を推進するとともに、要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応することにより状態を維持・改善することが求められています。
- ◆ 高齢者の社会参加が図られ、高齢者が地域の担い手になることは、地域づくりの観点から重要であり、高齢者と社会とのつながりを確保し、社会参加と生きがいづくりの推進が求められています。

(2) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- ◆ 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視する支援体制を整えることが求められています。
- ◆ 身近な地域で介護予防に自ら取組める環境の整備や、家事や見守りなどの日常生活の支援、在宅医療と介護連携の取組の一層の推進、介護者の身体的・経済的な負担を軽減するための取組や、家族介護者の不安や悩みに応える相談支援の充実が求められています。
- ◆ 高齢期を安全・安心に暮らすためには、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の危険に遭うことのないよう、安全性の高いまちづくり、体制づくりを進めることが求められています。

(3) 高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保

- ◆ 介護分野においては、人手不足が発生しており、今後も人口減少等による人材の確保が厳しさを増すことが懸念されていることから、質の高い人材を安定的に確保できるよう人材の育成が急務となっています。
- ◆ 要介護認定者が年々増加し、それに伴い介護給付費も年々増加する中、要介護認定者数は令和元年度がピークと予想されており、将来の介護需要を見据えた持続可能な介護保険事業の運営に取り組む必要があります。



施策の方向性

(1) 生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進

- ◆ 高齢者ふれあいいきいきサロンをはじめとする自主的活動や学習活動など、高齢者が参加しやすい活動の場の充実に努めます。
- ◆ 高齢者が健康でその人らしい暮らしができるよう、住民主体の介護予防事業「ころぼん体操教室」の普及・促進、専門職派遣等の支援に努めます。
- ◆ 就業をはじめとする社会的役割や社会との関わりを持ち続けることは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていくための重要な要素であり、介護予防にもつながっていくことから就労支援の推進を図ります。

(2) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、社会参加しながら、かつ尊厳を持って、安心して生活できる地域社会を実現するため、介護予防や認知症対策、在宅医療の推進等に積極的に取組み、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- ◆ 行政や介護サービス事業所だけでなく、NPOやボランティア・地縁組織等の多様な主体による多様な生活サービスを提供し、地域福祉の担い手となる環境や体制づくりを推進します。
また、地域福祉活動等による「互助」の取組が一層広がりを持つよう、関係者と連携して取組を推進します。
- ◆ 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関につなぐ連携支援、認知症の方やその家族への支援・相談業務等、認知症サポーターの養成、認知症の方やその家族への支援体制の充実に図ります。
- ◆ 防災対策として、町民一人ひとりの災害に対する意識、知識の向上や、避難行動要支援者登録など関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりの充実に図ります。
- ◆ 地域で高齢者を支えるための生活支援コーディネーターや地域支え合い推進員（アドバイザー）の配置、住民主体による支援活動団体、ボランティア活動を行う人材等の育成に努めます。

(3) 高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保

- ◆ 介護分野においても、少子高齢化による人手不足や離職が深刻となっていることから、様々な団体と連携し、介護人材不足の解消や質の高い人材の確保に努めます。
また、安定的な雇用確保のために、学生に対して理解促進・情報提供、社会福祉法人連絡会等の就職相談会の周知協力、地域住民による支え合い活動の推進、個人の資格取得、専門職育成の支援検討等に努めます。
- ◆ 被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度の普及・啓発に努めます。
- ◆ 適正なサービス利用量を見込み、必要なサービス量が確保されるよう、介護サービスの基盤整備の検討や介護支援専門員等円滑な連携・支援体制を構築し、高齢者等に適切な介護保険サービスを提供できるよう努めます。
- ◆ 介護保険事業を持続可能なものとするため、介護給付費の適正化を図ります。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
高 安 齢 心 者 し が て 生 暮 ら が せ い る を ま 持 ち ち づ く り	(1) 生きがいを持ち、地域に根ざした健やかなまちづくりの推進	① 健康づくり・介護予防の推進
		② 生きがいづくりの推進
	(2) 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	① 地域包括ケアシステムの深化・推進
		② 認知症対策の推進
		③ 在宅医療と介護連携の推進
		④ 相談支援体制・見守り活動の充実
		⑤ 住環境の整備推進
		⑥ 安全安心体制の整備推進
	(3) 高齢者の日常生活を支えるサービス提供体制の確保	① 生活支援サービスの充実
		② 総合事業の推進
		③ 介護保険事業の推進
		④ 福祉・介護人材の確保・育成
⑤ サービス基盤の整備とサービスの質の向上		

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
介護を必要とする高齢者へのサービスが充実していると感じる住民の割合	30.8%	40%以上
高齢者や障がい者が暮らしやすいと思う住民の割合	16.9%	40%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
ころばん体操実施団体数	45団体	50団体
認知症サポーター数	2,686人	3,276人
要介護認定率の維持・改善	21.3%	20.8%
地域福祉活動推進委員数	-	20人

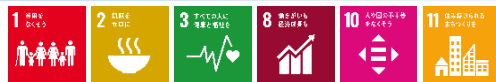
役割分担

町 民	◆ 運動などを通じて自ら要介護状態となることを予防し、身体能力の維持向上に努めましょう。
地 域	◆ 高齢者の社会参加、地域活動の担い手となることに協力し、生きがいづくりを支援しましょう。 ◆ 行政や社会福祉協議会等と連携し、地域に不足する共助を基本とした高齢者の見守り・安否確認、外出支援、家事支援など、生活支援に努めましょう。
事 業 者	◆ 高齢者等の要介護度や身体の状態に応じ、適切な介護サービスの提供や、地域住民の活動に対する支援並びに行政機関等の取組に協力しましょう。
行 政	◆ 民生委員や地域支え合い推進員（アドバイザー）等と連携を図り、地域福祉に係る人材を育成し、高齢者の日常生活支援に努めます。 ◆ 高齢者の生きがいづくりと福祉の増進に努めます。 ◆ 介護サービスの適正な給付と運営に努めます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 8

住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり



現状と課題

(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

◆ さつま町障がい者計画等見直しに関するアンケートにおいて、3割を超える障がい者・障がい児が、地域で差別感を感じており、障がい者・障がい児に対する正しい理解を深め、偏見や差別等を受けないよう、福祉教育の充実や啓発活動、ボランティア人材の育成などの継続的な取組が求められています。

(2) 相談支援体制の充実

◆ 障がい者・障がい児が身近な地域で、総合的な相談支援の実施が求められていることから、相談支援事業所との連携強化や人材育成等に取り組むなど、相談支援体制の充実に努める必要があります。

(3) 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実

◆ 障がい者・障がい児の多種多様なニーズに対応するため、身体・知的・精神に関する障害福祉サービスの一元化や、サービス基盤の量的・質的な充実を図るための専門職の人材育成・確保が求められています。

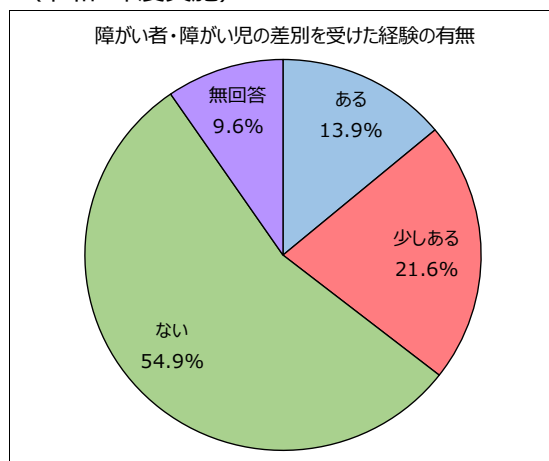
◆ 地域でのイベントや、スポーツ・文化活動は、健康増進や地域住民との交流につながることから、障がい者・障がい児の積極的な参加が求められています。

(4) 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援

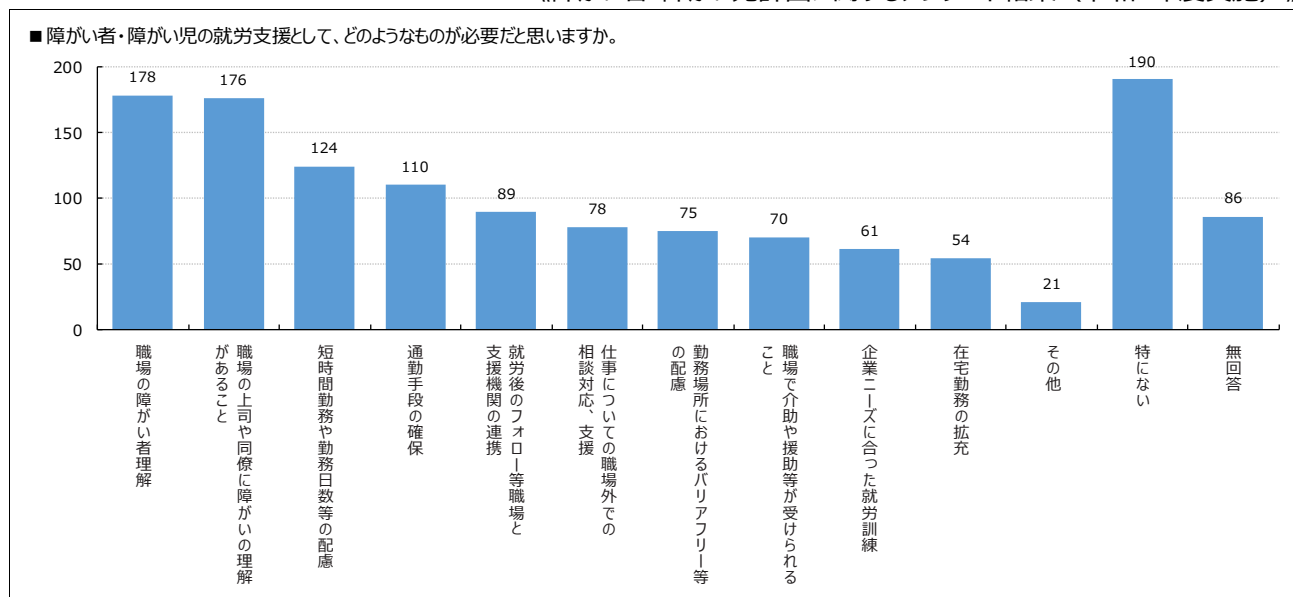
◆ 障がい者・障がい児の働く機会や職場環境を見ると、雇用の場が限られることや障がいに対する理解と配慮が求められるなど、就労支援体制の充実が必要となっていることから、ハローワークや企業との連携による就労先の確保や働きやすい環境の整備などにより、障がい者・障がい児の社会参加を促進する必要があります。

◆ 障害年金や各種手当は、障がい者・障がい児やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たすことから、制度に対する広報活動を充実する必要があります。

《障がい者・障がい児計画に関するアンケート結果》
(令和2年度実施)



《障がい者・障がい児計画に関するアンケート結果 (令和2年度実施)》



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

(5) 生活環境基盤の整備充実

- ◆ 住宅や公共施設、公共交通機関、歩道等の生活空間をユニバーサルデザインを意識した「街づくり」が求められています。
- ◆ 火災や地震等の災害発生時に、一人では避難できない障がい者・障がい児を対象に、避難体制の整備・充実が求められています。

施策の方向性

(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

- ◆ 広報紙やホームページ、町民出前講座により、障がいや障がい者・障がい児についての正しい知識と理解の周知・啓発活動に努めます。
- ◆ 障がい者団体・ボランティア団体等が開催するイベント等への住民の積極的な参加や交流活動を通じた相互理解、また、障害者差別解消法に関わる広報パンフレットの作成・配布などにより差別解消に努めます。
- ◆ 区公民館や公民会を単位とした地域内に、障がいについて理解と熱意をもった人材の確保を図るため、ボランティアの育成や見守り活動を推進するとともに家族会の支援に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

- ◆ 地域自立支援協議会等の会議において、障がい者・障がい児の抱える問題や状況に関する情報を関係団体等と共有し、支援や対策につなげながら、連携体制の強化に努めます。
- ◆ 障害者相談員等の研修実施による相談員としての資質向上に努めます。

(3) 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実

- ◆ 障害福祉サービス利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に進めます。
- ◆ 障がい者・障がい児やその家族の高齢化により、ライフステージに応じた、グループホーム・ショートステイなど多様な生活の場の確保、地域内での福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携強化に努めます。
- ◆ 障害福祉サービスを充実させるため、ホームヘルパー等の専門職の人材の育成・確保に努めます。
- ◆ 地域活動を通じて、障がいのある人とない人が相互の理解を深め、社会参加意欲の高揚等を図るため、スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実と、障がい者・障がい児が参加しやすい支援体制づくりに努めます。

(4) 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援

- ◆ 各種雇用援護制度の活用や、障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制と職業訓練の充実など、障がい者・障がい児の雇用に努めます。
- ◆ 障害者雇用に関する周知啓発を行うとともに、職場が働きやすい環境となるよう、町民に対する障がい者・障がい児に対する理解を促すための周知啓発に努めます。

(5) 生活環境基盤の整備充実

- ◆ 住居や公共施設、公共交通機関、歩道等のユニバーサルデザイン化に努めます。
- ◆ 避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者・障がい児に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、関係機関における体制整備に努めます。



【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
まのえ住 ち自合み づ立い慣 くと、れ り社障た 会が地 参い域 加者で を・、 推障と 進がも すいに る児支	(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進	① 啓発・広報活動の推進 ② 交流活動の促進 ③ 障害福祉の促進
	(2) 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実・強化
	(3) 日常生活を支援するサービスや社会参加活動の充実	① 在宅福祉サービス等の充実 ② 障害福祉人材の育成・確保 ③ 地域の交流活動の支援
	(4) 雇用・就業機会の確保等による経済的自立の支援	① 障がい者・障がい児雇用の充実 ② 経済的自立の支援
	(5) 生活環境基盤の整備充実	① 障害福祉のまちづくりの推進 ② 災害時等における支援体制の充実

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
障がい者等への福祉サービスが充実していると感じる住民の割合	19.1%	40%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
広報啓発活動の回数	4回	13回
福祉施設の入所者数	64人	62人
一般就労移行者数	1人	2人
相談支援人数	53人/月	60人/月

役割分担

町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・障がい児への理解を深めましょう。 ◆ 障がい者・障がい児を支援するための福祉活動・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・障がい児の情報収集に努め、状況を常に把握し、行政と連携しながら適切なサービスの提供に努めましょう。 ◆ 障がい者・障がい児の就業支援・雇用の拡大に努めましょう。 ◆ 障害福祉を担う人材の育成と確保に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者・障がい児に対し、各種福祉施策等の情報提供に努めます。 ◆ 町民が障がい者・障がい児への理解を深めるよう啓発に努めます。 ◆ 障害福祉を担う人材の育成と確保の支援に努めます。 ◆ 事業者と連携しながら、適切なサービスの提供に努めます。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

基本施策－ 9 いつまでも健康で暮らせるまちづくり



現状と課題

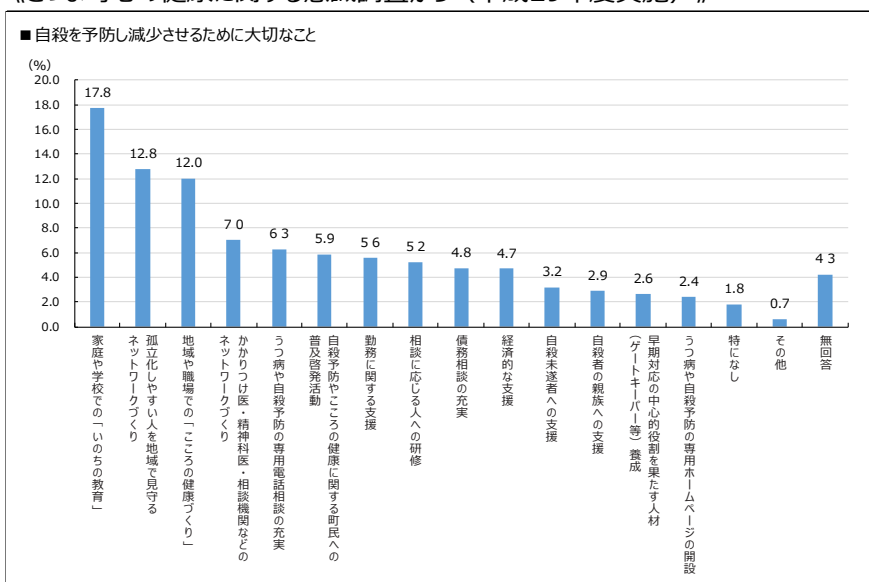
(1) 健康づくりの推進

- ◆ 生活習慣病等に対する対策や予防する健康づくりに努め、健康寿命の延伸に努める必要があります。
- ◆ 受診しやすい検診のあり方を検討し受診率の向上に努めるとともに、がん検診の要精密検査者すべての方が医療機関を受診するよう指導を継続的に行う必要があります。
- ◆ 歯・口腔の健康維持は、食生活や体の健康に影響し、更に介護予防に繋がるため、歯科保健の施策を検討し推進する必要があります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が発生した際の対策や、その感染予防対策に努める必要があります。
- ◆ 食生活改善推進協議会や健康づくり推進員などの活動支援を行い、地域における健康づくりの取組を更に推進する必要があります。
- ◆ 保健センターの老朽化が進んでいるため、施設のあり方を含めて活用等について検討する必要があります。

(2) こころの健康づくりの推進

- ◆ 自殺者数は減少傾向にあるものの、自殺に至るあらゆる要因が存在することから、それぞれの悩みに対応できる相談体制の整備が求められています。
- ◆ 身近な人が抱えている悩みや変化に気づき支援するために必要なゲートキーパー※1の役割を、様々な人が担うことが期待されています。

《さつま町心の健康に関する意識調査から（平成29年度実施）》



(3) 医療の確保

- ◆ 二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の医師不足は深刻な課題であり、常勤医師の確保に努める必要があります。
- ◆ 北薩地域における、周産期・小児医療提供の体制支援などが求められています。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の受診率及び終了率は高いものの、国民健康保険における一人あたりの医療費は、県内でも高い水準にあることから、医療費適正化を推進し、保健指導や訪問指導等を充実する必要があります。
- ◆ 国民健康保険税については、被保険者が減少傾向にあり保険税の減収が見込まれることから、税率改正や収納率向上など、これまで以上に国保財政の健全化に向けての取組が必要となります。

※1 ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、地域のかかりつけの医師や公民館・公民会の役員や民生委員・児童委員、ボランティアなど、さまざまな人が担うことが期待されています。

施策の方向性

(1) 健康づくりの推進

- ◆ 生活習慣病等の発症予防や重症化予防に対する対策を検証し見直しを行い、若い世代からの健康づくりの普及啓発に努め、健康寿命の延伸を更に推進します。
- ◆ 検診の受診率の向上に努め、がん検診の要精密検査者すべての方が医療機関を受診するよう指導や呼びかけを継続的に行い、精密検査受診の把握に努めます。
- ◆ 生涯にわたる歯・口腔の健康維持を図るため、「8020運動」※1を推進し、あらゆる世代における歯科保健の施策を検討し推進します。
- ◆ 新たな感染症が発生した際の対策について、国や県と連携し情報収集に努め、その感染防止対策に努めます。
- ◆ 各個人の健康づくりへの関心や意識づくりを図り、実践が習慣化するよう、食生活改善推進協議会や健康づくり推進員などの活動支援を推進します。
- ◆ 保健センターの活用等について検討し、利便性向上に努めます。

(2) こころの健康づくりの推進

- ◆ 各団体と連携し、自殺対策協議会での情報提供や収集を行いながら、現状・課題等について検証し対策を推進します。また、自殺に至る様々な要因やプロセスについて住民への周知を図り、あらゆる悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。
- ◆ 悩みを抱えている人が孤立しないよう、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る」といった役割を担い、適切に関わる必要なゲートキーパーの養成講座を継続的に行い、その活動の推進を図ります。

(3) 医療の確保

- ◆ 県や医師会と連携し、二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の医師不足解消に努め、身近で適切な医療が受けられるよう地域医療体制の充実に努めます。
- ◆ 北薩地域における、各自治体や産科医療機関における医療体制確保協議会と連携し、医療の確保に努めます。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導の受診率及び終了率の更なる向上を目指し、医療費適正化に努めます。
- ◆ 保健師・管理栄養士等による個別面接型の保健指導を実施します。
- ◆ 川薩圏域の医療機関と連携し、糖尿病重症化予防及び慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークの推進を図ります。
- ◆ 国民健康保険税の税率改正など国保財政の健全化に努めます。

※1 **8020運動**とは、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動です。1989年より厚生労働省と日本歯科医師会が提唱して開始されました。

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
いつまでも健康で暮らせるまちづくり	(1) 健康づくりの推進	① 各種がん検診・生活習慣病等予防検診の推進
		② 歯・口腔の健康づくりの推進
		③ 新たな感染症を含む感染症予防対策
		④ 予防接種の推進
		⑤ 健康づくり推進員や健康づくり団体の育成・支援
		⑥ 「健康づくり推進の町」宣言（健康さつまポイント事業）の推進
		⑦ 保健センター機能の充実
	(2) こころの健康づくりの推進	① 自殺予防対策
		② 地域の「つながり」による見守り体制の構築
	(3) 医療の確保	① 二次救急医療体制の支援
		② 医師確保対策
	(4) 安定した国保事業の推進	① 特定健康診査・特定保健指導の推進
		② 個別指導・訪問等の充実
		③ 糖尿病重症化予防及びCKD予防ネットワークの推進
		④ 国保財政健全化の推進

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
普段健康だと感じている住民の割合	76.6%	80%以上

● 主な指標

		現状 (R1)	目標 (R7)
がん検診の受診率 (町事業における受診者数/対象年齢の全住民)	胃がん	8.1%	8.3%以上
	肺がん	8.6%	8.7%以上
	大腸がん	16.7%	16.7%以上
	子宮頸がん	17.6%	20.3%以上
	乳がん	20.8%	21.8%以上
特定健康診査受診率		70.8%	70%以上
いきいきすこやかお口健診受診率		16.6%	20%以上

【基本目標Ⅱ】 希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち

目標・指標

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
自殺死亡者数	2人	0人
ゲートキーパー養成講座受講者数	351人	1,000人
二次救急医療機関の常勤医師の確保数	4人	6人

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自分の健康は自分でつくる」意識を持ち、日頃から積極的な運動、食生活改善、健診受診等に努めましょう。 ◆ 体調が悪い時には我慢せず、昼間のうちにかかりつけの医療機関を受診しましょう。 ◆ 一人一人が感染症予防に努めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民に対し、特定健診への受診勧奨、ふれあいサロン等による地域主体の健康づくり運動に取り組みましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職場における健康づくりの啓発や各種健（検）診の受診勧奨を行いましょ。 ◆ 職場における感染症予防に努めましょう。 ◆ 住民が健やかに暮らすために、医療体制の充実に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民の健康づくりに対する意識の向上、健（検）診の受診勧奨、保健指導の徹底、医師確保のための支援に努めます。



現状と課題

(1) 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進

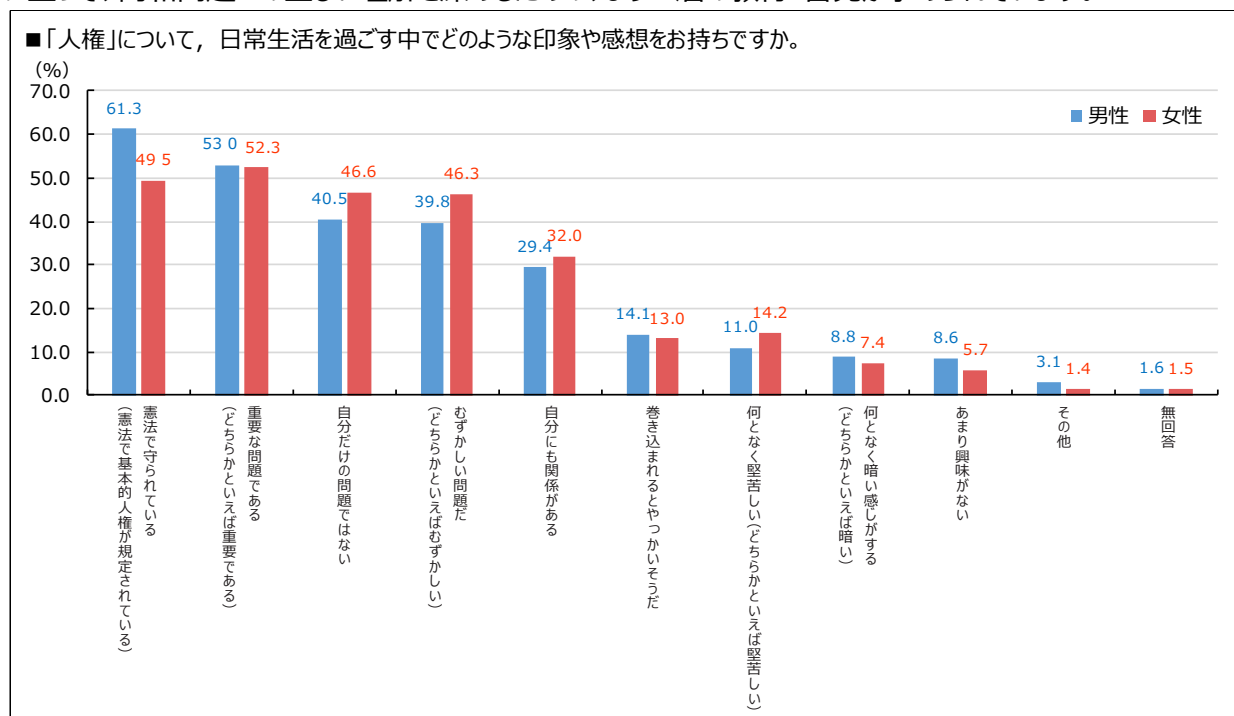
◆ 人権に関する問題は、女性・子ども・高齢者・障がい者・障がい児・外国人・犯罪被害者・感染症患者・性的マイノリティ（少数者）に関するものなど多岐にわたっています。また、近年インターネットを悪用した他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的な表現の書込み等が大きな問題となっています。このような多様な人権問題を解決・解消していくためには、関係機関・団体等の連携強化のもと、人権問題についての教育や啓発活動を効果的・継続的に推進し、人権意識の高揚に努めていくことが求められています。

(2) 人権相談・支援体制の推進

◆ 人権擁護委員や民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細やかな相談活動ができる体制を整え、個々の課題や思いに寄り添い、早期解決に向けた取組の充実を図る必要があります。

(3) 同和問題対策の啓発推進

◆ 同和問題は、これまでの特別措置法（平成14年失効）により地区内の物的な生活環境は概ね整えられつつも、同和問題に関する差別意識は依然として根強く存在し、更なる社会問題となっています。2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別解消に関し相談体制や教育及び啓発活動の推進等、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。今後も引き続き基本的人権の尊重という視点に立って、同和問題への正しい理解を深めるための、より一層の教育・啓発が求められています。



(資料：平成30年度鹿児島県人権についての県民意識調査より)

施策の方向性

(1) 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進

- ◆ 人権に関する多様な問題を解決するため、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場における人権教育・啓発活動を進めます。
- ◆ 性的マイノリティ（少数者）の人権擁護の観点から、本町の申請書等における性別記載欄の必要性や記載方法について検証し、見直しが可能なものから性別表記を削除するなど、精神的苦痛を感じる方へ配慮した取組を行います。

【基本目標Ⅲ】 ともに認めあい、支えあうまち

(2) 人権相談・支援体制の推進

- ◆ 人権擁護・権利擁護のため、人権相談をはじめとする各種相談の推進に努めます。

(3) 同和問題対策の啓発推進

- ◆ 同和問題について正しい理解と知識を一層深めるため、教育及び啓発等を積極的に推進し、差別意識解消に向けた研修会等を充実させ、学校・家庭・地域・職場で更なる認識と理解の向上に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ま ち 人 権 を く 尊 り 重 す る	(1) 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進	① 人権教育・啓発活動の推進
	(2) 人権相談・支援体制の推進	① 人権相談の充実・体制の強化
	(3) 同和問題対策の啓発推進	① 同和問題研修会等の充実

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
基本的な人権が憲法で保障されていることを知っている住民の割合	94.9%	100%
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
人権イベント等開催回数	1回	2回
人権啓発研修会等開催回数	2回	3回

役割分担

町 民	◆ 人との接し方や日々の言動に、相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。
地 域	◆ 子ども、高齢者、障がい者・障がい児、女性等の多様な住民の交流を深める地域活動に積極的に取り組みましょう。
事 業 者	◆ 人権を尊重する職場づくり、公正な採用選考及び雇用の促進に努めましょう。
行 政	◆ 人権問題を正しく理解し、人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。 ◆ 人権尊重に対する啓発活動、相談しやすい窓口づくりに取り組み、研修等の機会を積極的に提供します。



現状と課題

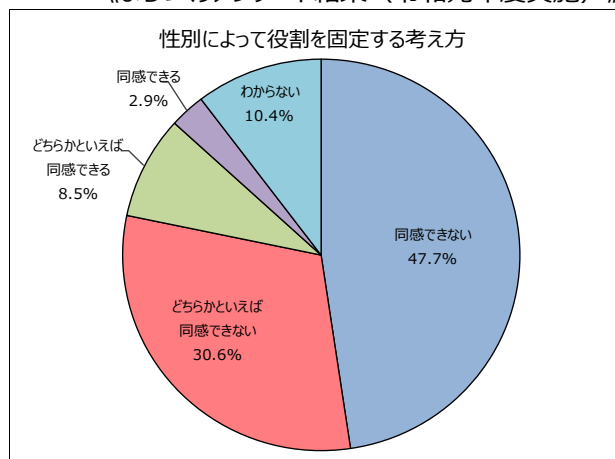
(1) 男女共同参画の推進

- ◆ 男女共同参画社会の推進については、各種委員会等の女性登用率が県内でも低位の状況であり、（県内で登用率20%未満自治体は16市町：平成30年度末）、高い目標設定と早期の達成が必要となっています。

しかし、女性の登用率を高めようとする場合、一部の女性団体役員に依頼が集中し、多くの役職を兼務しなければならないという現状となっています。

- ◆ 男女がともに仕事と家庭を両立できる社会環境の実現に向け、さまざまな取組を推進してきている中、依然として固定的な役割分担に基づく偏りも見受けられる状況にあります。
- ◆ 配偶者やパートナーからの暴力による人権侵害、DV被害が増加する傾向にあり、被害者の自立に向けた支援が求められています。

《まちづくりアンケート結果（令和元年度実施）》



(2) 多文化共生の推進

- ◆ 町内における外国人住民は、令和3年1月末現在で450人となっており、住民基本台帳法の適用対象となった平成24年と比べて、約4倍に増加しています。今後も、増加が見込まれることから、外国人住民と連携・協働を図ることが求められるとともに、孤立することなく、地域社会を構成する一員として安心して生活することができる環境を整備していく必要があります。
- ◆ 労働力不足を背景に、町内事業所への外国人労働者や実習生の増加が顕著となっており、言語や文化の違いによる新たな課題も発生しつつあることから、外国人を労働力の人材として受入れる環境を整備する必要があります。
- ◆ 外国人労働者は、ある程度の日本語を学習されており、簡単な日本語は理解できると考えられますが、日本語の理解力に差があるケースが多く、行政・生活情報等がうまく伝わっていない状況がうかがえます。このことから、行政・生活情報を外国人にも分かりやすく工夫して情報を伝えることが必要となっています。

■ 住民基本台帳外国人登録の推移（7月31日現在）

（単位：世帯、人）

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
外国人世帯	51	56	75	84	116	141	224	340	384	413	
混合世帯	28	29	28	27	27	27	27	26	24	23	
人数	男	33	28	30	28	30	38	56	91	104	120
	女	74	82	103	114	139	156	218	296	318	330
	計	107	110	133	142	169	194	274	387	422	450

※ R3年は、1月31日現在の数値

施策の方向性

(1) 男女共同参画の推進

- ◆ 男女が協力して地域活動やまちづくりに参画できる機会を確保し、女性委員等の登用率向上を目指し、審議会や委員会などの政策・計画策定に女性の能力を十分に活用していきます。
- ◆ 女性団体連絡協議会の活動支援においては、現状の取組（女性大会、町長と語る会、女性議会など）を引き続き支援しながら、女性の意見を町政や広く社会の場で反映させる機会を拡大し、女性の社会参画の機運の醸成に努めます。
- ◆ 女性の活躍を図るため、男女がともに個性と能力を十分に発揮できるよう、仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）の実現を推進します。
- ◆ DVなどの暴力に悩む住民の相談しやすい体制を整えるとともに、DV被害防止に向けた啓発活動などの取組の充実を図ります。

(2) 多文化共生の推進

- ◆ 町多文化共生推進協議会を中心に、多文化共生推進計画の策定はもとより、関係者による意見交換等を踏まえた各種取組の展開につなげます。
- ◆ 外国人住民へ日本語教育などのケアを図りながら、気象災害や新型コロナウイルス感染症などに備え、町で生活していくための情報を理解できる機会の創出に努め、コミュニケーションや生活に関する支援を推進し、外国人住民を地域社会の一員として、積極的な地域活動への参加を促していきます。
- ◆ 多言語電子配信ソフトを活用した多言語翻訳での情報発信に加え、外国人にとって「易しい（簡単な）」かつ「優しい（相手を思いやる）」日本語を使った情報提供に努めます。
また、外国人住民が情報を取得しやすい環境を整えるため、公共施設の公衆無線LANを整備するとともに、町内のWi-Fiスポットが検索できる仕組みの構築を目指します。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
多 互 文 い 化 に 共 支 え の あ い ま ち 参 画 づ く り き る	(1) 男女共同参画の推進	① 地域活動やまちづくりにおける女性の参画拡大 ② 男女共同参画の意識啓発
	(2) 多文化共生の推進	① 多文化共生の意識を育む環境づくり ② 多文化共生施策のための各課等横断的な推進体制の整備 ③ 他団体における先進的な知見やノウハウの活用

【基本目標Ⅲ】 ともに認めあい、支えあうまち

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
社会全体で「男女平等である」と感じる住民の割合	12.5%	80%以上
● 主な指標		
	現状 (R1)	目標 (R7)
各種審議会等への女性登用割合	19.1%	40%以上
「男は仕事、女は家庭」と思う人の割合	11.4%	10%未満
翻訳アプリアクセス件数	663件	8,400件
外国人向けオリエンテーションの開催回数	—	年1回以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場などあらゆる場への浸透を図りましょう。 ◆ 在住外国人住民との交流や、異文化への相互理解に努めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動等における方針決定過程に女性の参画を進めましょう。 ◆ 多様な生活者が地域社会の一員として地域活動・まちづくりに参画できるような環境を整えましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人労働者の増加に応じた受入れ体制の整備に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民や事業者等への男女共同参画に向けた情報発信に努めます。 ◆ 在住外国人住民が行政情報や生活情報を入手できるような体制づくりに努めます。 ◆ 外国人向けの暮らしの便利帳等の作成を検討します。



現状と課題

(1) 危機管理・防災の充実

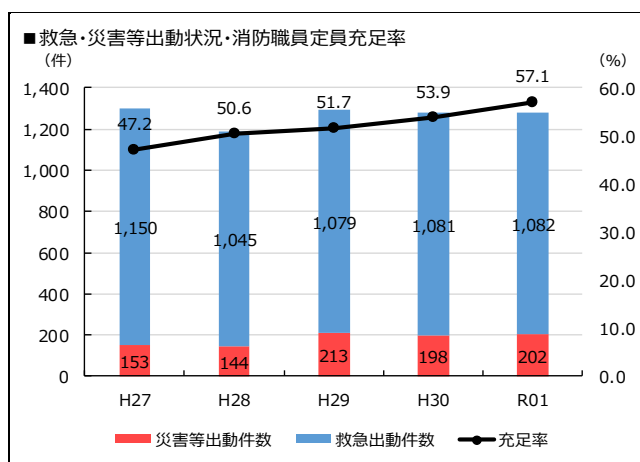
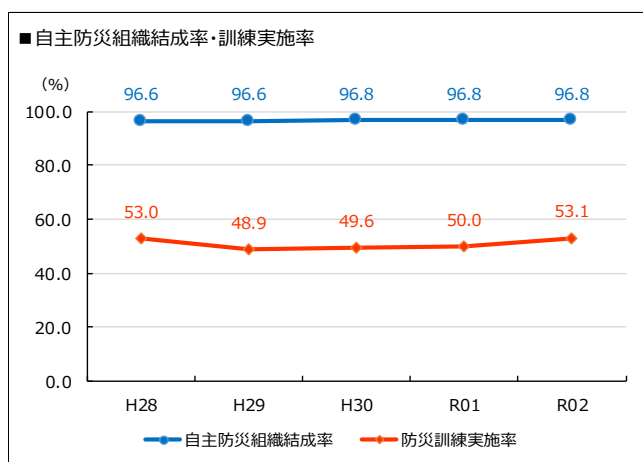
- ◆ 自助・共助の精神のもとに組織する自主防災組織の活動強化が重要であります。 「町内一斉防災訓練」の実施率は減少傾向にあります。
- ◆ 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検結果等、地域住民への周知徹底を図り、防災意識の向上を図る必要があります。
- ◆ 原子力災害対策をはじめ、避難の実効性を高めるため、防災訓練を毎年、適切な時期に実施する必要があります。
- ◆ 「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結後に、福祉避難所として開設した経験がないことから、避難所の運営方法の経験不足と、事業所自体の人材不足のため、避難者への配慮が行き届かないことが想定されます。
- ◆ 近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化により、災害に「備える」「対応する」「支援する」ことが予測困難となってきています。災害人員配置についても、高齢化・人手不足が懸念されます。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防車両は導入後14年が経過した指揮車など合計12台を所有しています。日常の点検等は行っているものの、車両の故障が増加している状況にあり、緊急時の使用に支障をきたす恐れがあることから、計画的な更新を行う必要があります。
- ◆ 本町の消防職員の定数は48名・充足率57.1%であり、県内20消防本部中19番目となっており、充足率の低さは消防力の低下を招くため、消防救急業務等を円滑に進める上でも、職員数の増員が必要となっています。
- ◆ 住宅用火災警報器の設置義務化から11年が経過し、適切な維持管理・更新時期を向えた機器の周知並びに未設置世帯への対応が必要となっています。
- ◆ 消防業務の広域行政については、本町だけの推進は困難であることから、北薩地域の近隣消防本部や県など、関係機関での継続した協議が必要となっています。

(3) 消防団体制の充実

- ◆ 人口減少や雇用態勢の変化により消防団への入団者は年々減少しており、定数割れの分団が多数存在している状況にあります。
- 一方で、県内の類似自治体と比較すると、人口に対する消防団員定数の比率が高い状況であり、各分団とも定数の維持が課題となっています。



【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

施策の方向性

(1) 危機管理・防災の充実

- ◆ 地域防災計画や業務継続計画等の策定・見直しにあわせ、避難所等の備蓄品の充実を図るとともに、災害時の多様な伝達手段の検討を進めます。また、自主防災組織の強化を図るため、防災士や地域のリーダーとなる人材の育成等を進めます。
- ◆ 地域コミュニティの繋がりを活かし、防災訓練や災害発生時の疑似体験活動等を通じた、地域の防災力と地域住民の防災意識の向上に努めます。
- ◆ 福祉避難所としての機能の充実を図るため、出水期等前の打合せや訓練を実施します。
- ◆ 大規模災害などの発生に備えて、非常食や物資等の計画的備蓄に努めます。
- ◆ 災害発生時のスムーズな復旧・復興に寄与するため、災害応援協定など関係機関等との連携に努めます。
- ◆ 危機管理事象への的確な対応を図るため、国・県の各種防災計画見直しへの迅速・適切な対応を進めます。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防救急活動等に支障を来たさぬよう、高規格救急自動車をはじめ、各種消防車両や救急救助資機材等の適正時期での更新を計画的に進めます。
- ◆ 消防職員の充足率を高め、警防力の向上を図るため、職員数の確保に努めます。
- ◆ 住宅用火災警報器の点検や取替などの普及啓発を図ります。
- ◆ 北薩3消防本部消防通信指令業務の共同運用に向け協議会を設置し、更に検討を進めます。

(3) 消防団体制の充実

- ◆ 他の自治体の人口に対する消防団員定数の比率も参考にしながら、現在の本町の人口に適した消防団員定数に見直すとともに、定数が減少した各分団の消防力を補うため、分団の組織再編に努めます。併せて、団員の処遇の改善を図り、魅力ある消防団づくりに努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
災害 らに せ強 るく ま安 ち心 づし くて り	(1) 危機管理・防災の充実	① 地域防災計画の推進
		② 防災情報伝達体制の確立
		③ 自主防災組織活動の促進
		④ 危機管理体制の充実
	(2) 常備消防体制の充実	① 消防施設・設備の充実
		② 救急救助体制の充実
		③ 火災予防対策の普及啓発
		④ 警防力の確保
		⑤ 消防業務の共同運用の検討
	(3) 消防団体制の充実	① 消防団組織の充実
		② 地域消防施設・設備の充実

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
「災害に強いまち」と感じる住民の割合	—	50%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
自主防災組織結成率	96.8%	100%
自主防災組織の訓練実施率	53.1%※1	70%以上
住宅用火災警報器設置率	92.0%	100%
消防団員定数に対する充足率	89.1%	100%

※1 自主防災組織訓練実施率は、令和2年度の数値

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自らの命は自ら守る」、「ともに助け合う」という、自助・共助の精神に基づき安全安心なまちづくりを一緒に進めましょう。 ◆ 食料の備蓄や非常用持出袋の準備を行い、非常時に備えましょう。 ◆ 救急車は、適正に利用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織を充実させ、地域の安全は地域で守りましょう。 ◆ 災害時、避難行動要支援者を地域で支援しましょう。 ◆ 地元消防団の活動への理解を深め、団員確保に協力しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域・行政と一緒に安全安心なまちづくりを進めましょう。 ◆ 多くの人が利用する施設、危険物取扱事業所等は、自衛消防隊を結成し、災害・事故等に備えましょう。 ◆ 非常時に備えて防災訓練等を行いましょう。 ◆ 消防団の活動への理解を深め、団員確保に協力しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織や自衛消防隊等の防災活動の充実強化を図ります。 ◆ 消防・救急体制の整備充実に努めます。 ◆ 消防団組織の充実に努めます。



現状と課題

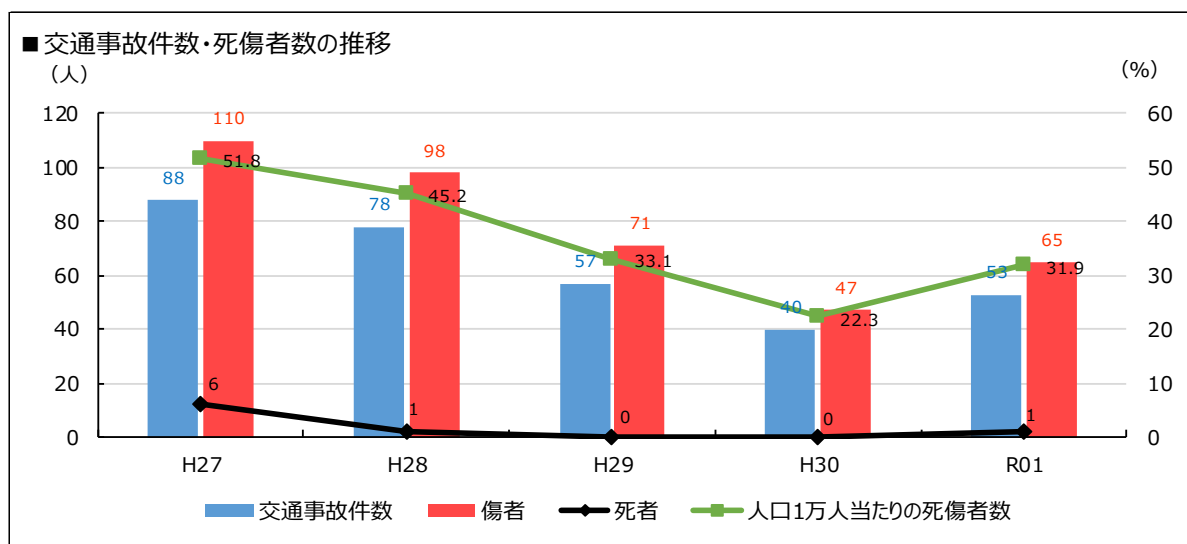
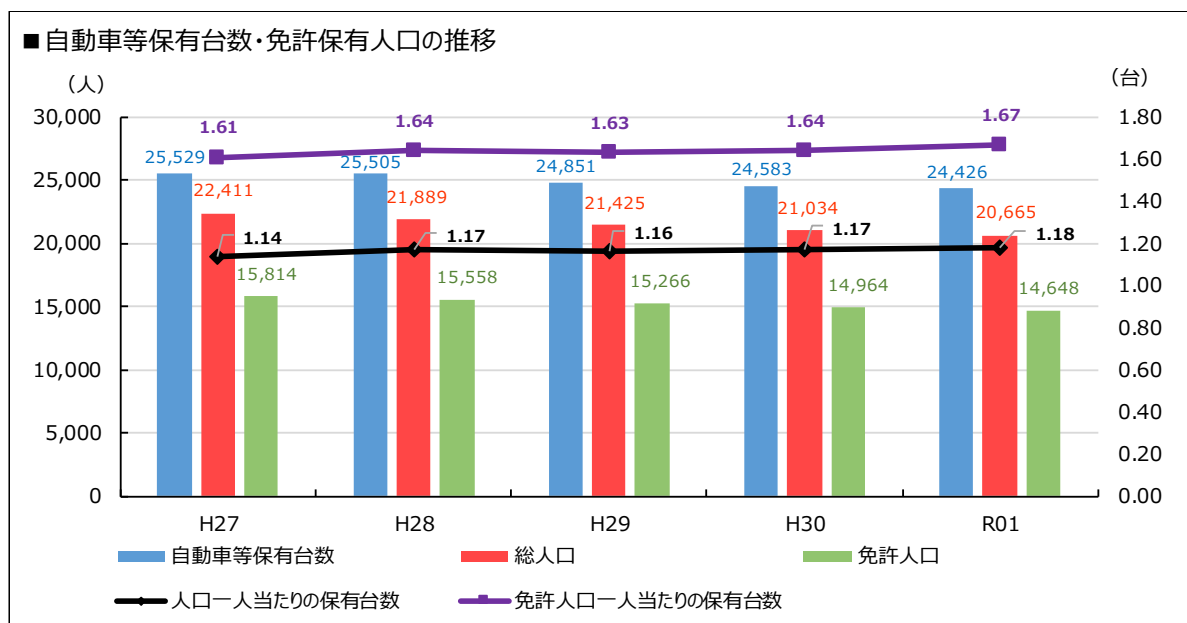
(1) 交通安全対策の充実

◆ 第10次交通安全計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、年間の死者数ゼロの達成と、人身事故件数の二桁化を目標とし、関係機関、団体等と一体となって交通安全対策を実施していますが、本町における交通事故の発生状況を見ると、高齢者の関係する事故の割合が依然として高いことから、引き続き高齢者に対する交通安全対策の強化が求められています。

(2) 防犯力の向上

◆ 令和元年中の本町の刑法犯認知件数は56件、犯罪率（人口1万人当たりの認知件数）は26.2%となっており、県内43市町村の中で23番目、平成26年と比べ件数で59件の減となっています。

種別で見ると、窃盗犯が39件で、全体の72.2%を占めています。また、「車上ねらい」や「声かけ事案」のほか、「うそ電話詐欺」の被害など、犯罪の多様化が指摘されており、これらの未然防止対策の強化が求められています。



(資料：鹿児島県警察 交通統計より)

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

施策の方向性

(1) 交通安全対策の充実

- ◆ 「さつま町交通安全計画」に基づき、町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努めます。
(第11次交通安全計画〈令和3年度～令和7年度〉の策定)

(2) 防犯力の向上

- ◆ 犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関・団体との連携のもと推進体制の確立を図り、防犯意識の高揚と情報提供に努めます。併せて防犯カメラの計画的な設置を継続し、犯罪抑止力の向上に努めます。

また、公民会が設置する防犯灯の整備を支援するとともに、町管理防犯灯のLED化並びに維持管理に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ま全防 ち対犯 づ策・ く充交 り実通 の安	(1) 交通安全対策の充実	① 町民総ぐるみの交通安全運動の展開
		② 交通安全教室の充実・強化
		③ 交通安全施設の整備
	(2) 防犯力の向上	① 防犯対策の推進と情報提供
② 防犯灯・防犯カメラの整備		

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
「安全安心なまち」と感じる住民の割合	41.3%	50%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
交通事故件数 (人身事故)	53件	40件以下
刑法犯罪認知件数	56件	40件以下
町管理防犯灯LED化率	42.1%	60%以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通ルールやマナーを守り、交通安全に対する意識を高めましょう。 ◆ 防犯活動に積極的に参加し、住民一人ひとりが防犯意識を高めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域全体で交通安全・防犯対策の強化に努めましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動での安全確保に努め、各種安全運動に積極的に協力しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努めます。 ◆ 関係機関・団体との連携のもと推進体制の確立を図り、防犯意識の高揚と情報提供に努めます。



現状と課題

(1) 消費生活に関する情報提供と意識啓発

- ◆ 社会経験が浅いことによる、若年者の有料サイトの架空請求や金融トラブルなどの様々な消費者トラブルに遭うケースが多くなっています。また、高齢者への訪問販売や電話勧誘による被害が多く、被害にあっても相談しない、相談できない、被害に気付かないなどのケースも多くみられることから、継続的な消費者教育の実施・啓発の強化、充実を進めて行くことが求められています。

(2) 消費者相談・支援体制の充実

- ◆ 消費者トラブルは、年々複雑化、悪質・巧妙化しており、対応するための新たな知識等が年々必要となっています。また、相談体制を継続的に確保するため、新たな相談員の早期育成が急務となっています。
- ◆ 消費者のニーズが多様化し、インターネット等を利用した通信販売の普及をはじめ、商品や販売の形態も多様化しており、若年層を含めた消費者トラブルへの対応が求められています。
- ◆ ひとり暮らしや認知症等の高齢者や障がいなどにより、十分な相談や判断ができない消費者をターゲットにした、悪質な消費者トラブルに巻き込まれるケースが後を絶たない状況にあり、今後も超高齢社会が進展する中で、これら悪質商法による高齢者等の被害の未然防止が大きな課題となっています。
また、被害に遭っても、周囲に知られるのを恐れて相談をためらうなど、支援が困難なケースが見受けられます。

《消費生活相談件数等の状況》

(単位：件、円、人)

	さつま町		鹿児島県 (さつま町関係分)		合計		合計	
	件数	救済金額	件数	救済金額	件数	救済金額	件数	受講者数
令和元年度	138	3,517,472	64	3,420,480	202	6,937,952	44	1,291
平成30年度	161	423,640	45	862,432	206	1,286,072	48	1,381
平成29年度	144	3,463,343	42	1,998,000	186	5,461,343	45	1,901
平成28年度	127	7,131,354	46	3,339,200	173	10,470,554	53	1,495
平成27年度	144	12,448,155	53	1,622,700	197	14,070,855	51	1,610
平成26年度	115	18,424,137	85	3,037,386	200	21,461,523	53	1,484
平成25年度	30	2,181,480	104	3,894,887	134	6,076,367	平成26年度から 相談員設置	
平成24年度	24	1,886,550	87	5,108,410	111	6,994,960		
平成23年度	30	3,366,616	115	7,764,925	145	11,131,541		
平成22年度	24	1,047,880	67	1,531,351	91	2,579,231		
合計	937	53,890,627	708	32,579,771	1,645	86,470,398	294	9,162

令和元年度は、携帯電話等への詐欺メールの相談や架空請求ハガキの相談が寄せられ、全国でも同様の事例が多く発生しています。他には「お試しのはずが、定期購入だった」という通販トラブルの相談が特徴的となっています。また、健康食品や太陽光パネル設置のための土地利用に関する相談も上位を占めました。

施策の方向性

(1) 消費生活に関する情報提供と意識啓発

- ◆ 消費者トラブルの発生を未然に防止するため、関係機関と連携して、最新の事例などをもとに、より効果的な啓発のあり方について検討しながら、町広報紙、ホームページ、公式SNSや消費生活講座等を活用した積極的な情報提供に努めます。

【基本目標Ⅳ】 安全・安心の輪を広げるまち

(2) 消費者相談・支援体制の充実

- ◆ 消費者の安全と安心を支え、消費者トラブルの解決を支援するため、常に最新の消費生活情報を収集し、消費生活相談窓口の相談体制の充実に努めます。
- ◆ 複雑化、悪質・巧妙化している消費者トラブルに対応するため積極的な研修へ参加し、消費生活相談員の資質向上に努めます。
- ◆ 高齢者や障がい者の消費者トラブルの未然防止、被害拡大の防止や被害者救済を図るため、役場内連携に留まらず、地域住民や民生委員・児童委員、ホームヘルパー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察、消防など多様な機関による連携強化を図り見守り体制の充実に努めます。
また、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の活用についての周知に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
豊 を か 実 な ま 現 消 ち す 費 づ る 生 活 く 活 り	(1) 消費生活に関する 情報提供と意識啓発	① 消費者トラブルの未然防止 ② 消費生活に関する情報提供
	(2) 消費者相談・支援 体制の充実	① 消費生活相談体制の充実 ② 世代に応じた消費者トラブルへの対応 ③ 地域や関係機関・団体が連携した高齢者等の見守り体制の充実

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
消費生活講座実施件数	44件	50件
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
消費生活講座受講者数	1,291人	1,600人

役割分担

町 民	◆ 消費生活講座等に積極的に参加し、消費者トラブルに関する被害防止意識を高めましょう。
地 域	◆ 高齢者等に対する見守りを行い、悪質な訪問販売等による被害を未然に防ぎましょう。
事 業 者	◆ 消費者に対し、契約内容等の十分な説明を行い、トラブル防止に努めましょう。 ◆ 行政機関等と連携して、消費生活に関する情報提供に努めましょう。
行 政	◆ 消費生活講座や各種広報媒体を活用し、積極的な情報提供に努めます。 ◆ 悪質・巧妙化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員の資質向上に努めます。 ◆ 地域住民や警察、消防等の多様な機関による連携を強化し、見守り体制の充実に努めます。

施策別基本計画

『まち』にぎわう

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

基本施策－15	新たな時代を切り拓く、活力ある農林水産業のまちづくり	62
基本施策－16	地域の活力につながる商工業のまちづくり	67
基本施策－17	魅力的な観光資源を活用したおもてなしのまちづくり	70

【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

基本施策－18	未来につなぐ生涯学習推進のまちづくり	73
基本施策－19	生涯を通じていきいきと元気で楽しめるスポーツ振興のまちづくり	77
基本施策－20	歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と郷土愛を醸成するまちづくり	80

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

基本施策－21	地域をつなぐ交通環境の整備と機能的なまちづくり	82
基本施策－22	居住環境が整備されたまちづくり	85
基本施策－23	安心・安全な水が安定供給されるまちづくり	88

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

基本施策－15

新たな時代を切り拓く、
活力ある農林水産業のまちづくり



現状と課題

(1) 農林業を支える多様な担い手の育成・確保

- ◆ 後継者不足や高齢化の進展、新規就農者の確保も難しいなど農林業従事者は減少の一途をたどっています。特に、兼業農家にとって農業を継続することは経済的負担・時間的制約が大きく、その数は大きく減少しており、基幹産業として維持していくためには大きな課題が残されています。

また、鳥獣被害による営農意欲の低下により離農者の増加が懸念されるほか、農林業にとどまらず、生活環境へも広く影響を及ぼす状況となっています。

- ◆ 認定農業者等を中心に農地の集積が行われ、担い手の経営規模拡大には繋がったものの、高齢化や農林業への就業率が低く労働力の確保が喫緊の課題となっています。

(2) 6次産業化や農商工連携の推進とブランド化による攻めの販売戦略

- ◆ 町内では多くの農林産物が生産されているものの、後継者不足や高齢化による農林産物生産量の低下により、ブランド化・産地化するための一定品質での安定的供給が難しい状況となっています。

また、こうした豊富な地域資源について、地域ブランドとしてのイメージが認知されておらず、他地域との差別化が図られていない状況にあります。

- ◆ 畜産については、県内外の購買者との競合により子牛価格が高値で推移しており、子牛生産地を維持するための、優良牛の保留・導入が難しい状況となっています。

また、国内外への販売戦略と販路拡大を進める上でも、繁殖雌牛飼養頭数が減少する中でせり市上場頭数の維持・拡大に向けた取組が求められています。

- ◆ たけのこ生産者の高齢化・後継者不足により、生産能力の低下及び荒廃竹林の増加が懸念されています。

(3) 環境に配慮した農業生産と安全・安心な農林水産物の供給

- ◆ 消費者の食の「安全・安心」に対する関心度は依然として高く、安全・安心な食を提供するためには、環境保全型農業や資源循環型農業の推進、畜産における家畜伝染病に対する防疫体制の強化が引き続き求められています。

【本町の豊富な農林水産物】



【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

(4) 生産性のある農林水産業の基盤づくり

- ◆ 遊休農地の発生の抑制や有害鳥獣の被害防止、生産基盤施設の維持など、生産活動と農山村の生活環境を支える基盤の整備を進める必要があります。
- ◆ 農業従事者の担い手の減少などによる労働力不足が常態化していることから、農地中間管理事業等の活用により農地の集約化を進めるなど、農地の有効活用に取り組む必要があります。
- ◆ 地球温暖化による自然災害の増加に伴う農林産物の収量減少に加え、需給変動による価格低下など農業者の経営努力で避けられない収入減少への対応が求められています。
- ◆ 飼料自給率の向上を目指すため、営農集団等による機械導入や飼料畑造成の推進が求められています。
- ◆ 小規模な森林等の集約化を図り、森林経営計画の作成による計画的な森林整備の実施が求められています。また、たけのこ生産者の高齢化や担い手不足に伴い、竹林の管理不足による荒廃竹林の増加が懸念されています。
- ◆ 水産業においては、様々な要因がもたらす水産資源の減少により、漁獲量についても年々減少が進んでいます。また、鮎の稚魚の確保が難しくなっており、魚族の保護への影響が懸念されています。

◆さつま町農林産物産出額

区分 品目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	面積等 (ha) (頭, 千羽)	生産量 (t)	生産額 (千円)	面積等 (ha) (頭, 千羽)	生産量 (t)	生産額 (千円)	面積等 (ha) (頭, 千羽)	生産量 (t)	生産額 (千円)	
水稻	1,305	6,642	1,328,200	1,283	6,530	1,599,850	1,268	6,442	1,591,161	
茶(荒茶)	166	387	356,427	166	432	413,856	166	419	320,954	
トマト	6	486	160,600	6	517	158,700	6	528	164,600	
いちご	3	85	90,000	3	85	79,000	3	85	79,000	
ごぼう	8	63	30,000	8	63	30,000	6	60	18,000	
さといも	13	135	13,000	13	135	12,700	15	150	15,000	
かぼちゃ	25	245	41,200	21	260	41,200	21	260	41,200	
ジャンボいんげん	2	28	22,135	2	12	10,200	2	12	10,200	
梅(青果)	30	73	17,834	40	74	15,911	40	75	20,896	
梅(加工)		62	7,870		136	17,089		71	10,815	
きんかん	5	92	74,552	5	100	65,949	5	96	64,098	
ぶどう	3	26	30,000	3	30	30,000	3	30	30,000	
なし	6	100	40,000	6	100	40,000	5	100	40,000	
マンゴー	1	4	23,000	1	10	16,000	1	9	18,000	
温州みかん	23	40	28,000	23	147	32,700	23	66	20,164	
青果用たけのこ	121	18	14,342	128	12	10,315	128	16	14,802	
乳用牛	36	256	26,114	34	255	26,138	32	244	25,432	
肉用牛	8,622	生産	2,849	2,073,369	8,718	2,930	2,120,545	8,828	2,946	2,094,606
		肥育	2,123	2,044,463		2,091	2,151,505		2,654	2,600,922
豚	38,000	肉豚	62,142	2,377,258	38,600	62,832	2,400,720	38,600	59,498	2,387,678
		種豚	7,000	476,000		13,372	499,000		14,011	523,722
採卵鶏	172	3,030	500,968	172	2,968	477,784	172	3,043	520,098	
ブロイラー	1,740	8,382	3,321,750	1,761	8,493	3,390,120	1,761	8,365	3,705,145	

◆さつま町水産物漁獲量

区分 品目	平成29年		平成30年		令和元年	
	漁獲量 (kg)	金額 (千円)	漁獲量 (kg)	金額 (千円)	漁獲量 (kg)	金額 (千円)
こい, うなぎ, あゆ等	1,373	2,941	1,449	3,574	1,267	3,072
すっぽん, えび類, かに等	2,318	3,576	2,033	3,189	2,508	4,023

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

施策の方向性

(1) 農林業を支える多様な担い手の育成・確保

- ◆ 地域の特性を活かした営農体系や地域農産物の産地形成に向け、意欲ある新規就農者の確保や認定農業者の育成、集落営農組織及び認定農業者等の企業化や経営の多角化・複合化を推進するとともに、農業経営感覚に優れた経営体の育成に取り組めます。
- ◆ 担い手の高齢化・減少が深刻化する中、労働力不足等の課題を補うため、ロボット、AI、IoTなど先端技術で解決するスマート農業の導入により、無人化・省力化や規模拡大・生産性の向上を図るなど、農業の担い手や労働力不足の解消に努めます。
- ◆ 兼業農家や小規模経営を含む意欲ある全ての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規就農者の幅広い確保に取り組めます。

(2) 6次産業化や農商工連携の推進とブランド化による攻めの販売戦略

- ◆ 地域ブランドとしての「薩摩のさつま」ブランドの確立に向け、農林産物を中心に地域の特性を活かした商品、サービス等、地域そのもののイメージを結びつけながら、地域全体で連携したブランド認証制度の創設を目指します。
- ◆ 地域特性を生かした農林産物の生産と消費者から信頼される産地形成及びブランド化を目指し、高品質の米・野菜・果樹・工芸作物等の多品目生産、海外市場への輸出拡大、地域内での地産地消、農産物加工センター等を活用した農産物加工製品の開発や生産から販売まで可能な、まちぐるみでの6次産業化に取り組めます。
- ◆ 全国屈指の子牛生産地の維持・拡大を図るため、優良雌牛の自家保留を強力に推進するとともに、次代を担う種雄牛の造成に努めます。
- ◆ 全国の家畜市場において産地間競争が激化しており、購買者から好まれる牛づくりのための指導体制を充実し、魅力ある市場の維持・拡大に努めます。
- ◆ 県やJA北さつま等の関係機関と連携し、「さつまたけのこ」一大産地の維持・拡大に努めます。

(3) 環境に配慮した農業生産と安全・安心な農林水産物の供給

- ◆ 安全・安心な畜産物の供給を図るため、悪性家畜伝染病の侵入防止策として、家畜飼養衛生管理基準の遵守と消毒の徹底を推進し、家畜防疫体制の強化に努めます。
- ◆ 安全で安心できる農産物の生産と環境に配慮した農業生産活動を促進するため、かごしまの農林水産物認証制度の継続取得に向けた支援、国際水準のGAPや有機JASについての情報提供等を行いながら、自然にやさしい持続性の高い環境保全型農業の仕組みづくりに取り組めます。
- ◆ 農産物直売所を中心に、安全・安心な農産物の販売、学校給食等への供給、農産物加工への活用等、地域の農業と関連する産業の活性化を図ります。

(4) 生産性のあがる農林水産業の基盤づくり

- ◆ 農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、地域の話し合い活動等での情報交換を通して、担い手農家の発掘、農地中間管理事業への推進を行い、遊休農地の発生防止等に努めます。
- ◆ 安定して持続する農業経営環境の確立をめざし、関係機関・団体との連携のもと、農業経営の基礎となる制度・助成及び指導の充実や農業生産基盤の整備に取り組めます。
- ◆ 集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進し、防護柵の設置及び管理について説明指導しながら実践し、被害防止効果を上げる取組を推進します。
- ◆ 自然災害や需給変動による価格低下など、様々な要因による農業者の収入減少に対応し、安定的な経営を図るため、収入保険制度の普及・利用拡大に取り組めます。
- ◆ 国・県補助事業等を活用し、機械導入や飼料畑の造成等に取り組む、畜産生産基盤強化と飼料自給率の向上に努めます。

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

- ◆ 暗渠排水事業等を活用し、生産基盤整備や水田の汎用化を進め、高収益作物の作付や生産性の高い農業生産基盤づくりに取組みます。
- ◆ 農業・農村の有する多面的機能を維持・管理するため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度等を活用し、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ◆ 森林経営計画の作成支援を行い、適期の森林整備に努めます。また、竹林における作業道の整備を推進し、労働力の軽減及びコスト削減に努めます。
- ◆ 鮎などの水産資源の維持・拡大に向け、川内川漁業協同組合と連携し、稚魚放流事業の支援と産卵場整備・外来魚駆除の推進に努めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
新たな活時代を切り拓く農業のまちづくり	(1) 農林業を支える多様な担い手の育成・確保	① 新規就農者の確保と農畜産業の担い手育成
		② 林業の担い手育成
		③ スマート農業の推進
		④ 人・農地プランの推進
		⑤ 兼業農家・小規模経営農業者の支援
		⑥ 肉用牛振興事業、県畜産共進会対策事業
	(2) 6次産業化や農商工連携の推進とブランド化による攻めの販売戦略	① 産官学連携による新商品開発等6次産業化への支援
		② 地域ブランド化と農林産物の販売促進
		③ 物産館の機能強化と相互連携による販売促進
		④ 魅力ある家畜市場の維持・拡大
	(3) 環境に配慮した農業生産と安全・安心な農林水産物の供給	① 環境保全型農業の推進
		② 家畜防疫対策の強化
		③ 資源リサイクルを意識した畜産環境の整備
	(4) 生産性のあがる農林水産業の基盤づくり	① 農地中間管理事業の推進
		② 農業生産基盤の整備
		③ 鳥獣被害防止対策の推進
④ 農産物生産振興対策		
⑤ 畜産生産基盤の強化		
⑥ 飼料自給率の向上		
⑦ 水田の汎用化による生産性の高い基盤づくり		
⑧ 農地・森林が持つ多面的機能の維持		
⑨ 竹林整備の支援		
⑩ 森林の適正管理		
⑪ 魚族の保護(稚魚放流・産卵場整備)及び外来魚の駆除		

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
認定農業者の育成に満足している住民の割合	19.1%	30%以上
農業産出額	15,113百万円	15,269百万円

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
町内直売所での販売額	510百万円	600百万円
認定農業者数 (経営団体)	231経営体	230経営体
新規就農者 (認定新規就農者を含む)	31人	35人
農地中間管理事業 (農地集積)	440.3ha	660ha
たけのこ生産量 (表・裏年平均)	14 t	15 t

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 野菜や農産加工品等地場産品を積極的に消費しましょう。 ◆ 学校給食向け野菜等の生産に努めましょう。 ◆ 地元の農産物直売所等を利用しましょう。 ◆ 自分が所有する農地、借り入れている農地を有効に利用しましょう。 ◆ 農地や営農について困ったことがあったら、各区の農業を考える会や町農政部局等に早めに相談しましょう。 ◆ 所有森林の適正な維持管理に努めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中山間地域等直接支払制度の集落協定面積の堅持に努めましょう。 ◆ 農業を考える会等において、地域住民からの農業に関する相談に応えましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全・安心な農畜産物の生産に努めましょう。 ◆ 農林産物の6次産業化や農商工連携による特産品開発に努めましょう。 ◆ 無農薬栽培や減農薬栽培に努めましょう。 ◆ 安心・安全かつ良質で付加価値の高い畜産物の生産、経営規模の維持、拡大に努めましょう。 ◆ 飼養衛生管理基準の順守により、家畜伝染病の侵入防止、環境保全に努めましょう。 ◆ 森林経営計画作成に取組み、計画的な森林整備に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農林業者の生産活動を支援します。 ◆ 農林産物のブランド化や販売体制の整備に努めます。 ◆ 省力化や低コスト化を図るため、スマート農業等各種事業の導入に努めます。 ◆ 県、JAと連携し、農場の衛生管理、家畜の飼養管理指導を行います。 ◆ 国、県補助事業の活用及び、情報提供に努めます。 ◆ 町農政部局において、地域住民や地域の農業団体等からの相談に応えます。 ◆ 農地や農業用施設の保全活動の支援・長寿命化対策に努めます。 ◆ 竹材の有効活用を支援します。 ◆ 森林経営計画の作成支援に努めます。

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

基本施策－16

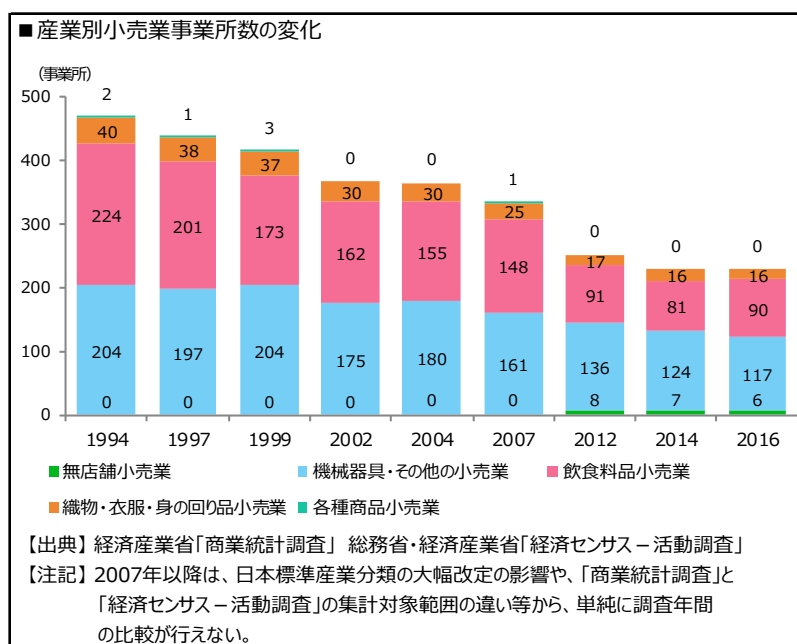
地域の活力につながる
商工業のまちづくり



現状と課題

(1) 消費者ニーズに対応した魅力ある商工業の振興

- ◆ コンビニやドラッグストアの台頭、eコマース※1市場等の急激な拡大による市場構造変化が急速に進んでおり、小規模店舗などの既存流通の落ち込みにつながっています。この状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により更に加速しています。
- ◆ 郊外の小売店舗経営者の高齢化、後継者不足、購買者の減少により、経営が困難な店舗が増加しています。このことが、高齢者などの買い物弱者の日常生活に支障をきたすことが懸念され、買い物弱者に対する支援が求められています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業や宿泊業を始めとする様々な業種で影響が広がっています。今後、長期化も懸念されることから、新しい生活様式に対応した取組が求められています。
- ◆ 商店街の活性化や地域に密着したまちづくりを進めることを目的に、空き店舗解消に向けた支援を行っていますが、店舗の立地・室内の状況等から活用が進まない現状にあります。



また、チャレンジショップ※2の実施については継続した取組に繋がっていないため、鉄道記念館や店舗の一部を利用したショップインショップ※3での利用が期待されています。

(2) 地場産品の高付加価値化と販路拡大

- ◆ 地域資源を活用した新たな商品開発やさつま町ブランドを発信するため、農林業、商工業、観光業等の地域産業が産業の壁を越えた連携した取組が求められています。
- ◆ 農林業の付加価値を高める6次産業化に農林業従事者自らが取組むには、高齢化や労働力不足により難しい面があることから、農林業と商工業が連携した農商工連携の取組が必要となっています。

※1 **eコマースとは**、コンピューター・ネットワーク上での電子化された商取引全般（インターネット上での商品やサービスの売買や分配など）を言います。一般には、「電子商取引」の略とされており、広義ではEメールやインターネットなどを介した電子的な経済活動全般を指す場合もあります。

※2 **チャレンジショップとは**、商店街の空き店舗対策として行われる制度で、起業を促すことと空き店舗解消につながる仕組みです。

※3 **ショップインショップとは**、ショッピングセンターなどの店内に、小規模の独立した店舗形態の売場を設置すること。商店街等で行われるショップインショップは、既存店舗内の空きスペースを活用し新規出店者を応援する仕組みで、新たな業種の増加と新規顧客の開拓にもつながる取組です。

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

(3) 企業支援と雇用の確保

- ◆ 今後、生産年齢人口が老年人口を下回ることが予測されており、より一層の労働者不足が懸念され、地域経済の活力を維持していくために、若者や高齢者等を含めた地元で働く意欲のある人が安心して働くことができる労働環境の整備が求められています。
- ◆ 恵まれた道路環境の強みを活かした新たな企業の誘致や地域内企業の支援、新規産業の創出を通して雇用の拡大を図ることが重要です。
- ◆ 誘致企業等において、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や減産等が行われており、今後の事業動向や雇用確保への影響が懸念されています。

施策の方向性

(1) 消費者ニーズに対応した魅力ある商工業の振興

- ◆ 商工会等の関係機関と連携し、経営診断、指導、助言などの相談支援体制の充実に努め、新規参入創業者を育成するとともに、魅力ある店舗づくりの支援に努めます。
また、各店舗や商工会等が連携し、新型コロナウイルス感染症に配慮した各種イベント、プレミアム商品券の発行、さつまdeまちゼミ※1の開催などを活用した商店街の活性化を図ります。
- ◆ 個人商店においては、後継者不足が顕著となっていることから事業承継支援に努めます。
- ◆ 空き店舗バンクへの登録を促進し、空き店舗利活用の支援をより充実させ、商店街の空洞化対策に努めます。また、鉄道記念館や店舗等の空きスペースを活用したショップインショップの実施について検討を進めます。
- ◆ 運転免許証の返納や商店等の撤退により、日常生活で必要なものを購入することが困難となった買い物弱者対策に努めます。

(2) 地場産品の高付加価値化と販路拡大

- ◆ 農林業、商工業、観光業等が連携した、新たなブランド化・ビジネス化を創出し、地元産品・商品、サービスの消費拡大に向けた取組を進めます。
- ◆ 地場中小企業による地域資源を活用した製品の研究開発を支援するとともに、ふるさと納税の返礼品やイベントなどを活用した販路拡大、関係機関・団体と連携したPR活動を推進します。
- ◆ 人口減少により縮小する国内マーケットから海外に販路を見出すため、県や企業等と連携した海外販路開拓に向けた取組を検討します。

(3) 企業支援と雇用の確保

- ◆ トップセールスをはじめ、県との連携による幅広い企業誘致活動に努めるとともに、企業間の連携を推進するなど既存企業のフォローアップに努め、雇用の拡大と定住人口の維持、町民所得の向上に努めます。
- ◆ 地元企業と連携したインターンシップをはじめとする職業体験やキャリア教育の実践により、働くことの意義や職業観の認識を深め、地元企業への就職率向上に努めます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による働き方への影響に対応する「テレワーク」や「サテライトオフィス」など、新たな働き方の支援に向けた取組を検討します。
- ◆ 企業・農業者・商工業者と移住希望者をつなぐマッチングサイト等を活用し、移住希望者の働く場の確保に努めるとともに、様々な分野に広がっている労働者不足の解消に向けた取組を進めます。

※1 **まちゼミとは**、まちゼミ（得する街のゼミナール）は、愛知県岡崎市を発祥とする取組で、商店街のお店が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者にお伝えする少人数のゼミです。お店や人の存在と特徴を知っていただくとともに、お店とお客様のコミュニケーションの場から信頼関係を築くことを目的とする事業です。

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
地域の活 商力に 工業つ ながる づくり	(1) 魅力ある商工業の振興	① 空き店舗利活用の支援
		② プレミアム商品券・まちゼミ等を活用した商店街の活性化
		③ まちなかチャレンジショップの活用
		④ 創業者及び事業承継者の支援
		⑤ 買い物支援の促進
	(2) 地場産品の高付加価値化と販路拡大	① 地場産品振興拡大事業
		② 海外販路の開拓・拡大支援
		③ 農業者と商工業者が連携した6次産業化の推進
	(3) 企業支援と雇用の確保	① 企業誘致活動の推進と新たな働き方の支援
		② 企業等の連携強化と既存企業のフォローアップ
		③ 工業用地等の整備
		④ 地元企業と連携した雇用の確保
		⑤ キャリア教育実践活動の推進
		⑥ 新卒者・転入者就労支援

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
商店の環境整備、魅力ある商店づくりに満足している住民の割合	7.9%	15%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
新規創業者数	5人/年	累計25人
空き店舗活用件数	1人/年	累計10人
企業立地促進事業による新規雇用者数	5人/年	累計60人
転入者・新卒者就労支援事業による新卒者数	0人/年	累計100人

役割分担

町 民	◆ 地場産品の消費拡大に努めましょう。
地 域	◆ 地元企業への理解を深めるとともに、労働力の提供や企業と連携した地域づくりに努めましょう。
事 業 者	◆ 農林産物の6次産業化や農商工連携による特産品開発に努めましょう。 ◆ 就業機会の提供と地元雇用の促進に努めましょう。
行 政	◆ 商工会や農協と連携し、販路拡大に努めます。 ◆ 積極的な企業誘致活動に努めるとともに、既存企業等との連携、就労希望者への情報提供に努めます。

【基本目標V】 価値ある資源が活かされるまち

基本施策 - 17

魅力的な観光資源を活用した
おもてなしのまちづくり



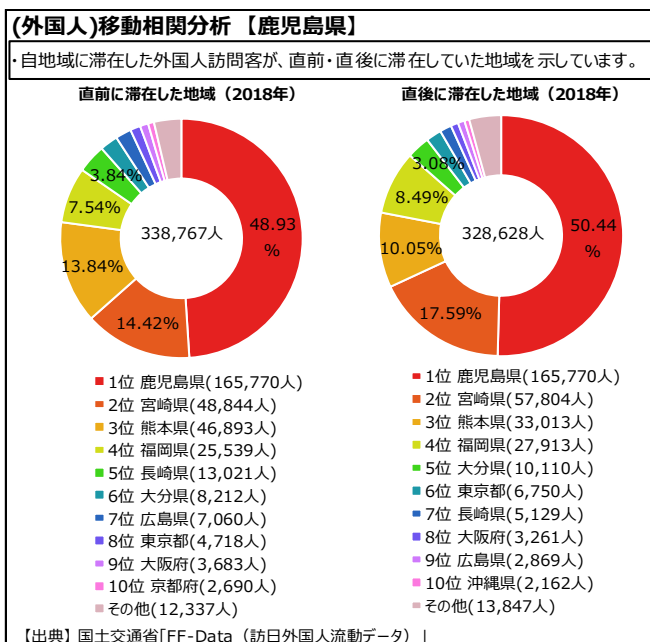
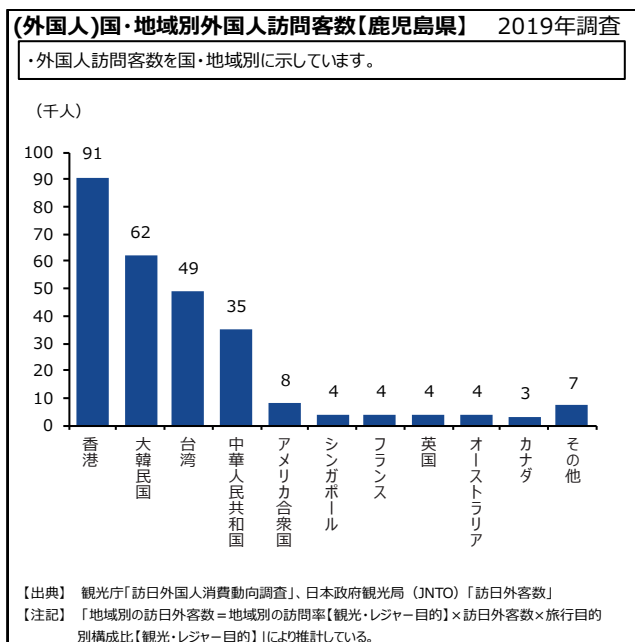
現状と課題

(1) 地域特性を活かした観光振興

- ◆ 本格的な人口減少を迎える中、交流人口の拡大により地域経済の活性化を図ることが重要となることから、自然や歴史・文化など、まちの特性を活かした観光振興の軸となる観光戦略の必要性が高まっています。
- ◆ 余暇の過ごし方の多様化をはじめ、健康志向や環境に対する意識の高まりなどを背景に、「見る」だけの観光に加え、そこに暮らす人々の生活や自然、地域とのふれあいなどを求める「交流する」「学ぶ」「体験する」観光への関心が高まっています。
- ◆ 昨今のインターネットなどICT関連の進展は目覚ましいものがあります。これらを通じた観光は今や主流となっており、SNSなどの活用は不可欠で、今後、更なる関連事業の展開が求められています。
- ◆ 新たなかわまちづくり計画の策定に向けて、整備候補地区の選定や整備後の管理・活用について、地域と連携した取組が必要となっています。
- ◆ スポーツ等コンベンションの実施により、年間を通してスポーツ合宿等が行われていますが、宿泊施設の減少、施設の老朽化などの要因から宿泊施設の確保が課題となっています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症は、観光業においても、感染リスクを考えての宿泊自粛による旅行者の減や感染防止に係る経費の増加など影響は長期にわたっています。このような中、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら事業を継続するための支援策が求められています。

(2) 広域連携・広域観光の推進

- ◆ 都市部などからの交通利便性を活かしながら、多様な地域資源を魅力ある観光資源として磨き上げることで、新たな観光交流を創出し、交流人口の増加による地域経済の活性化につなげることが求められています。
- ◆ 訪日外国人の増加を背景に、国は観光立国に向けたインバウンド施策を強化しており、本町においても、今後、外国人観光客の誘客に向け、自然・温泉・食・歴史・文化などの強みを活かした対策が必要です。
また、外国人観光客の誘客を進めるためには、多言語を併記した案内看板などの整備とともに、多言語対応の体験プログラムやコミュニケーション方法の工夫など、外国人観光客を受入れる環境の整備が求められています。
- ◆ 文化財ボランティアにより、歴史や文化に関連する観光ガイドは実施できているものの、その他の観光資源に精通した観光ボランティアがいないことや増加が見込まれる外国人観光客への対応を含め、会員数確保と人材の育成が求められています。



【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

施策の方向性

(1) 地域特性を活かした観光振興

- ◆ 観光資源や歴史資源、食・伝統工芸などを、総合的・効果的に推進するための観光基本構想づくりを目指します。
- ◆ 本町のホタル舟や良質な泉質を誇る温泉、ガラス工芸など、豊富な観光資源の魅力を積極的に活用し、民間や広域との連携を強化しながら、効果的なイメージ戦略によりこれまで以上に多くの観光客が訪れるまちを目指します。
- ◆ 観光公園・観光施設などの観光スポットの周辺整備を含めた、ハード・ソフト両面の観光インフラ整備を推進し、魅力ある観光地づくりに努めます。
- ◆ 近年の観光客の動向を踏まえ、農業や漁業体験をはじめ、歴史探索・芸術文化等に関する体験プログラムを充実し、魅力ある体験型観光を推進します。
- ◆ グリーンツーリズムの推進により、修学旅行生など安定した受入れを行うため、県や周辺自治体等との広域連携による受入体制整備を進めます。
- ◆ 新たなかわまちづくり計画の策定を進め、国・県・地域や各種団体と連携しながら、今後の河川利活用の事業展開を図ります。
- ◆ コンベンションタウンさつま推進協議会を中心に、観光特産品協会等と連携しスポーツ等コンベンションの内容充実を図ります。また、新たな宿泊施設の確保を図るとともに、周辺自治体と連携した受入体制の強化に努めます。

(2) 広域連携・広域観光の推進

- ◆ 地域イベントや観光案内機能等の充実を図りながら、まち全体でおもてなしの向上を図るため、町民参加・町民意識の高揚に努め、その推進を担う組織の強化に取り組めます。
- ◆ 国内全体でインバウンド市場が成長している中、地方への波及も始まっていることから、県・近隣自治体やDMO※1等と連携し、広域周遊観光ルートの構築を図り、より多くの誘客につなげます。
また、プロモーション活動やSNSを活用した情報発信に取り組み、本町への誘客と地元の産業や飲食店の振興を図ります。
- ◆ パンフレットや案内板の多言語表記への対応を進めるとともに、観光施設や商店、タクシーなどで、外国人観光客とのコミュニケーションが図れるようなツールを検討しながら、受入れ体制の整備に取り組めます。
- ◆ 宮之城鉄道記念館内に法人化後の町観光特産品協会事務所を置き、施設の機能強化及び観光交流拠点施設としての利用価値を高めます。

【北薩広域公園】



【温泉】



※1 **DMO**とは、販売戦略（マーケティング）に基づく観光計画の策定・推進や地域内の幅広い関係者との合意形成等、観光事業の経営（マネージメント）を担う機能・組織のことです。

【基本目標Ⅴ】 価値ある資源が活かされるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
魅力的なおもてなし観光資源のまちづくり	(1) 地域特性を活かした観光振興	① 豊富な観光資源の積極的な活用
		② 魅力ある体験型観光の推進
		③ 魅力ある観光インフラ整備
		④ かわまちづくり計画の策定と推進
		⑤ 広域連携による受入体制整備
		⑥ スポーツ等コンベンションの充実・強化
	(2) 広域連携・広域観光の推進	① まちぐるみの「おもてなし」意識の向上
		② 県・近隣自治体と連携した広域観光ルートの構築
		③ SNS等を活用した情報発信
		④ インバウンドに対応した受入体制の整備
		⑤ 宮之城鉄道記念館の施設機能強化と観光交流拠点化

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
交流人口数	1,134千人	1,500千人
● 主な指標		
	現状 (R1)	目標 (R7)
温泉入込客数	382千人	440千人
旅館等宿泊客数	47千人	52千人
広域連携取組件数	8件	11件
スポーツ等コンベンション利用者数	10.5千人	13千人

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 来訪者に満足してもらえるよう、町民みんなが「おもてなし」の心を持ち、また訪れたい観光地づくりを支えましょう。 ◆ まちの資源や特性などの魅力を再認識しましょう。 ◆ 多くの国々の文化の理解に努め、交流を進めましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域が有する自然や景観、食、文化、伝統行事などを守り育て活かすことにより、地域の魅力を創出するとともに地域活性化を図りましょう。 ◆ 地域の美化などにより、町民や観光客にとって快適な環境づくりを進めましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ より多くの観光客に質の高い観光を体験していただけるよう、町民や地域と連携強化に努めるとともに、地域経済の活性化を図りましょう。 ◆ 国内外からの観光客が安心して観光できる受入体制づくりを進めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地元産品・商品、サービスなどが連携したイメージ戦略を確立し、町民・地域・事業所と一体となった取組を進めます。 ◆ 近隣市町との広域連携を図り、コンベンションやインバウンド等の受入体制の強化に努めます。



現状と課題

(1) 家庭教育の推進

- ◆ 「家庭教育」は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。
- ◆ 近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、子どもが身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における「教育力の低下」が指摘されています。
- ◆ 家庭教育学級や乳幼児学級、学童期子育て講座などを開設し、家庭教育に対する支援に取り組んでいますが、子育てに関する不安や悩みがありながら、相談しなかったり、学習機会があっても参加しない保護者への対策が課題となっています。
- ◆ 鹿児島県家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努める必要があります。
- ◆ 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図り、情報提供に努めるとともに、町、学校・家庭・地域、保健福祉関係機関、企業等と連携した取組を推進する必要があります。

(2) 青少年の健全育成

- ◆ 子ども会やPTA連絡協議会、地域女性団体や青年団等の社会教育関係団体、公民館等が地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指し、地域に根ざした活動を行っています。
- ◆ 家庭と地域との結び付きが弱くなったことにより、地域や社会との様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなっていることから、「さつまの日」の取組を中心に地域の教育力の向上を図っていくことが求められています。
- ◆ 地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

(3) 生涯学習の推進

- ◆ 人生100年時代を見据え、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築することが求められています。
- ◆ あらゆる世代の人々が「いつでも」「どこでも」学習できる環境づくりに向けて、町民や地域が一体となって進めていけるよう活動のあり方や運営についての改善を図っていく必要があります。
- ◆ 社会の急激な変化に伴い、一人ひとりが社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- ◆ 自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供や人材の養成に向けた学習環境の整備を図る必要があります。

《出前講座及び生涯学習講座の実施状況》

項目	講座利用者数			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
さつまの郷出前講座	5,025人	5,869人	5,464人	5,116人
生涯学習講座	288人	292人	311人	229人

【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

《図書館等蔵書状況及び利用状況（令和元年度実績）》

施設名	利用者数	蔵書冊数	個人貸出冊数	団体貸出冊数
屋地楽習館	17,123人	34,212冊	32,575冊	764冊
鶴田中央公民館	4,255人	17,241冊	7,555冊	336冊
こども図書館	6,984人	18,025冊	17,084冊	3,226冊
合計	28,362人	69,478冊	57,214冊	4,326冊

施策の方向性

(1) 家庭教育の推進

- ◆ 家庭教育学級や諸講座、研修会などの機会を通じて、町全体で家庭教育を支えるための意識啓発の推進を図ります。
- ◆ 学校・幼稚園・保育所・認定こども園等と連携し、乳幼児学級や家庭教育学級を開設し、家庭教育の役割や子育ての重要性について、認識を高める機会の拡充を図ります。また、保護者が集まる機会を活用し、学童期子育て支援講座や思春期子育て講座の実施に努めます。

(2) 青少年の健全育成

- ◆ 学校・子ども会・PTA・青少年団体・ボランティア団体及び青少年育成町民会議等との連携を一層強化するとともに、「さつまの日」を中心とした青少年育成活動の定着を図ります。
また、地域行事・イベントや地域の防災訓練等と連携し、幼児・児童生徒、家庭、地域住民が一体となった取組を推進します。
- ◆ ジュニアリーダークラブや青年団などの活動を支援し、青少年の地域行事への参加など自主的な活動の促進を図ります。
- ◆ 地域団体と連携し、地域に根ざしたボランティア活動を実施し、青少年の健全育成を図ります。

(3) 生涯学習の推進

- ◆ 町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めるため、広報活動に努め、社会教育関係団体等と連携・協力して学習講座の開催に努めます。
- ◆ 生涯学習に関する「さつまの郷 ししよどん」（人材バンク）の活用による町民・高齢者の生きがいづくりや女性の社会参加の促進を図ります。
- ◆ 社会教育団体や地域で活躍する人材（有志指導者）の育成及び活動支援を充実し、地域の活性化に努めます。また、地域の高齢者や人材を活用し、地域の自然・歴史・文化を学ぶ講座など、学習活動をまちづくりに活かすための講座の調査研究に努めます。
- ◆ 地域ネットワークの拠点となる区公民館及び公民会の地域活動を支援するとともに、出前講座の実施により、地域における学習機会の拡充を図ります。
- ◆ 学習成果の還元を図るために、情報提供や活動場所の提供、交流機会の創出、ネットワーク構築への支援などを推進し、また、町民大会を開催し、学習成果の還元及び波及を図ります。
- ◆ 屋地楽習館や鶴田中央公民館、こども図書館の図書室の蔵書の充実や連携した検索、貸出業務の利便性の向上を図るとともに、施設の整備充実について検討を進めます。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
未来につながる生涯学習推進のまちづくり	(1) 家庭教育の推進	① 家庭教育学級や講座等の推進 ② PTA活動の推進・充実 ③ 「早ね・早おき・朝ごはん」運動の推進 ④ 子どもの読書活動の推進 ⑤ 家庭教育に関する相談体制の充実
	(2) 青少年の健全育成	① 学校・地域団体との連携及び「さつまの日」を中心とした健全育成の体制整備 ② 地域における体験学習の推進による青少年の育成 ③ 青少年クラブの育成と自主的活動の推進 ④ 非行防止体制の充実 ⑤ 人権教育・人権啓発の取組の充実 ⑥ 有害図書から守るための取組の推進
	(3) 生涯学習の推進	① 魅力ある生涯学習講座の開設及び生涯学習環境の充実 ② 区公民館及び公民会活動の充実 ③ 人材バンク活用等による社会参加の促進 ④ 社会教育団体及び有志指導者の育成 ⑤ 学習成果の還元のお機会や場の提供 ⑥ 人権意識の高揚を図る啓発・広報活動の充実 ⑦ 人権学習の機会の充実 ⑧ 子ども読書活動推進計画に基づく図書室(館)事業の充実 ⑨ 社会教育施設の改修と有効利用の促進

【おはなしコンサート】



【青少年交流】



【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
生涯学習講座等に満足している住民の割合	29.0%	40%以上
蔵書の充実、読書活動に満足している住民の割合	23.7%	40%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
生涯学習講座の受講者数	229人	350人
さつまの郷出前講座の受講者数	5,116人	5,200人
図書室利用者数	28,362人	30,000人
町民一人当たり蔵書冊数	3.3冊	4.0冊

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年健全育成のための活動や「さつまの日」の活動に積極的に参加しましょう。 ◆ 各種講座や学級等に積極的に参加しましょう。 ◆ 積極的に図書館を活用し、読書に取り組みましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「地域の子どもは地域で育てる」気風づくりの推進に努めましょう。 ◆ 地域全体で子育てをサポートし、家庭教育支援を行いましょう。 ◆ 地域の特色を生かしたまちづくりを住民が主体となって進めましょう。
事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会員の増に努め、町と連携して、様々な社会教育関係事業に取り組みましょう。 ◆ 家庭教育学級等の町民を対象とする活動の普及啓発に努め、生涯学習のための機会の拡充を支援しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種講座や学級等を開催し、学習機会の拡充に努めます。また、出前講座等により町民の幅広い学習活動の支援に努めます。 ◆ 社会教育施設の適正な維持・管理に努めます。

【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

基本施策－19

生涯を通じていきいきと元気で楽しめる
スポーツ振興のまちづくり



現状と課題

(1) スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進

- ◆ 町民に広くスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、いつでも、どこでも、だれでも気軽に、それぞれの関心や適性に応じて、主体的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進を図ることが必要です。
- ◆ 健康志向の高まりやスポーツを通じた健康の保持増進など、各種スポーツ大会の開催によるスポーツ交流の促進に努める必要があります。
- ◆ 年代や種目の違い、健康づくりに対する意識の違いなど、スポーツニーズが多様化しており、これらの住民のニーズに対応し、参加者の拡充を図ることが課題となっています。
- ◆ 日頃の運動不足による体力低下や生活習慣病の予防対策として、町民がスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るためには、日常的に気軽にスポーツに触れ、楽しめる環境づくりと、生涯スポーツの普及・促進が求められています。

(2) 競技力の向上と団体等の育成・支援

- ◆ 少子高齢化の進行がスポーツ競技力にも影響し、競技人口の減少に伴う競技力低下が懸念されます。
- ◆ 競技スポーツにおける競技力向上のためには、若年世代における適切な指導が必要であり、特にスポーツ少年団の指導者育成が重要となっています。
- ◆ 令和5年（2023年）開催の『燃ゆる感動かごしま国体』を契機として、町民のスポーツへの気運を更に高めていく必要があります。

(3) スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

- ◆ スポーツ少年団の活動が競技種目活動に偏り、勝利至上主義の傾向が見られるため、地域活動やボランティア活動などスポーツ活動以外の領域も取入れたバランスのよい活動により、本来の目的である「人間づくり」、「体力づくり」を実践し、活動の基本理念に立ち返ることが課題となっています。

(4) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の推進

- ◆ 年代を問わず誰もが、いつでも、気軽にスポーツに触れ、楽しみながら健康づくりができるような施設環境へのニーズが高まっている中で、計画的な施設維持管理と、効率的な施設運営が求められています。
- ◆ 学校施設開放は、身近でスポーツに親しめる環境づくりや地域の健康づくり、社会体育振興に大きく貢献しているため、小中学校の適正化計画に伴う地域体育施設のあり方についての検討が求められています。

《スポーツ施設利用者の推移》

(単位：人)

スポーツ施設名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
体育館	宮之城総合体育館、宮之城トレーニングセンター、鶴田体育館、B&G海洋センター体育館、地区体育館	67,381	70,070	72,042	64,714
武道館	宮之城武道館、鶴田武道館	7,891	8,474	6,950	6,435
プール	宮之城屋内温泉プール、B&G海洋センタープール	42,832	43,555	33,556	36,073
グラウンド	宮之城総合グラウンド、多目的芝生広場、柏原グラウンド、薩摩総合運動公園、鶴田運動場	88,655	87,896	81,705	84,819
テニスコート	宮之城テニスコート	5,801	6,066	4,091	1,626
屋外照明	屋外照明施設	12,280	8,639	10,927	11,269
合計		224,840	224,700	209,271	204,936

施策の方向性

(1) スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進

- ◆ 各種スポーツ大会や教室、講座等の内容・運営方法等をより一層改善・工夫し、多様化するスポーツニーズへの対応と参加者の拡充に努めます。
- ◆ 健康づくりのスポーツ活動に対応するため、ウォーキングやジョギング、ニュースポーツなどの軽スポーツの普及に努めます。
- ◆ 町民が気軽にスポーツに触れ、楽しめるよう、身近な活動拠点としての学校体育施設の開放を促進し、地域におけるスポーツ行事やスポーツ同好会、スポーツ少年団等の活動の支援に努めます。
- ◆ 地域のこぼれん会、サロン等の場を活用し、生涯スポーツとしてのニュースポーツの普及を図り、町民の健康づくりの支援に努めます。
- ◆ 町民や地域のスポーツ活動をコーディネートし、支援する指導者の育成を図り、町民の健康づくり、体力づくりの促進活動の充実に努めます。
- ◆ コミュニティスポーツクラブなど多世代参加型のスポーツ活動を推進し、様々な年齢層のスポーツ交流を通して、元気で活力のあるまちづくりに努めます。

(2) 競技力の向上と団体等の育成・支援

- ◆ 町体育協会や競技専門部会との連携・協力体制を強化・充実し、スポーツ団体の育成、競技力向上の支援に努めます。
- ◆ スポーツ少年団や部活動における指導力向上のため、指導者育成の強化に努め、競技スポーツの競技力向上に繋がるよう努めます。
- ◆ 県民体育大会や県下一周駅伝等で、地区代表として出場する選手や、各種競技の九州・全国大会へ出場する選手・団体への支援を行い、競技力向上に努めます。
- ◆ 競技スポーツ教室の開催やスポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の機会を活用したスポーツ交流により競技力の向上を図ります。
- ◆ スポーツコンベンションによるスポーツ合宿等の受入体制充実のため、施設利用面での取組を促進し、利用者満足度の向上を図ります。
- ◆ 令和5年（2023年）開催の『燃ゆる感動かごしま国体』の実施競技：ラグビーフットボール（少年男子）を通じて、全国に本町の魅力をアピールするとともに、大会を通じた「関係人口」の構築を図り、ラグビー大会の積極的な誘致に努めスポーツコンベンションの推進を図ります。

(3) スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進

- ◆ 指導者や保護者の研修を通じ、「心身ともに健全で、子どもらしい明るい表情を持った元気な子どもに育てる」基本理念の意識付けを図るとともに、活動の7つの心得を念頭に置いたスポーツ少年団活動の促進を図ります。
- ◆ スポーツ活動一辺倒の少年団活動や、勝利至上主義の指導などを見直し、主役である団員たちにとって、より良い活動ができるような環境整備に努めます。

(4) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の推進

- ◆ より多くの町民が、健康づくり、体力づくりの場として、あるいは競技力向上のために社会体育施設を活用できるよう、利用者ニーズを把握し、効率的な施設運営と計画的な維持管理に努めます。
- ◆ 学校体育施設を有効活用し、地域社会体育の促進が図られるよう学校施設開放に努めます。

【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
楽生し 涯めを る通 すじ ぽて ーい ツき 振い 興ま のと ま元 ち気 づで くり	(1) スポーツを通じた健康づくりと生涯スポーツの推進	① 各種大会、教室内容等の充実
		② ニュースポーツの普及促進
		③ 学校体育施設の利用促進
		④ 地域スポーツコーディネーターの育成
		⑤ 多世代参加型スポーツ活動の支援
	(2) 競技力の向上と団体等の育成・支援	① 競技スポーツ教室等の開催
		② 県体や全国大会等出場選手の支援
		③ 町体育協会等との連携強化
		④ スポーツ少年団指導者育成の強化
		⑤ スポーツ合宿の施設利用の充実
		⑥ 国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催
	(3) スポーツ少年団活動を通じた青少年育成の推進	① スポーツ少年団指導者、保護者の研修
		② 適切な活動のための環境整備
	(4) 社会体育施設の適切な維持管理と有効活用の推進	① 利用者ニーズの把握と効率的運営
		② 既存施設の有効活用

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
週1回以上の運動実施率	39.9%	50%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
スポーツ施設利用者数	204,936人	215,000人
スポーツ少年団加入率	34.6%	50%以上
町主催スポーツ大会参加者数	4,168人	累計15,600人

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康で心豊かな生活を過ごすため、継続的な運動習慣を身につけましょう。 ◆ 運動を通して、体力・気力の充実を図りましょう。 ◆ 地域のスポーツ活動などに積極的に参加しましょう
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の人が参加しやすいスポーツ環境づくりに努めましょう。 ◆ 地域のスポーツ活動の拠点として、学校体育施設等を有効活用しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域と協働して参加しやすいスポーツ環境づくりに努めましょう。 ◆ 組織の維持・強化に努め、積極的にスポーツ活動に取り組みましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民のスポーツ活動への参加を促進し、町民の健康づくり活動や各種スポーツ活動の場を提供します。 ◆ 安全安心なスポーツ施設の整備、競技スポーツの振興、指導者養成の支援を推進します。

【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

基本施策－20

歴史と文化の薫る「さつま学」の推進と
郷土愛を醸成するまちづくり



現状と課題

(1) 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- ◆ 町民が郷土の歴史や身近な文化財に「触れ、学び、親しむ」ことで郷土を愛する心の醸成に努める必要があります。
- ◆ 各学校において、地域の文化・産業遺産を取入れた教育活動を積極的に行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設け、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組む必要があります。
- ◆ 文化芸術活動は、小学校を対象に「市町村における青少年劇場」を活用し、2年に1回は鑑賞できる体制を継続していますが、県や文化庁の事業は申請が多いことから採択が難しいのが現状です。
- ◆ 全国的にも吹奏楽の町として知られていることから、「吹奏楽フェスタ」や「吹奏楽セミナー」などの音楽活動が行われています。
- ◆ 絵画や美術に対する造詣を深めるため、「さつま美術展」の開催、更に文化協会主催による県内でも珍しい「こども文化祭」を開催していますが、「さつま美術展」においては、高校生以上の出展が少ないことが課題となっています。
- ◆ 文化財の活用にあっては、文化財ボランティア（愛称：さつまガイド）を組織し、地域の文化財をガイドすることで、「さつま学」の推進の一翼を担っていますが、ボランティアガイドの高齢化が進んでいることから、若年層のガイド育成が課題となっています。
- ◆ 毎年、郷土芸能祭を開催するほか、町内の民俗芸能団体に道具などの整備に要する助成を行っていますが、三味線奏者などを含め後継者不足などにより年々継承が難しくなっていることから、後継者育成が課題となっています。
- ◆ 県や町、民間企業等の開発行為に対し、埋蔵文化財の保存の必要性を周知し、保護に努めています。
- ◆ 歴史民俗資料館の活用を図るため、定期的な展示替えや企画展・特別展を開催していますが、現在整備中の県立北薩広域公園歴史ゾーンと併せた企画展等の開催により、更なる集客力の向上対策が求められています。

施策の方向性

(1) 芸術文化の創造と郷土文化の継承

- ◆ 町民の芸術文化への認識を高めるため、「さつま美術展」の開催や「みやんじょ吹奏楽フェスタ」、舞台芸術等の鑑賞機会の提供に努めます。
- ◆ 地域の文化団体との連携を密にし、活発な活動ができるよう支援に努めます。
- ◆ 民俗芸能保存事業の活用の周知と併せ、発表の場の確保等により民俗芸能伝承活動の支援に努めます。
- ◆ 宮之城文化センターの老朽化が進んでいることから、計画的な改修に努めるとともに、新たな文化施設の建設について協議、検討を進めます。
- ◆ 文化財ボランティアガイドの育成と併せ、学校や地域の学習機会などを捉え、積極的な活動を行えるよう活躍の場の創出に努めます。
- ◆ 指定文化財については、所有者の協力を得ながら、適正な管理に努めます。
- ◆ 埋蔵文化財については、遺跡の性格や歴史的意義を明確にしながら保存に努めます。
- ◆ 宮之城歴史資料センターは、県立北薩広域公園歴史ゾーンの整備と併せ、連携したイベント等の実施に努めます。また、周遊ルートにあたる宗功寺墓地については、新たに国指定文化財として指定されたことから積極的な情報発信に努め、魅力ある歴史・観光スポットとしての拠点づくりに努めます。
- ◆ 貴重な文化・産業遺産である永野金山と山ヶ野金山との連携したイベント等の開催により、文化・産業遺産の有効活用に努めます。

【基本目標Ⅵ】 さつま学の推進による人間性豊かなまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
づの歴 く推史 り進と と文 郷化 土の 愛薫 をる 醸「 成さ すつ るま ま学 ちー	(1) 芸術文化の創造と 郷土文化の継承	① 新たな文化施設等の建設
		② 宮之城島津家墓所（国指定文化財）の活用
		③ 芸術文化の鑑賞及び活動機会の提供
		④ 文化施設の管理と充実
		⑤ 郷土の文化財の保存と活用
		⑥ 文化財ボランティアの育成と活躍の場の創出
		⑦ 伝統的工芸品の伝承活動の促進

目標・指標

● 成果目標	現状（R1）	目標（R7）
伝統文化の保存・継承がされていると感じる住民の割合	34.0%	50%以上
● 主な指標	現状（R1）	目標（R7）
指定文化財の登録数	77件	80件
文化協会加盟団体数	53団体	55団体
さつまガイド登録者数	16人	20人
歴史資料館入館者数	1,793人	2,500人

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化芸術活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ◆ 身近な文化財にふれて郷土の歴史を知り、次世代に保存・継承しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の文化芸術活動を推進しましょう。 ◆ 文化財を保存・継承し、地域の歴史を理解しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化団体加入者を増やしましょう。 ◆ 文化芸術活動や文化財の保存・継承の考え方を理解し、町民・地域・NPO等とともに文化財の保存活動に取り組みましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化団体等と連携した自主文化事業の開催に努めます。 ◆ 文化財の適正な保護に努めるとともに、特別展・企画展等による積極的な情報発信に努めます。 ◆ 新たな文化施設の検討にあたっては、町民・文化団体の意見聴取に努めます。

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

基本施策－21

地域をつなぐ交通環境の整備と
機能的なまちづくり



現状と課題

(1) 道路交通網の整備・充実

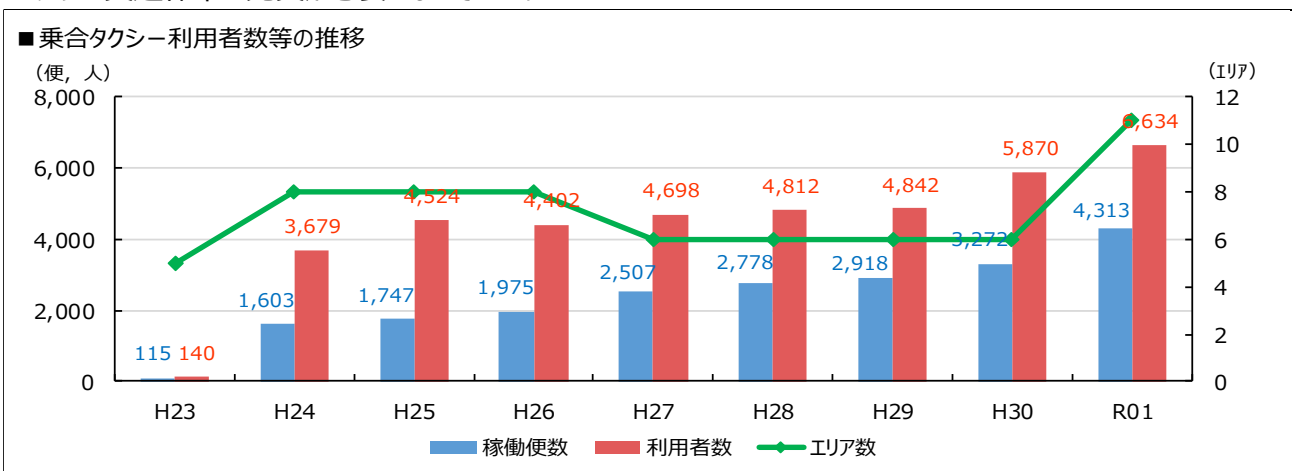
- ◆ 車社会の進展に対応した道路網などの基盤整備を進めてきましたが、超高齢社会、外国人住民の増加、自然災害、高度情報化社会など、様々な社会環境の変化に対応した強靱な基盤整備が求められています。
- ◆ 整備を進めるためには、名義変更が困難な「所有者不明土地」の対処が求められています。
- ◆ 地域における高齢者の増加等により、愛護作業に限界が生じている集落が増加している状況にあり、適切な道路の維持管理のあり方について検証が必要となっています。

(2) 公共交通網の維持と強化

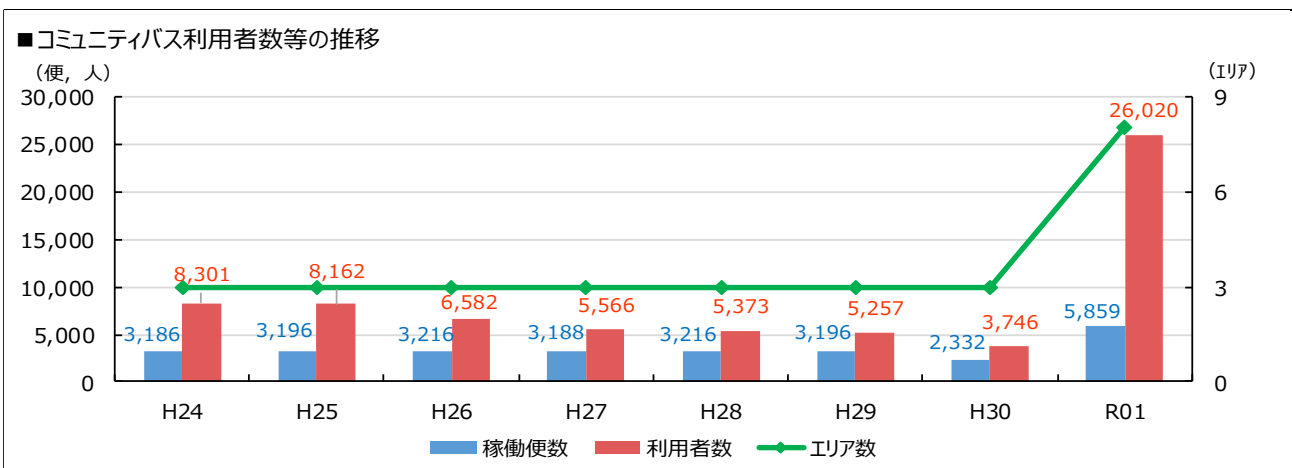
- ◆ 過疎化や自家用車利用が進む中、幹線バス路線の維持がますます困難な状況があり、便数の減少などにより住民のニーズに十分対応できていない路線があります。
- ◆ 町が実施しているコミュニティバスや乗合タクシーにおいて、幹線バスとの接続の調整や運行エリアの見直しが求められています。

(3) 地域と地域を結ぶ拠点づくり

- ◆ 人口減少が著しい周辺部において、病院や店舗が閉まるなど、通院や買い物等の日常生活への影響が深刻になっています。特に、車の運転に不安を感じたり自由に車を利用できない高齢者等にとっては、利用しやすい交通体系の充実が必要となっています。



※H23年度は10月運行開始の数値、H30年度は10月からドアツードア運行開始



※H30年10月から2路線が乗合タクシーへ移行、R01年度から通学優先バス運行開始

施策の方向性

(1) 道路交通網の整備・充実

- ◆ 市街地の地域活性化を支える幹線道路網の整備を進めるとともに、国・県と連携し、広域的な道路網の重要性及び生活道路としての利便性を考慮しながら、計画的な整備促進に努めます。
- ◆ 老朽化が進む道路と橋梁については、計画的な点検を行うとともに、事業費の平準化やコスト縮減に配慮しながら、計画的な修繕などの維持・管理を行い、安全性を確保します。
- ◆ 地域の暮らしを支える生活道路の維持管理については、地域との協働による取組を推進し、地域住民が安心して生活できるよう道路環境の整備に努めます。
- ◆ 道路等の危険個所についてSNSを活用し、従来より早い情報発信を行うことで、地域住民の危険個所認知につなげ、安全な生活環境の提供・整備に努めます。

(2) 公共交通網の維持と強化

- ◆ 誰もが利用しやすい日常生活の交通手段として幹線バスを含めた地域間ネットワークの構築を行います。
- ◆ 高齢者や通学生などの利用客ニーズに応じた、利便性と効率性のバランスのとれた、持続性の高い乗合タクシー・コミュニティバスの運行を行います。
また、乗り継ぎ利用の利便性を向上することで、町内広域での移動を円滑化し、町民の生活の質の向上を図ります。
- ◆ 高度化する情報通信技術を活用した予約方法の導入の可能性について検討し、利便性の高い乗合タクシーの運行を目指します。
- ◆ 公共交通の補完的役割として、自家用旅客有償運送の実施についての検討を進めます。

(3) 地域と地域を結ぶ拠点づくり

- ◆ 都市・住宅・福祉・交通等の政策連携によりコミュニティを再構築し、日常生活に不可欠な機能を集め、周辺地域とネットワークでつなぐ「小さな拠点」づくりに努めます。
- ◆ 中心的な拠点だけではなく、区公民館周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化についての検討を進めます。



【北薩横断道路「泊野道路」】

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
地域整備をとつ機能なぐ 的交な通 ま環 ち境 づの くり	(1) 道路交通網の整備・充実	① 地域高規格道路の整備促進
		② 国道3路線の未整備区間の早期整備促進
		③ 地域活性化を支える幹線道路網の整備促進
		④ 計画的な町道の整備
		⑤ ユニバーサルな道路環境の整備
		⑥ 暮らしを支える生活道路の維持管理
	(2) 公共交通網の維持と強化	① 公共交通機関の利用促進
		② 地方路線バスの維持
		③ 乗合タクシー・コミュニティバスの充実
(3) 地域と地域を結ぶ拠点づくり	① 中心市街地の整備促進	
	② 既存施設を活用した小さな拠点づくり	

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
町道等の整備に満足している住民の割合	32.3%	40%以上
乗合タクシー・コミュニティバス等の交通手段に満足している住民の割合	21.2%	30%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
町道の舗装率	85.7%	87.2%
乗合タクシー利用者数	6,634人	6,800人
コミュニティバス利用者数	26,020人	28,000人

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近な道路の愛護作業に積極的に参加しましょう。 ◆ 道路の危険箇所や異常を見つけたら連絡しましょう。 ◆ 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域全体で道路の清掃・除草などに積極的に取り組みましょう。 ◆ 公共交通の利用促進を図り、公共交通を地域みんなで支えましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適切な道路の利用に努めましょう。 ◆ 利用者ニーズに応じた安全で快適なサービスの提供に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全安心な道路の維持管理に努めます。 ◆ 高規格道路や主要な国道・県道の整備促進に努めます。 ◆ 利用者ニーズに応じた交通体系の確保に努めます。



現状と課題

(1) 公営住宅等の整備

- ◆ 長寿命化計画を基に、公営住宅等の整備など住み良い住環境づくりを進めていますが、建て替えや維持補修を行う費用が多額に上ることに加え、耐震強度を満たさない政策的な空き住宅や、人口減少などを要因として、町の中心部以外では空き住宅が増加しており、行政としての管理コストは、人的負担も含め増加傾向にあります。
- ◆ 町立学校に勤務する職員のうち町外からの自家用車通勤や民間住宅への入居が増加しており、管理職（校長，教頭）以外の教職員住宅の必要性が薄れてきています。
- ◆ 教職員住宅の老朽化により、維持管理費や修繕など、年々増加傾向にあることから優先順位、緊急性を考慮し必要な補修・改修を行う必要があります。

(2) 移住・定住対策の充実

- ◆ 相談会やセミナー、体験ツアー等を実施しているものの、住居支援や求職支援など移住するための情報不足など、移住に結びつかないケースがあることから、相談しやすい受入体制を整備する必要があります。
- ◆ コロナ禍において働き方が様変わりし、U・Iターンなど地方への回帰者や移住希望者のニーズが高まっています。
- ◆ 移住定住対策で住宅団地加算による支援策を行っているものの、分譲住宅団地では、未分譲地が存在しています。
- ◆ 若者世代の流出が顕著なことから、働く場所や住む場所等、官民の連携した取組が求められています。

(3) 都市公園等の整備・充実

- ◆ 施設が老朽化しており、長寿命化計画に基づき交付金事業などを活用しながら、限られた予算を集中していくことが必要となっています。
- ◆ 特に老朽化が進んでいる都市下水路の施設更新をどのように進めていくのか検討が必要となっています。

(4) 町営墓地等の整備・充実

- ◆ 町営墓地から納骨堂への改葬が多く、空き区画が増加しています。また、墓地全体の老朽化も見られるため、使用状況と管理台帳の整理を進め、利用状況に応じた計画的な再整備が必要となっています。

(5) 空き家・空き地対策の推進

- ◆ 町内には活用できる空き家が多く存在することから、空き家情報バンク制度を実施していますが、家財処分や名義変更など、様々な理由により制度への登録が低い状況にあります。
- ◆ 家屋の所有者の高齢化や遠方在住の管理者が多いことにより、管理が行き届かない家屋や空き地が増加しています。このような中で長年にわたり放置された家屋の危険家屋化や所有者が不明な土地の荒廃化により、防災上や衛生上、景観上で近隣住民に不安を与えている現状が課題となっています。

(6) 適正な土地利用の推進

- ◆ 大規模な土地取引については、面積要件により、開発行為を行う際に土地利用協議書を提出することとされていますが、無届や面積要件に該当しない土地取引等の把握が難しい状況にあります。このような場合において、自然環境や生活環境に影響を及ぼすような案件への対応が困難な状況となっています。
- ◆ 農地について、後継者や担い手不足による耕作放棄地の増加に伴い、農地法等の関係法令に基づく、適正な農地の権利移動、利用権設定が困難となる事案が増加することが懸念されます。

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

施策の方向性

(1) 公営住宅等の整備

- ◆ 公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の建て替えや既存住宅の補修等により、継続的に住みやすい環境づくりに努めます。
- ◆ 人口減少などを要因として、町の中心部以外では、空き住宅が増加しているため、耐震強度を満たさない住宅等を中心に住宅の集約化を図り、低コスト化・省力化を図ります。
- ◆ 教職員住宅で特に管理職住宅は老朽化し、その対策が急務となっていることから、教職員住宅の計画的整備や今後のあり方について検討を進めます。
- ◆ 教職員住宅整備計画（仮称）等を策定し、年次的な住宅管理、整備に着手します。

(2) 移住・定住対策の充実

- ◆ ふるさと回帰センター等との連携や都市圏での移住相談会、セミナーの開催等により、移住・定住の情報発信に努めるとともに、不安なく移住できる町ぐるみの受入体制づくりに努めます。
- ◆ 移住者等の住宅取得やリフォーム等に対する支援を行うとともに若者や新婚世帯の経済的負担を軽減するなど、人口減少の抑制を図る移住・定住対策に努めます。
- ◆ 移住希望者への住居や雇用に関する情報を積極的に提供するとともに、移住・定住の相談を一括して行う「移住・定住コンシェルジュ（仮称）」の設置について検討します。
- ◆ 分譲住宅団地の早期販売に努めるとともに新たな住宅団地の整備について検討します。
- ◆ 企業や各種団体等が連携し、若者の出逢いの場や企業間による交流の場の提供、婚活サポーターを中心とした少人数での交流の展開など、結婚活動に対する支援に努めます。

(3) 都市公園等の整備・充実

- ◆ 長寿命化計画等に基づき、計画的な都市施設（都市公園・都市下水路等）の維持管理や施設更新に努めます。

(4) 町営墓地等の整備・充実

- ◆ 墓地使用状況調査により、使用状況と管理台帳の整理を進めていくとともに、現在紙媒体で管理している墓地台帳を電子化し、効率化及び徹底した管理で無管理墓地の発生防止に努めます。
- ◆ 火葬場については、長寿命化計画を作成し、計画的な施設の改修など利用者に配慮した施設整備に努めます。

(5) 空き家・空き地対策の推進

- ◆ 各区公民館と連携した空き家情報バンク制度を展開し、登録及び情報提供を図るとともに、移住定住対策や空き家リフォームへの支援により空き家の有効利用に努めます。
- ◆ 住宅リフォーム補助制度や空き家情報バンク制度との連携を図り、移住者や住民の住宅需要に対応できる制度の充実を図ります。
- ◆ 所有者等による適正な管理が行われるよう啓発活動に取り組むとともに、危険家屋化や土地の荒廃化の防止に努めます。また、空き地等の新たな活用を促進するための仕組みについて検討します。

(6) 適正な土地利用の推進

- ◆ 優れた自然環境や生活環境等を保全・活用するため、各種法令に基づいた利用について定期的に周知を行い、適正な土地利用に努めます。
- ◆ 大規模盛土により造成された宅地等について、大規模災害が発生した際の崩落の危険性について調査を行い、情報収集に努めます。
- ◆ 農地について、農業委員等が地域の話し合い活動（農業を考える会など）に積極的に参加し、自己の知識と経験を生かして、担い手の発掘、耕作放棄地の未然防止・解消等に努めることにより、農地法等の関係法令に基づく、適正な農地の権利移動、利用権設定へ繋がります。

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
居住環境が整備されたまちづくり	(1) 公営住宅等の整備	① 公営住宅の長寿命化 ② 計画的な住宅管理と整備
	(2) 移住・定住対策の充実	① 移住・定住の情報発信 ② 住宅取得、リフォーム等に対する支援 ③ 移住体験ハウスの活用促進 ④ 分譲住宅団地の販売促進と新たな住宅団地の整備・検討 ⑤ 若者の出会い・交流の場の創出への支援
	(3) 都市公園等の整備・充実	① 都市施設（都市公園・都市下水路等）の維持管理
	(4) 町営墓地等の整備・充実	① 墓地施設の把握、維持管理 ② 火葬場の長寿命化
	(5) 空き家・空き地対策の推進	① 住宅需要に対応できる制度の充実 ② 危険家屋・荒廃土地の抑制 ③ 空き家情報バンク制度等を活用した空き家の有効利用
	(6) 適正な土地利用の推進	① 法令に基づく適正な土地利用の啓発 ② 適正な農地の権利移動、利用権設定

目標・指標

● 成果目標	現状（R1）	目標（R7）
生活しやすい環境だと感じている住民の割合	57.4%	65%以上
● 主な指標	現状（R1）	目標（R7）
町営住宅改修戸数	6戸	累計30戸
若者定住促進事業による転入世帯数	6世帯/年	累計25世帯
若者定住促進事業による新婚世帯数	1世帯/年	累計25世帯
婚活イベント開催数 （婚活パーティー含む）	2回	累計20回

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空き家・空き地の適正管理に努めましょう。 ◆ 身近な生活環境の美化に取り組ましましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公園や広場の清掃など、美化活動に協力しましょう。 ◆ それぞれの地域にふさわしい住環境づくりに取り組みましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空き家対策について、専門的な情報提供や技術的な支援を行いましょう。 ◆ 土地利用に関する各種規制を遵守しまししょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好な住環境づくりのため、補助制度等による支援と積極的な情報提供に努めます。 ◆ 施設の長寿命化計画に基づき、適正な維持管理に努めます。

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

基本施策－23 安心・安全な水が安定供給される まちづくり



現状と課題

(1) 良質な水道の安定供給

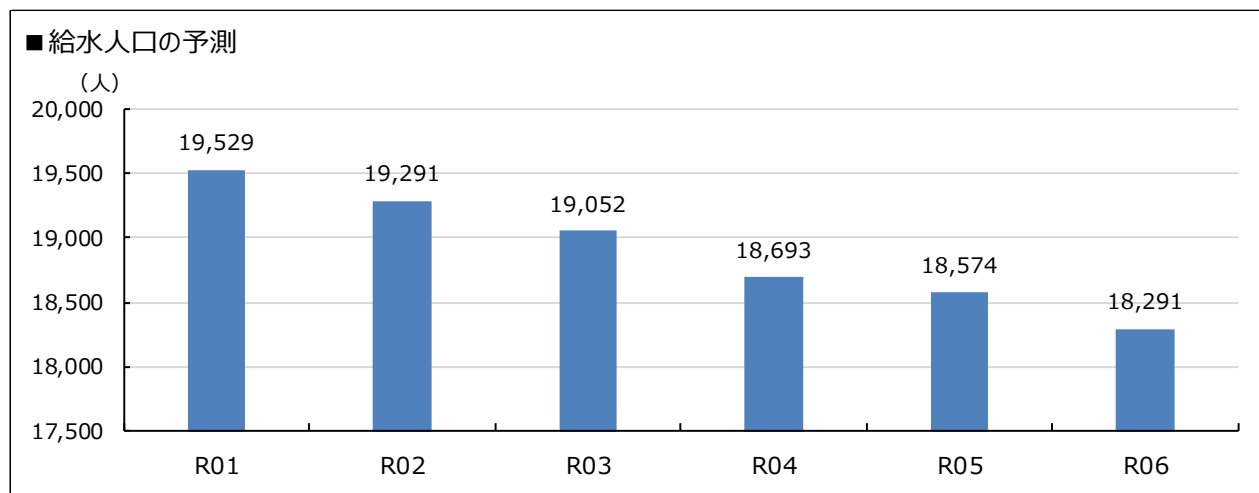
- ◆ 毎年水道法に定められた水質検査計画を策定し、原水や浄水の水質について定期的に検査を実施することで、常に水質監視に努めているが、水源の一部で表流水に依存している施設もあることから、表流水の水質監視が課題となっています。

(2) 災害に強いライフライン

- ◆ 水道施設は、耐用年数を迎える施設が数多く残っており、水道管路も総延長約451kmを有し、一部老朽化による機能低下で漏水なども多く発生しています。また、施設の耐震化率も低いため、災害などの緊急時でも安定した給水ができるような対策が求められています。

(3) 水道事業の健全運営

- ◆ 給水人口の減少、節水意識の高揚などに伴い水需要は減少傾向にあり、厳しい経営環境にあることから、将来的に健全な財政運営ができるよう、更なる効率的な事業運営が求められています。



施策の方向性

(1) 良質な水道の安定供給

- ◆ 安定した良質な水が取水できるよう、水源施設周辺の環境監視の強化を図ります。
- ◆ 水道法に基づき実施している原水や浄水の水質検査結果の監視・公表を継続するとともに、突発的な水質異常にも対応できるよう関係機関との連携強化を図ります。

(2) 災害に強いライフライン

- ◆ 老朽化した施設の更新を計画的に実施するとともに、耐震化に対応した災害に強い水道施設の整備に努めます。
- ◆ 災害時等においても給水できるよう、断水区域の狭小化を図るための給水区域内の連絡管や非常用電源装置の整備と併せ、広域支援体制等バックアップ機能の強化を図ります。

(3) 水道事業の健全運営

- ◆ 水道事業の運営状況を常に分析・評価して、継続的な安定経営に努めるとともに、財政状況等の公表により、水道利用者の理解を図ります。
- ◆ 人口減少に伴い、将来的な給水需要の減少が見込まれる中においても、独立採算性の原則に基づき健全な財政運営ができるよう、収入の確保、適正な予算の執行に努めながら経営の健全化を図ります。

【基本目標Ⅶ】 みんなに優しく魅力あふれるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
安心・安定・供給 まちなみ づれ水くるがり	(1) 良質な水道の安定供給	① 水源施設周辺の環境監視の強化
		② 水質検査結果の監視・公表
	(2) 災害に強いライフライン	① 老朽施設の計画的更新
		② 災害に強い水道施設の整備
		③ 災害時の広域支援体制の整備
	(3) 水道事業の健全運営	① 水道事業の経営の健全化
		② 適正な水道料金の設定

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
上水道等の整備状況（水道の普及）に満足している住民の割合	61.9%	70%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
水道管路の耐震化率	2.06%	4.5%以上
有収率（総配水量における料金収入対象となった水量の割合）	75.0%	80%以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道水を有効に利用し、水資源の環境保全に努めましょう。 ◆ 節水に努めるとともに、漏水と修繕箇所の早期発見に努めましょう。 ◆ 水道料金の公平負担を理解し、料金は納期限内に納入しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水資源の環境保全に努めましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道を大量に使用する場合は、事前に水道管理者に連絡しましょう。 ◆ 水道料金の公平負担を理解し、料金は納期限内に納入しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道施設を適正に維持管理し、漏水箇所等の早期発見・早期復旧に努めます。 ◆ 定期的実施する水質検査の結果を町ホームページ等で公表し、安全な水道の供給に努めます。 ◆ 水道事業運営に係る財政状況等を評価・検証し、継続的な安定経営に努めます。

施策別基本計画

『自然』うるおう

【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

基本施策－24	自然と調和した暮らしと環境を守るまちづくり	91
基本施策－25	水や緑など自然にふれあうまちづくり	94

【基本目標Ⅸ】 ふるさつを見直し、資源を大切にするまち

基本施策－26	循環型社会形成を推進するまちづくり	96
基本施策－27	環境美化に積極的なまちづくり	98

【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

基本施策－24

自然と調和した暮らしと環境を守る
まちづくり



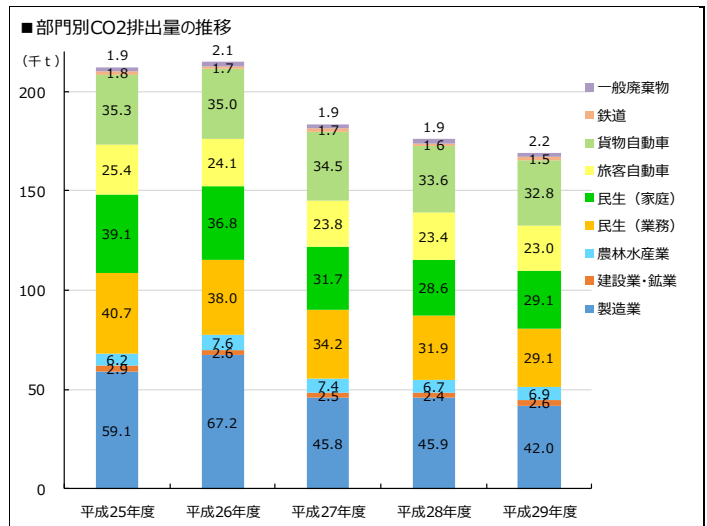
現状と課題

(1) 美しい景観の継承

- ◆ 本町の美しい景観は、豊かな自然を背景に、古くから人が住み、自然に寄り添いながら特有の歴史・文化を育んできた結果です。しかし、過疎化・高齢化による労働力の低下の影響から、耕作放棄地・荒廃竹林、危険家屋の増加等により、美しい農山村の景観の悪化が見られます。

(2) 地球環境保全の推進

- ◆ 国において、2050年カーボンニュートラル※1宣言がなされ、エネルギー政策や新車販売の電動車100%実現など、脱炭素に向けたあらゆる取組の検討が進められています。県や市町村においても、温室効果ガスの排出抑制等のための計画的な施策の実施が求められており、本町においては、二酸化炭素の排出量は減少傾向にあるものの、町民・事業者・行政等が連携を図りながら、より一層地球環境にやさしい取組により、温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。



【出展】環境省「部門別CO2排出量の現況推計」

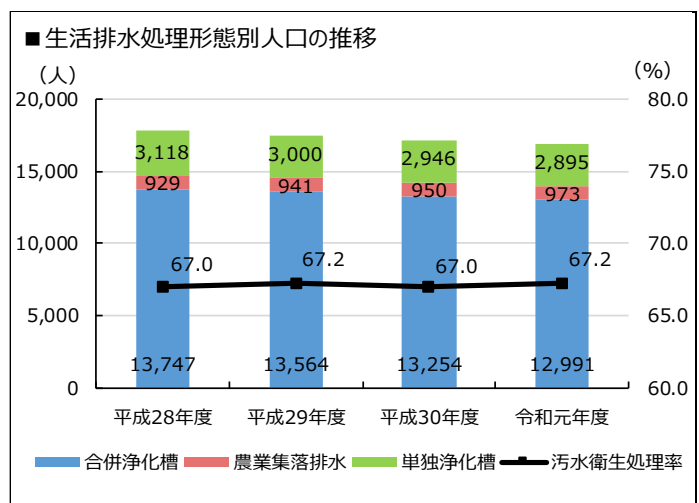
- ◆ 世界的に地球温暖化対策が喫緊の課題になっており、本町においても再生可能エネルギー施設の導入が進んでいますが、個人又は事業者による個別導入になっており、町の施策としての推進体制ができておらず、エネルギーの地産地消等循環サイクルの構築が出来ていない現状にあります。
- ◆ 平均気温の上昇により、真夏日が続き冷房機の使用頻度増大による電力消費量の増加が見込まれます。

(3) 水辺環境保全の推進

- ◆ 河川等の水質に影響を及ぼす生活雑排水の対策として浄化槽設置整備事業に取り組んでいますが、少子高齢化等の影響により、合併処理浄化槽の設置基数が減少傾向にあります。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、撤去工事にかかる費用負担が大きいため、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。

- ◆ 農業集落排水事業については、高齢化に伴い、接続者の減少が見込まれ、新規接続者の増加がない場合は、供用率の減少は避けられない状況にあります。
- ◆ 農業集落排水施設は老朽化が著しく、突発的な故障が相次いでおり、修繕料も増加傾向にあります。また、異物の混入が設備に悪影響を及ぼすため、使用者に対して注意啓発を行う必要があります。

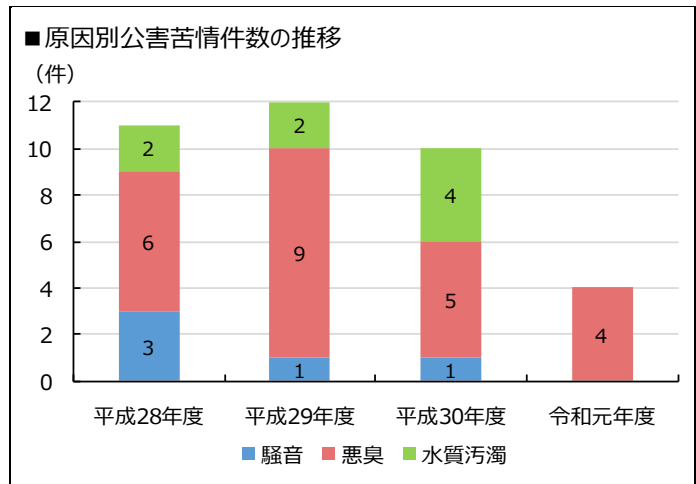


※1 **カーボンニュートラル**とは、環境科学の用語の一つで、何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。

【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

(4) 公害防止対策の充実

- ◆ 公害問題は、近隣トラブルに関するものも多く、民事的な環境問題について、行政側がどこまで介入してよいか判断に苦慮する場合があります。
- ◆ 町民の健康や良好な生活環境を守るためには、町民の公害防止に対する意識を高め、公害の発生を未然に防止する必要があり、地域住民や事業所が一体となったマナー意識の向上に努めることが重要です。



施策の方向性

(1) 美しい景観の継承

- ◆ 本町の美しい景観の特色を生かせるよう、住民の景観や環境美化の意識をより高め、地域・事業者等と連携を図りながら、自然や歴史・文化が豊かに息づく景観を生み出し、育てていくことに取組みます。

(2) 地球環境保全の推進

- ◆ 2050年カーボンニュートラルに向けては、温室効果ガス排出の約8割を占めるエネルギー分野の取組が特に重要とされています。今後の電力需要は、産業・運輸・家庭部門の電化によって増加するとの試算があることから、太陽光発電をはじめバイオマス発電・小水力発電・風力発電などの様々な再生可能エネルギーの導入の可能性について検討します。更に、温室効果ガス排出の低減対策の普及や地球環境に負荷の少ない持続可能な社会システムの構築を図るとともに、発電事業者や地域関係者の相互の連携のもと、地域活力の向上に向けた持続的な取組を推進します。
- ◆ 役場庁舎内の効果的・計画的な事務処理に努め、冷暖房機・照明点灯時間の削減や、ごみの減量化、3R運動※1の推進、各施設の更新や廃止を踏まえ、施設管理・省エネ化を図ります。

(3) 水辺環境保全の推進

- ◆ これまで取組んできた汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を更に推進し、生活雑排水が自然環境に与える影響を最小限に抑える取組を推進します。
- ◆ 農業集落排水事業を安定的に運営するため、今後も住民に対して広報等を通じて接続を促す周知啓発を行い、未接続者の減少に努めるとともに、加入者人口の減少により使用料金収入が減少傾向にあることを考慮した料金体制への見直しを検討します。
- ◆ 農業集落排水施設の長寿命化のため、令和3年度から令和6年度にかけて大規模改修工事の計画的な実施及び令和6年4月1日開始の公営企業会計への移行作業を進めます。

(4) 公害防止対策の充実

- ◆ 各種苦情に対して、警察や保健所、環境美化推進員との協力体制を強化することで防止に努めます。また、広報や出前講座等で町民への啓発を行うことで、環境保全意識の向上を図ります。

※1 **3R運動**とは、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表します。廃棄物の発生抑制 (リデュース)、部品等の再利用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の3つのRに取組むことでゴミを減らし、そのことでゴミの焼却や埋め立て処分による環境への影響を減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会 (循環型社会) を作ろうとするものです。

【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
自然 暮らし と調和 した環 境づく りを 守ら るま ちを 守り	(1) 美しい景観の継承	① 住民の景観や環境美化への意識の醸成
	(2) 地球環境保全の推進	① 温室効果ガス排出の低減対策の普及・促進
		② 施設の適正管理・省エネ化の推進
	(3) 水辺環境保全の推進	① 合併処理浄化槽への転換の推進
		② 農業集落排水事業の安定運営
	(4) 公害防止対策の充実	① 公害防止に対する協力体制の強化
		② 環境保全意識の啓発

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
住んでいる地域の美しさに満足している住民の割合	55.6%	60%以上
川や水路の水のきれいさに満足している住民の割合	41.4%	50%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
合併処理浄化槽の設置率	62.5%	74%以上
農業集落排水施設への接続率	92.1%	95%以上
公害苦情件数	4件	0件
家庭での省エネルギーへの取組に満足している住民の割合	46.8%	50%以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 積極的に環境にやさしい生活を心がけましょう。 ◆ 自然とのふれあいを通して、自然保護意識を高めましょう。 ◆ 地球温暖化に関心を持ち、再生可能エネルギーについて学習会や環境保全活動に参加しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちの美化活動に地域ぐるみで取組みましょう。 ◆ 豊かな自然や歴史・文化などの美しい景観づくりに、地域全体で取組みましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政や他の団体と連携しながら、地球温暖化対策を推進しましょう。 ◆ 新たな環境技術の導入に積極的に取組みましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境学習の充実など、環境問題に対する啓発活動に努めます。 ◆ 町有施設の適切な管理を行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ◆ 生活環境、自然環境などの問題を適切に把握し、関係機関等と連携した公害防止対策に努めます。

【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

基本施策－25 水や緑など自然にふれあうまちづくり



現状と課題

(1) 公園・緑地の整備

- ◆ 本町には、自然環境に恵まれた地区が数多く存在しており、なかでも、川内川及び鶴田ダム周辺の変化に富んだ河川景観を中心とし、紫尾山などを含めた「川内川流域県立自然公園（昭和39年4月1日鹿児島県指定）」があります。
- ◆ 県立北薩広域公園は、河川、森林などの景観を活かし、芸術性や文化性を備えた北薩地域全体のシンボリックな役割を持つ公園として、虎居地区・宮之城屋地地区の川内川に面する一帯に整備されています。
- ◆ 近年、広い自然の中で個人や家族でゆっくりと時間を過ごす「キャンプ」が、安全で健康的なレジャーとして注目されています。

(2) 親水護岸施設的环境整備

- ◆ 一級河川の川内川やその支流には、水辺の楽校や親水公園などが整備され住民の憩いの場として親しまれており、関係機関や地元団体と連携し除草等の環境整備を行っていますが、高齢化による地域の労力不足が課題となっています。

(3) 野生動植物の生息・生育環境の保全

- ◆ 地球温暖化や自然環境の変化により、天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物について、適切な保護に努める必要があります。
また、イノシシやシカなどの鳥獣被害の増加により、単に農林産物の被害だけではなく、野生動植物の生態系にも影響が生じています。

施策の方向性

(1) 公園・緑地の整備

- ◆ 県において北薩広域公園「歴史ゾーン」の実施設計に着手されたことから、今後も早期整備が行われるよう、県・国へ要望を行います。
- ◆ 第2期公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金の活用による隣接するちくりん公園の再整備を実施します。
- ◆ 緑地や公園の整備、公共施設や道路沿道の緑化に努めるとともに、町民の緑化活動を支援します。
- ◆ 人々の自然への意識の変化を好機ととらえ、キャンプ施設や自然とふれあえる公園施設とその周辺整備について、地域・ボランティア団体・行政等が連携した緑化・美化活動を推進するとともに、町内施設の利用率向上を図ります。

(2) 親水護岸施設的环境整備

- ◆ 地元団体等との連携による清掃・除草等の通常管理を行うとともに、川内川河川事務所や公益法人鹿児島県地域振興公社との連携による水辺公園施設等の管理を行い、水辺環境の整備に努めます。

(3) 野生動植物の生息・生育環境の保全

- ◆ 天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物等について、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を適切に運用し、野生動植物の保護対策と適切な管理の啓発を図ります。
- ◆ 国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発、防除活動の推進に努めます。

【基本目標Ⅷ】 豊かな自然を守り、水と緑に癒されるまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
ふれあうまちづくり	(1) 公園・緑地の整備	① 北薩広域公園の整備促進
		② 公園施設の長寿命化計画に基づく再整備
		③ 官民が連携した公園等施設と周辺地域の緑化・美化
	(2) 親水護岸施設的环境整備	① 関係機関や地元団体等と連携した水辺施設等の管理
		② 自然環境に配慮した水辺環境の整備
	(3) 野生動植物の生息・生育環境の保全	① 野生動植物の保護対策
		② 外来生物の防除対策

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
水や緑など自然に親しめる場の整備状況に満足している住民の割合	46.5%	50%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
水と緑に囲まれた自然景観の保全に満足している住民の割合	64.6%	70%以上
水辺や野山の生き物の生息状況に満足している住民の割合	39.9%	50%以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マナーを守り、適切な公園・緑地の利用を心がけましょう。 ◆ 山や川などの自然環境に配慮し、野生動植物の生息・生育環境の保全に協力しましょう。 ◆ 外来生物の飼育や栽培は、最後まで責任を持ち適切に行いましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の公園や緑をみんなで大切に守りましょう。 ◆ 農薬や化学肥料等の減に努め、自然環境に配慮した農業を心がけましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開発行為等を行う場合は、野生動植物等に配慮し、保護・保存活動に努めましょう。 ◆ 身近な自然、歴史、文化的な資産に誇りと愛着を持ち、保全と有効活用に努めましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然環境に配慮し、計画的な公園緑地管理に努めます。 ◆ 自然公園や自然遊歩道、水辺公園などの自然とふれあえる場の提供に努めます。 ◆ 野生動植物の保護対策と外来生物の防除対策など、適正な管理の啓発活動に努めます。

【基本目標Ⅸ】 ふるさつを見直し、資源を大切にすまち

基本施策－26 循環型社会形成を推進するまちづくり



現状と課題

(1) ごみ減量化及び資源化の推進

- ◆ 本町のごみ分別は、可燃ごみ1、資源ごみ15、不燃ごみ6の22品目で行っているものの、分別に対する意識の差が見られることから、循環型社会の形成を実現するため、更なる分別意識の向上に努めることが重要です。
- ◆ 平成30年度からの生ごみ分別開始により、可燃ごみの排出量が減少し、資源ごみのリサイクル率は上昇傾向にありますが、その割合がまだまだ低いことから、今後も、住民や事業者等の理解と協力を求めながら更なる推進を図る必要があります。
- ◆ 増加する外国人住民に対応するため、多言語対応の「ごみ分別ポスター」や「ごみ収集カレンダー」により、外国人労働者を雇用する企業等と連携して、ごみの分別と資源化を呼びかけていますが、分別に対する理解不足が見られることから、外国人の理解しやすい周知に努める必要があります。

(2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進

- ◆ 廃棄物処理施設の老朽化に伴い、効率的・計画的な機器の更新、整備、日々の点検及び保全管理を行いながら、施設の長寿命化対策に努める必要があります。
- ◆ 現在の施設は稼働後23年を経過しており、機器の更新等で部品等が入手困難になるケースがあり、修繕等の経費が増えることが予想されます。

《収集搬入形態別ごみ排出量の推移》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口	21,911人	21,569人	21,202人	20,776人
計画収集人口	21,911人	21,569人	21,202人	20,776人
ごみ搬出量	6,564t/年	6,495t/年	6,344t/年	6,225t/年
収集ごみ	4,053t/年	4,002t/年	3,823t/年	3,754t/年
直接搬入ごみ	2,511t/年	2,493t/年	2,521t/年	2,471t/年
一人1日当たりのごみ搬出量	821g/日	825g/日	820g/日	821g/日
収集ごみ	507g/日	508g/日	494g/日	495g/日

収集ごみ：委託業務が収集したごみ

直接搬入ごみ：個人及び事業者が持込んだごみ

施策の方向性

(1) ごみ減量化及び資源化の推進

- ◆ 衛生自治団体連合会の研修や出前講座、町広報紙等の広報媒体により、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R運動を推進し、ごみの減量化・リサイクルを積極的に推進します。
- ◆ 不法投棄等の不適切処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して、監視体制の強化や町民等への啓発に努めます。
- ◆ 家庭ごみの減量化・資源化を促進するため、地域や企業等と連携したごみ出しルールの周知啓発を積極的に行い、地域ぐるみで外国人を含めたごみの分別に対する意識の醸成に努めます。

(2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進

- ◆ 生ごみの分別収集及び堆肥化リサイクル等の推進により、ごみの減量化を図り、町が管理する焼却施設（クリーンセンター）への負荷軽減に努めるとともに、効率的な廃棄物の収集・運搬、クリーンセンターの適切な維持管理に努めます。

【基本目標Ⅸ】 ふるさつを見直し、資源を大切にすまち

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
循環型社会の形成を推進す	(1) ごみ減量化及び資源化の推進	① 3R運動の推進によるごみの減量化・リサイクル化
		② 不法投棄等不適切処理の防止
		③ 多言語に対応したごみ分別の推進
	(2) 廃棄物処理施設の長寿命化対策の推進	① 処理施設の長寿命化対策
② 効率的な廃棄物の収集・運搬		

目標・指標

● 成果目標	現状 (R1)	目標 (R7)
ごみの減量化・分別・リサイクルの取組に満足している住民の割合	50.6%	60%以上
● 主な指標	現状 (R1)	目標 (R7)
資源ごみリサイクル率	20.4%	25%以上
収集ごみ (可燃・不燃) の量	2,865 t	1,903 t
収集ごみ (資源) の量	888 t	1,000 t
直接搬入ごみ (可燃・不燃) の量	2,278 t	2,130 t
直接搬入ごみ (資源) の量	193 t	241 t

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 決められたごみ出しのルールを守り、ごみの減量化・資源化に努めましょう。 ◆ 生ごみの分別に取組み、分別した生ごみで作られる堆肥を有効活用しましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動の中で、資源循環活動に積極的に取組みましょう。 ◆ ごみの発生抑制を推進し、ごみステーションの適正管理を行いましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 過剰包装の抑制や資源化の推進に取組みましょう。 ◆ 3R運動に努め、廃棄物は適正に処理・処分しましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみの減量化・資源化を推進するため、積極的な啓発活動を実施します。 ◆ 効率的な廃棄物の収集・運搬と施設の適切な維持管理に努めます。 ◆ 不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して、監視体制の強化や町民等への啓発に努めます。

現状と課題

(1) 環境教育・環境学習の推進

- ◆ 本町では、出前講座や広報紙等の広報媒体を通じて環境に関する啓発活動を行っていますが、ごみの分別や出し方、不法投棄の状況について十分な効果が得られていない状況にあります。
- ◆ 事業者や外国人への環境問題に対する啓発や意識の向上が課題となっています。



【女性団体による生ごみ分別視察】

施策の方向性

(1) 環境教育・環境学習の推進

- ◆ 可燃ごみ、資源ごみの袋に「QRコード」を記載し、「ごみの分け方・出し方」の周知啓発に努めます。
 - ◆ 多言語電子配信ソフトを使い、外国語表示の「ごみの分け方・出し方」について町内の外国人へ情報提供を図ります。
- また、広報紙やホームページ等を活用し、環境に関する情報を適切に提供します。

施策体系

基本施策	基本項目	基本項目の展開
な 環 ま 境 ち 美 づ 化 く に り 積 極 的	(1) 環境教育・環境学習の推進	① 出前講座による環境学習の充実
		② ごみの分け方・出し方の周知（外国人対応含む）
		③ 小・中学校における環境教育の推進
		④ 花いっぱい運動の推進

【基本目標Ⅸ】 ふるさつを見直し、資源を大切にすまち

目標・指標

● 成果目標

	現状 (R1)	目標 (R7)
ごみの分別や出し方のマナーに満足している住民の割合	67.7%	70%以上

● 主な指標

	現状 (R1)	目標 (R7)
環境教育、環境学習の状況に満足している住民の割合	19.1%	30%以上
家庭でごみの分別（ごみの資源化）を行っている割合	20.3%	30%以上
イベントや取組など環境情報の入手状況に満足している住民の割合	26.8%	35%以上

役割分担

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出前講座等を受講し、環境学習に取り組みましょう。 ◆ ごみのポイ捨てや不法投棄は止めましょう。
地 域	◆ 道路・水辺の清掃活動や環境学習活動などの自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げましょう。
事 業 者	◆ 地域貢献の視点に立ち、環境マネジメントシステム※1の導入など、環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境教育・環境学習に必要な資料・教材の充実を図ります。 ◆ 広報紙やホームページを活用し、環境に関する情報を適切に提供します。

※1 環境マネジメントシステムとは、組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案（Plan）、実施・運用（Do）、点検・是正（Check）、見直し（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。



【生ごみリサイクル（堆肥化）】

重点プロジェクト

重点プロジェクトの趣旨

重点プロジェクトの施策体系

重点プロジェクトの展開

3 重点プロジェクト

重点プロジェクトの趣旨

本町の「第2次総合振興計画」において、基本構想の将来像『ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町』の実現に向けて、「町民」、「地域」、「各種団体」、「事業者」、「行政」などの多様な主体の協働による取組を、「みんなで紡ぐ」をキーワードに横断的な視点で実践する施策として、将来像の実現を目指します。

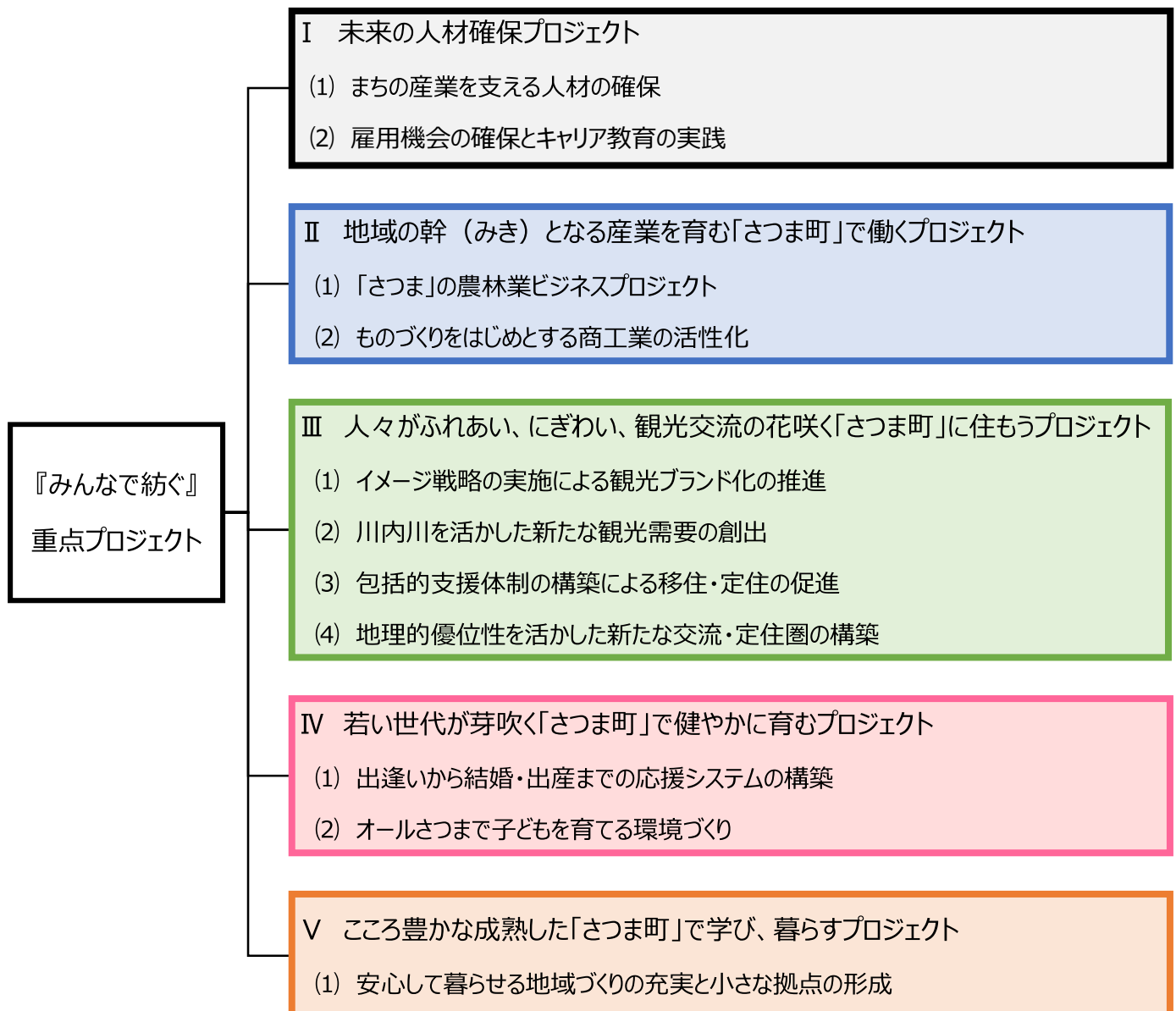
今後も、少子高齢化の進行、人口減少問題、住民ニーズの多様化、厳しい財政状況等を考慮しつつ、政策・施策を展開していくことが重要です。

このことから、人口減少克服と地方創生を目的とした「第2期さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、第2次さつま町総合振興計画後期基本計画で示した分野別体系を横断した、①雇用、②移住・定住、③結婚・出産・子育て、④地域づくりの4つの分野について、特に重点的・優先的な取組を

『みんなで紡ぐ』重点プロジェクト

として位置づけます。

重点プロジェクトの施策体系



3 重点プロジェクト

重点プロジェクトの展開

I 未来の人材確保プロジェクト

1 基本的方向

- ◆ 各産業における人手不足が大きな社会問題となっている中で、今後の人口減少の局面において次世代を担う若者や子どもたちが活躍し、将来にわたって持続可能な社会を構築するため、これからの「さつま町を支える人づくり」を目指して、担い手の育成などの「人づくり」や雇用機会の確保・多様な働き方の実現などの「環境づくり」について、横断的に施策を推進します。

2 具体的な施策

(1) まちの産業を支える人材の確保	① 地域を支える人材の確保・育成
	② 高齢者・障がい者などに対応する福祉人材の確保
	③ 農林業の担い手の確保・育成
	④ 起業支援と事業承継者の支援
	⑤ 都市部の人材を地方で活かす副業・兼業による多様な働き方の推進
(2) 雇用機会の確保とキャリア教育の実践	① インターンシップ等の実施による勤労観・職業観の育成
	② 移住・定住希望者への求職支援
	③ 企業と連携した多様な雇用の確保

II 地域の幹（みき）となる産業を育む「さつま町」で働くプロジェクト

1 基本的方向

- ◆ 基幹産業である農林業の振興対策を総合的・計画的に推進するとともに、「将来にわたって持続可能で多様な農業生産」と「活力ある農村環境の確立」を目指すための施策を推進します。
- ◆ 効率的・効果的な農業生産が行えるように、次世代技術等を活用した新たな生産技術の実証試験を推進するとともに、就農支援のための各種研修制度等を活用し、新規就農者の確保に努めます。
- ◆ 地域経済の活性化に向けて、これまでの製造業中心の産業創出に加え、新たに地域の特色を活かした産業を創出し、町の持続的な発展に必要な労働力の確保と雇用環境の拡大に努めます。

2 具体的な施策

(1) 「さつま」の農林業ビジネスプロジェクト	① 地産地消の推進と新たなビジネスの展開
	② まちぐるみによる6次産業化の促進
	③ 農産物販売促進戦略の積極的な展開
	④ 地域農林業人材の確保・育成
	⑤ 竹林整備による安定供給体制の構築
(2) ものづくりをはじめとする商工業の活性化	① ものづくり関連企業等の誘致、連携による産業基盤強化および魅力向上
	② 地域性・独自性に長けた魅力ある商業の振興
	③ 創業支援及び担い手の確保

3 重点プロジェクト

Ⅲ 人々がふれあい、にぎわい、観光交流の花咲く「さつま町」に住もうプロジェクト

1 基本的方向

- ◆ さつま町に定住する人や観光などで訪問する人が増えるように、町の魅力である自然や温泉等のPR、また、これらを活用したイベントなど町の取組を町内外に積極的に情報発信し、移住・定住につながるシティプロモーション活動を推進します。
- ◆ 交流人口・関係人口の増加と地域活性化に向け、多様化する国内外の観光客のニーズを満たす多面的な取組を包括的に推進し、観光・交流機能を充実させるとともに、関係団体等と連携した広域観光体制づくりを推進します。
- ◆ 東京圏など都市部からの移住や人材の還流を図るため、移住施策関係情報の発信や相談対応など、UIJターン※1の促進につながる取組を推進するとともに、実際の移住につながるよう住宅や生活面でのサポート環境を整えます。
- ◆ 観光やスポーツ合宿等を契機とした交流人口の拡大を図りながら、更に本町との縁や関わりを深める関係人口の創出・拡大を目指します。また、関係人口が移住につながる仕組みの構築を目指します。

2 具体的な施策

(1) イメージ戦略の実施による観光ブランド化の推進	① 「美」をキーワードとするイメージ戦略の実施
	② イメージ戦略における受入体制の整備
(2) 川内川を活かした新たな観光需要の創出	① 周辺自治体、団体との連携による広域観光交流の充実
(3) 包括的支援体制の構築による移住・定住の促進	① ワンストップサービスによる支援体制の構築
	② 移住・定住希望者に対する包括的な生活支援の実施
(4) 地理的優位性を活かした新たな交流・定住圏の構築	① 北薩地域におけるベッドタウン化の推進
	② 地域の強みを活かした交流促進

Ⅳ 若い世代が芽吹く「さつま町」で健やかに育むプロジェクト

1 基本的方向

- ◆ 若い世代を中心に結婚・子育てへの関心を高めるとともに、結婚や出産を望む全ての人の希望がかなうよう、出逢いから結婚、出産・子育てのしやすい環境づくりを進めます。
- ◆ 保護者が安心して子育てができるように、子育て支援施策を多面的に展開するとともに、子育て世帯の費用負担軽減など、経済的な支援策を講じます。
- ◆ 小学生時期から地域の歴史や文化、自然についての学習を進めるとともに、郷土芸能の継承活動など地域と一体となった学校教育等を通じて、地域への愛着や関心を高める取組を推進します。
- ◆ 本町唯一の高校である薩摩中央高等学校の活性化を図るため、各種の支援策・振興策により生徒確保を図るとともに、生徒の活躍や学校の取組などの情報発信、町内企業や事業所等との連携した取組を推進します。

※1 **UIJターン**とは、Uターン（地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること）・Iターン（地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること）・Jターン（地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの都市へ移住すること）の総称で、首都圏などの大都市圏から地方に移住すること

3 重点プロジェクト

2 具体的な施策

(1) 出逢いから結婚・出産までの応援システムの構築	① 地域等での出逢いの場の創出
	② いのちを育む教育と産前・産後ケアの体制づくり
(2) オールさつまで子どもを育てる環境づくり	① 子育て世代を応援する切れ目のない支援サービス
	② オールさつまで子どもを育てる環境づくり

V こころ豊かな成熟した「さつま町」で学び、暮らすプロジェクト

1 基本的方向

- ◆ 全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じた運動やスポーツを楽しみ、健康づくりによって活力ある地域づくりにつながるよう、活動機会の充実を図ります。
- ◆ 地域づくり活性化計画の着実な実行による住民主体のまちづくりを支援するとともに、地域で暮らす人達が、年齢や性別、国籍などに関係なく、安全で安心して暮らすことができ、地域活動や地域づくりに積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- ◆ 町民の日常生活上での移動手段として、地域のニーズにあった交通体系の充実とモビリティ・マネジメント※1に取り組めます。
- ◆ 情報基盤の更なる拡充や情報システムの利活用を通して、町民生活の質の向上と地域活性化を推進します。
- ◆ 町民全員が心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、魅力と活力ある地域づくりにつなげるため、子どもからお年寄りまでのすべての世代が学べる社会教育の環境づくりを推進します。

2 具体的な施策

(1) 安心して暮らせる地域づくりの充実と小さな拠点の形成	① 健康寿命の延伸に向けた地域で支える体制づくりの推進
	② 住民参画による地域づくり活動の支援
	③ 便利で快適な生活環境の構築
	④ 知的風土の醸成に向けた地域担い手の育成

※1 モビリティ・マネジメントとは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組です。



資料編

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定経過

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定体制

さつま町振興計画審議会

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定経過

2019年（令和元年）

-
- | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月～6月 | まちづくりアンケート調査（18歳以上） <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：18歳以上住民 2,000人（無作為抽出） ・回答者数：1,058人 回収率：52.9% まちづくりアンケート調査（高校生世代） <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：15歳～18歳住民 300人（無作為抽出） ・回答者数：115人 回収率：38.3% |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

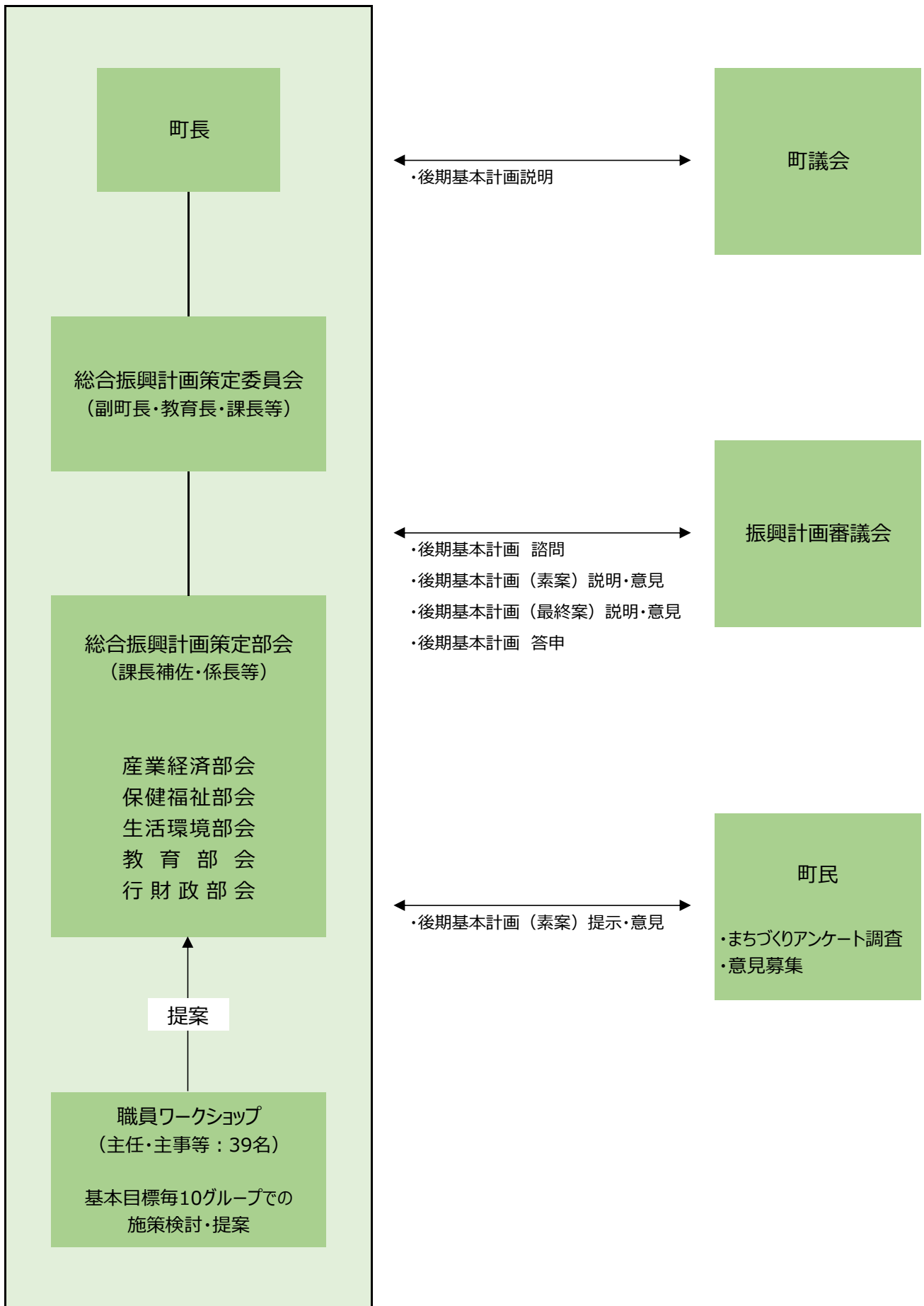
2020年（令和2年）

-
- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月 | 振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・諮問 第2次総合振興計画後期基本計画策定について ・第2次総合振興計画に基づく取組状況について ・総合振興計画後期基本計画策定方針について ・まちづくりアンケート結果について <hr/> 総合振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・総合振興計画後期基本計画策定方針について ・まちづくりアンケート結果について <hr/> 総合振興計画策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・総合振興計画後期基本計画策定方針について ・まちづくりアンケート結果について |
| 9月～10月 | 総合振興計画策定部会（産業経済・保健福祉・生活環境・教育・行財政） <ul style="list-style-type: none"> ・後期策定スケジュールについて ・前期計画振り返りについて ・後期計画（素案）検討 |
| 10月～11月 | 若手職員ワークショップ（全5回） <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標別の10グループによる施策検討・提案 |
| 11月 | 総合振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（素案）について |
| 12月 | 振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（素案）について <hr/> 総合振興計画策定部会（部会長・副部会長会議） <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（最終案）への職員ワークショップ提案の反映について ・後期基本計画成果目標の考え方について |

2021年（令和3年）

-
- | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1月～2月 | 総合振興計画策定部会（産業経済・保健福祉・生活環境・教育・行財政） <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（最終案）の検討 ・後期基本計画成果目標の設定 |
| 2月 | 総合振興計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（最終案）について <hr/> 総合振興計画後期基本計画（案）に対する意見募集 |
| 3月 | 振興計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次総合振興計画後期基本計画（最終案）について ・答申（案）について 答申 第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定について |

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定体制



さつま町振興計画審議会

さつま町振興計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、さつま町振興計画に関し必要な事項を調査及び審議するためさつま町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 前号に掲げるもののほか公共的団体の役員又は職員
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委託)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さつま町条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年12月24日条例第25号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第29号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さつま町振興計画審議会委員名簿

No.	区分	所属・職名	氏名	審議会職名
1	議会議員	さつま町議会議長	平八重 光輝	
2		さつま町議会副議長	新改 秀作	
3		さつま町議会議員	米丸 文武	
4		さつま町議会議員	川口 憲男	
5		さつま町議会議員	森山 大	
6	教育委員	さつま町教育委員	坂口 正浩	
7	農業委員	さつま町農業委員会会長	池山 準一	
8	公共的団体の 役員又は職員	さつま町社会教育委員	高下 清人	
9		北さつま農業協同組合代表理事組合長	春田 和則	
10		薩摩郡医師会副会長	相良 久治	
11		さつま町商工会会長	白石 和弘	
12		さつま町社会福祉協議会会長	二階堂 清一	会長
13		さつま町文化協会会長	川内 優子	
14		さつま町女性団体連絡協議会会長	上別府 ユキ	副会長
15		さつま町青年団長	柳澤 佑介	
16		さつま町商工会女性部長	得永 小夜子	
17		さつま町農業青年クラブ	熊田 明日香	
18	学識経験者	鶴田ダム管理所長	三浦 錠二	
19		県北薩地域振興局農政普及課長	本山 夕起子	
20		薩摩中央高等学校長	川俣 昭寿	

諮問

さ企第1290号
令和2年8月4日

さつま町振興計画審議会
会長 二階堂 清 一 殿

さつま町長 日高 政勝

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定について（諮問）

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画策定について、さつま町振興計画審議会
条例第1条の規定により、貴審議会に諮問します。

答申

令和3年3月15日

さつま町長 日高 政勝 殿

さつま町振興計画審議会
会長 二階堂 清 一

第2次さつま町総合振興計画後期基本計画の策定について（答申）

令和2年8月4日付けさ企第1290号で諮問のあった第2次さつま町総合振興計画
後期基本計画について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適切であると判断した
ので、別紙の意見を付して答申します。

(別紙)

総合振興計画の基本に関する事項

- ◆ 後期基本計画の進行管理については、長期的な目標においての検証だけでなく、短期的な数値目標等を設定しながら検証作業を行い、計画期間途中においても見直しができる取組に努められたい。
- ◆ 後期基本計画の内容を広く町民に周知し、まちのみんなで取組めるよう気運の醸成に努められたい。

施策別基本計画に関する事項

- ◆ 地域コミュニティの持続可能な活動を行っていくための支援について、地域の実情を考慮した取組を検討されたい。
- ◆ いのちを育む教育について、学校教育の分野という枠に捉われず、子育てという面的な広がりを持って、関係課が連携しながら、地域と一緒に次代を担う子ども達を育てる取組とされたい。
- ◆ 障がい児や発達が気になる子どもなど、早期の気付きと関わり方について、保護者を含めたきめ細かな支援に取組まれたい。
- ◆ 商工業の振興には人口減少問題が大きく関連している。人口が減少することで地域の活性化にも影響があり、色々な産業の担い手の減少にもつながることから、人口減少対策も含め働く人材の確保対策に努められたい。
- ◆ 人口減少に伴い、周辺部の商店等も減少傾向にあることから、地域の商店を守る施策に取組まれたい。
- ◆ 各公民館や公民会において、高齢化率にも大きな開きがあり地域力にも格差があることから、高齢者等の買い物支援対策などを検討されたい。
- ◆ 農林産物の生産から加工・流通までの6次産業化を推進するためには、農林業と商工業の連携が大きな役割を担うことから、事業者同士がマッチングできる仕組みの構築を図られたい。
- ◆ 国において、農林業など地域活性化対策に関連する事業が検討されていることから、積極的な情報収集と事業導入に向けた検討を図られたい。
- ◆ 農林業の担い手不足は深刻な問題となっていることから、新規就農を目指す住民に向けた情報提供の充実を図られたい。
- ◆ 結婚対策の推進を図り、さつま町を担う若い世代の確保に努められたい。
- ◆ 郷土芸能の伝承活動やスポーツ少年団活動など、少子化が進展する中で継続した活動が困難となりつつある。人口減少対策と併せて、文化活動やスポーツ活動を行う子ども達が、いきいきと継続した活動につながる取組に努められたい。
- ◆ 移住・定住対策については、地域の活性化を図る上でも、地域に若い世代が「住みたい」と思える環境づくりに努められたい。
- ◆ 高齢者の交通手段の確保策として、乗合タクシー・コミュニティバスなどが運行されているが、この事業を継続して実施するための運転手の確保対策について、事業者や行政が連携した対策の検討を図られたい。
- ◆ 外国人労働者の増加に伴い、自転車等での道路の通行が増えていることから、自動車だけではなく、歩行者や自転車などに配慮した道路環境の整備に努められたい。
- ◆ 水道の未普及地域の対応について、地域で管理する集落水道を含めた対策を検討されたい。

重点プロジェクトに関する事項

- ◆ 各種分野において人材不足が進んでいることから、人材確保を重点的な項目として位置付けた取組を検討されたい。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2次
さつま町総合振興計画
後期基本計画

令和3年3月発行

【発行】 さつま町
【編集】 さつま町 企画政策課
〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2
T E L 0996-53-1111
F A X 0996-52-3514
U R L [http : //www.satsuma-net.jp](http://www.satsuma-net.jp)
E-mail ki-kikaku@satsuma-net.jp



SATSUM
TOWN
KAGOSHIMA